

## ○私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について

「私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出について（通知）」（令和6年3月29日付け5文科高第2244号高等教育局長通知）において定められた、私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出書類の作成に当たっては、以下の点に留意して作成してください。なお、令和7年度以降の大学の設置等の手続（「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則」（平成18年3月31日文部科学省令第12号）第1条に規定する手続（設置者の変更を除く）、以下「手続規則に基づく手続」という。）については、令和4年10月1日施行の改正後の大学設置基準等によるものとされていますが、本通知に記載の各手続は、改正前の大学設置基準等に基づき行うことが可能です。ただし、既に改正後の大学設置基準等を適用している大学等が改正前の大学設置基準等に基づき手続することや、手続規則に基づく手続では改正後の大学設置基準等に基づき手続する一方、本通知に記載の手続は改正前の大学設置基準等に基づき手続するなど、実態や手続間で不整合性が生じることがないように、注意してください。

### 1 基本計画書の記載方法について（共通部分）

- ・基本計画書の「新設学部等の概要」とあるのは「届出学部等の概要」と、「新設学部等の名称」とあるのは「届出学部等の名称」と、「新設分」とあるのは「届出分」と読み替えてください。
- ・基本計画書の記載方法は、本手引（本書p.51以降）を参照してください。

### 2 私立大学の学長の決定の届出について

- ・学長が再任された場合等も含め前学長としての任期が満了し、新しく任期が定められた場合には、本届出を提出してください。
- ・提出時期について「学長を決定した時」とありますが、学長の就任（例えば4月1日等）の後に提出するのではなく、学長を決定する機関において最終的に決定された後速やかに提出することに留意してください。

### 3 公私立大学等の目的、名称、位置の変更の届出について

- ・「ア 私立大学等の目的の変更」又は「イ 公私立大学等の名称の変更」における「変更の事由及び時期を記載した書類」については、変更の事由、変更の時期及び基本計画書の「設置者」から「新設学部等の概要」の欄までの内容（設置者、大学の名称、大学本部の位置、新設学部等の概要（名称、修業年限、入学定員、編入学定員、収容定員、学位又は称号、開設時期及び開設年次、所在地））を任意の様式に記入してください。
- ・「ア 私立大学等の目的の変更」及び「イ 公私立大学等の名称の変更」については、大学の学部、学部の学科、大学院、大学院の研究科若しくは研究科の専攻、短期大学の学科又は高等専門学校に属する学科に係る変更を含むことに留意してください。
- ・「イ 公私立大学等の名称の変更」とは、学部等の設置とは異なり、原則として既存の教育課程等の変更を伴わない、名称のみの変更を指します。本手続の前に、本手続によることの可否について判断するため、大学設置・学校法人審議会の「事前相談」に諮っていただくようお願いいたします。

- ・「ウ 公私立大学等の位置の変更」については、大学の本部の位置の変更の場合と理解してください。単に学部等の位置を別のキャンパスへ変更する際には、「3 外国等への位置の変更」の場合を除き、届出の必要はありません。ただし、新しくキャンパスを開設する場合や、新たに校地・校舎等を取得する場合には、別途「4 校地・校舎等の変更等の届出」の提出が必要であることに留意してください。
- ・「ウ 公私立大学等の位置の変更」の場合は、基本計画書の「計画の区分」の欄、「大学の目的」から「既設分」までの各欄、「図書・設備」の欄、「スポーツ施設等」の欄、「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄及び「附属施設の概要」の欄は記入不要です。なお、「既設大学等の状況」の欄について、位置の変更後「所在地」が変更する学部等については、届出時の所在地を記入するとともに、変更後の所在地についても、（【変更後】〇〇県△△市・・・）のように括弧で記入してください。

#### 4 外国等への位置の変更について

- ・本届出は、「2 位置の変更の届出」と異なり、大学の学部や研究科等の組織の位置の変更が含まれていることに留意してください。
- ・基本計画書の「図書・設備」の欄及び「スポーツ施設等」の欄は記入不要です。
- ・基本計画書の「新設分」の欄、「既設分」の欄及び「事務職員」から「指導補助者」の欄の直下の「計」の欄までの各欄には、位置の変更後の数を記入し、括弧の中には位置の変更前の数を記入してください。

#### 5 校地・校舎等の変更等の届出について

- ・本届出は、直接教育の用に供する土地及び建物に関する権利の取得、処分等（借用の場合を含む）の場合に提出が必要なものです。主な例としては、新しくキャンパスを設置する場合や、校舎を建て替える等の場合における建物の権利の取得の場合等が挙げられますが、直接教育の用に供さない遊休地等の取得の場合等には、本届出は不要です（参照：「校地・校舎の変更の届出について」（私学部参事官室）（[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shinkou/07021403/008/001.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/008/001.htm)））。校地面積や校舎面積の考え方については、参事官室に提出するものと一部異なっている部分がありますので、本書 p.64 を参照の上、提出してください。
- ・本書 p.64 で示す校地面積や校舎面積に係る部分に該当しない土地、建物の取得については、参事官室に提出する場合であっても、大学設置室への届出は不要です。
- ・「土地の面積」及び「建物の面積」には、校地面積、校舎面積が関係する取得・処分等する土地・建物の面積を記載してください。なお、面積は登記簿上の面積が想定されますが、提出期限までに登記が間に合わない場合は、建築時の面積など登記前の面積を記載し「備考」にその旨を明記してください。その後、登記簿上の面積に変更が生じた場合は、当該変更について改めて届出してください。
- ・「うち校地面積」、「土地のうち校地に係る面積」、「うち校舎面積」、「建物のうち校舎に係る面積」については、当該土地、建物の面積のうち、本書 p.64 で示す校地面積や校舎面積の考え方に従って記載してください（「土地の面積」、「建物の面積」と「校地面積」、「校舎面積」が同数であれば、その数を記載してください）。
- ・「既設大学等の状況」は、当該大学の全ての学部、研究科等について記入してください。

## 6 公私立大学等の学則の変更の届出について

- ・「イ 公立大学の学部の国際連携学科の設置」の場合、記載方法の詳細は「国際連携学科等の設置の認可申請に係る提出書類の作成の手引」を参照してください。
- ・専攻科又は別科の設置の場合に、12月末までに課程認定がなされず、課程認定がなされなかったならば当該専攻科又は別科の設置をしない場合（課程認定の有無にかかわらず設置する場合は従前通り12月末までに提出すること）には、学則変更予定書を提出した上で、課程認定がされ次第届出書を提出してください（届出書が提出されることにより当該専攻科又は別科が設置されることとなりますので、予定書のみを提出した大学は設置の前年度中に届出書が提出されない場合には、予定書が取り下げられたものとみなされます。ただし、課程認定がなされず予定書を取り下げる場合にも速やかに連絡してください）。
- ・専攻科の届出について、専攻科の基礎となる学部、学科等がある場合には、「届出学部等の名称等」の欄中、「備考」の欄に当該学部、学科等の名称を記入してください。
- ・「オ 公立大学の学部の学科又は公立短期大学の学科、公立高等専門学校等の学科の収容定員の変更に伴うもの」及び「カ 公立大学の大学院の研究科の専攻の収容定員の変更に伴うもの」の場合、基本計画書の記載方法は、私立大学の収容定員に係る学則変更届出の場合に準じてください。
- ・「ケ 上記及び手続規則第1条に掲げる事項以外の学校教育法施行規則第4条第1項各号に掲げるものに係る学則変更」とは、主に教育課程の変更や、学部の学科にコース等を置く場合等が挙げられますが、「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則」第1条に掲げる事項については、認可申請や設置届出等の手続が必要であることに留意してください。
- ・設置認可申請又は届出や、収容定員に係る学則変更の認可申請又は届出において提出した学則案から認可や届出後に変更がない場合には、改めて学則変更届出を提出することは要しません。

## 7 公私立大学又は短期大学の通信教育に関する規程の変更について

- ・変更の事由及び時期を記載した書類については、変更の事由、変更の時期及び基本計画書の「設置者」から「届出学部等の概要」の欄までの内容（設置者、大学の名称、大学本部の位置、届出学部等の概要）を任意の様式に記入してください。
- ・設置認可申請又は届出や、収容定員に係る学則変更の認可申請又は届出において提出した規程案から認可や届出後に変更がない場合には、改めて届出を提出することは要しません。

## 8 学生募集停止の報告について

- ・特に大学・短期大学の廃止の場合には、社会的な影響が大きいことに鑑み、学内における意思決定後速やかに報告を行うようお願いします。
- ・学生募集を停止する場合には、学生、教職員等関係者の理解を十分得るよう努めてください。
- ・平成22年通知より、「2 募集停止により入学する者がいなくなる最初の年度又は時期」（年度としては翌年度、時期としては翌年の4月1日が通常想定されます）、「6 募集停止を開始する時期（一般に公表する時期）」（通常理事会の決議後の日が想定されます）の記入が必要となっていることに留意してください。
- ・別紙様式4の注④にもありますが、学生募集停止により、当該学部等の根拠規定を学則等からすべて消去してしまうのではなく、学部等が廃止されるまでの間は何らかの形で学則上に記載すること（又は学則上当該学部等が廃止されるまで存在しておくこと）が必要であることに留意してください。

- ・学生募集停止の報告を提出する際には、収容定員変更（減少）の学則変更手続も必ず行うようにしてください（学生募集停止の報告と収容定員変更の学則変更手続は提出時期が異なるため、それぞれの提出時期に提出してください。）。特に、私立の法科大学院の収容定員に係る学則変更については、届出ではなく認可申請が必要であることに留意してください（提出時期については、「私立大学の収容定員に係る学則変更の認可申請」の受付期間を確認してください）。

## 9 別紙様式2の根拠条文について

- ・根拠条文については、公立大学（公立大学法人）の名称の変更、位置の変更、学則の変更の場合（通知本文2，5の手続）には、「学校教育法施行令第26条第1項」、公立大学（公立大学法人）の通信教育に関する規定の変更の場合（通知本文6の手続）には、「学校教育法施行令第27条」、私立大学の学則変更等の場合（通知本文2，3，4，5，6の手続）には、「学校教育法施行規則第2条」としてしてください。

## 10 学則の添付について

- ・学則を提出書類に定めている手続について、通知本文8に記載しているとおおり、改正後の学則全文をホームページにおいて掲載する場合は、届出に当たって学則を添付することは要しません。

## 11 提出時期について

- ・提出時期に「ただし、特別の事情によりこれを過ぎる場合は、変更しようとするとき。」を定めている手続について、本事項を適用して手続しようとする場合は、特別の事情や必要性について説明した書類を作成（様式任期）して、必要提出書類とともに提出してください。

## 12 提出方法について（通知本文9）

- ・提出ファイルはPDFファイル形式としてください。wordファイルやExcelファイルで提出があった場合、PDFファイルで再度提出をお願いすることとなりますので、ご注意ください。
- ・以下の文部科学省ホームページに示すURLから、必要な情報を入力の上、提出してください。  
 (URL) [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/ninka/1366768.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/1366768.htm)  
 (トップ > 教育 > 大学・大学院，専門教育 > 大学の設置認可・届出制度 > 申請・届出書類作成の手引，記入様式など > 私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について（通知）)

提出に際しては、届出書類は全て一つのPDFファイルとするようお願いいたします。（複数の種類の届出がある場合は、複数回手続を行う必要があるため、あらかじめ御了承ください。）また、提出に当たっては、以下に記載する注意事項を確認の上、提出していただくようお願いいたします。なお、入力内容については、別紙「入力イメージ」を御確認ください。

### 【注意事項】

- ① 一つの手続については全ての書類を一つのPDFにまとめて提出してください。なお、パスワードは設定しないようお願いいたします。（※複数の手続を行う場合は、一つの手続ごとにPDFを作成してください。）
- ② 上記URLで必要事項を入力しないで提出した場合、届出を受け付けたものとはしませんので、必ず必要な情報を入力してください。

- ③ ファイル名については、以下の記載例を参考に、誤りの無いよう入力してください。ファイル名に誤りがある場合、入力いただいた連絡先に担当者から連絡を取り、当該ファイル名による届出提出をしたことの確認をもって受け付けたものとさせていただきますが、ファイル名に誤りがな  
いか等について提出前に改めて確認を行っていただきますようお願いいたします。

<ファイル名例>

届出年月日（届出書に記載の日付）＋【学校コード】＋ 大学名 ＋（届出区分）＋【差替】（※差  
替え提出の場合のみ）

（例1）私立大学の学長の決定の場合：20250301【000】虎ノ門大学（1）

（例2）その他の学則変更の場合：20250301【000】虎ノ門大学（5・ケ）

※1 【学校コード】については、以下 URL を確認の上、該当番号を入力してください。

なお、該当の無い場合は、本番号は学校基本調査での「学校コード」と同様の番号ですの  
で、当該番号を入力してください。

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/mext\\_01087.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/mext_01087.html)

※2（届出区分）には、上記1～7に挙げた届出の区分を記載してください。

※3 届出年月日には、届出書の日付を記載してください。

※4 大学名には、大学院の場合は大学院名を記載してください。

※5 届出の再提出、または同じ届出を複数回アップロードされる際の理由を、フォームの備考欄  
に記載してください。ファイルの差替えの場合はファイル名の末尾に【差替】と記載してく  
ださい。

各 公 私 立 大 学 長  
各 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長  
大学を設置する各地方公共団体の長  
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長 殿  
大学を設置する各学校法人の理事長  
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役  
放 送 大 学 学 園 理 事 長  
高等専門学校を設置する各学校法人の理事長

文部科学省高等教育局長  
池 田 貴 城

私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について（通知）

標記のことについては、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 10 条、学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 26 条第 1 項、第 27 条、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 2 条及び第 19 条に基づき、文部科学大臣へ届け出ることとされていますが、令和 6 年 4 月 1 日以降は、下記のとおり取り扱うこととしましたので事務処理上遺漏のないようお取り計らい願います。

本件は、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 31 号）による地域医療連携推進法人制度の改正に伴い、大学設置基準第 39 条第 1 項に規定する「附属病院」に含まれる病院について、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 70 条第 1 項第 1 号に掲げる法人が開設する病院に限ることとした、大学設置基準の一部を改正する省令（令和 6 年文部科学省令第 7 号）を踏まえて、関連する記載を改めるものです。

また、本通知に記載の各手続は、大学設置基準等の一部を改正する省令（令和 4 年文部科学省令第 34 号）附則第 4 条に基づき、改正前の大学設置基準（以下、「改正前大学設置基準」という。）を適用する場合でも手続することが可能です。ただし、令和 7 年度以降の大学の設置等の手続（「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則」（平成 18 年文部科学省令第 12 号）第 1 条に規定する手続（設置者の変更に係るものを除く）、以下「手続規則に基づく手続」という。）については、令和 4 年 10 月 1 日施行の改正後の大学設置基準（以下、「改正後大学設置基準」という。）によるものとされていることを踏まえ、手続規則に基づく手続では改正後大学設置基準を適用する一方、本通知に記載の手続は改正前大学設置基準を適用するなど、実態や手続間で不整合が生じることがないように留意してください。そのほか、本通知の記載事項に沿わない手続も散見されるため、改めて、本通知や「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引」に記載されている内容を十分に御理解の上、適切な手続を行うようお願いいたします。

なお、本通知に伴い、「私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について（4 文科高第 1842 号、令和 5 年 3 月 10 日付け高等教育局長通知）」は、令和 6 年 3 月 31 日付けで廃止します。

## 記

1 学校教育法第 10 条に基づく、私立（構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条に基づき学校教育法第 2 条の特例として学校設置会社により設置される場合を含む。以下同じ。）の大学（短期大学を除く。以下同じ。）、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）の学長（高等専門学校にあっては校長。以下同じ。）の決定（再任の場合を含む。）の届出

① 提出書類

- ア 届出書（別紙様式 1）
- イ 新学長の履歴書

② 提出時期 学長を決定したとき。

③ 提出先

- ア 大学  
大学教育・入試課大学設置室
- イ 短期大学  
大学教育・入試課短期大学係
- ウ 高等専門学校  
専門教育課高等専門学校第一係

2 公立大学等の場合は学校教育法施行令第 26 条第 1 項第 1 号又は第 2 号、私立大学等の場合は学校教育法施行規則第 2 条第 1 項第 1 号に基づく、大学等の目的（公立大学等を除く。）、名称、位置の変更（単なる住居表示の変更のみに係るものを除く。）の届出

① 届出の種類

- ア 私立大学等の目的の変更
- イ 公私立大学等の名称の変更（大学の学部、学部の学科、大学院、大学院の研究科若しくは研究科の専攻、短期大学の学科又は高等専門学校の学科の名称の変更を含む。）
- ウ 公私立大学等の位置の変更（二以上の校地において教育を行う場合にあっては、学長室若しくは校長室が設置され、又は表簿が備え付けられている等、当該大学等の管理に関して主たる機能を有する校地が移転する場合を「位置の変更」という。）

② 提出書類

- ア 上記①の届出のうちア及びイ
  - (1) 届出書（別紙様式 2）
  - (2) 変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意）
  - (3) 学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）
- イ 上記①の届出のうちウ
  - (1) 届出書（別紙様式 2）
  - (2) 変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意）
  - (3) 基本計画書（「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関

する規則」（平成18年文部科学省令第12号。以下「手続規則」という。）別記様式第2号をいう。以下同じ。）のうち、以下に記載する様式

【改正前大学設置基準を適用している大学等の場合】

- ・ 共同学科に関する手続きの場合：手続規則（改正前）様式の基本計画書（その1の2）
- ・ 共同学科以外に関する手続きの場合：手続規則（改正前）様式の基本計画書（その1の1）

【改正後大学設置基準を適用している大学等の場合】

- ・ 大学（大学院を除く）、短期大学に関する手続き（共同学科に関する手続きを除く）の場合：手続規則（改正後）様式の基本計画書（その1の1）
- ・ 大学院に関する手続き（共同教育課程に関する手続きを除く）の場合：手続規則（改正後）様式の基本計画書（その1の2）
- ・ 高等専門学校に関する手続きの場合：手続規則（改正後）様式の基本計画書（その1の3）
- ・ 共同学科に関する手続きの場合：手続規則（改正後）様式の基本計画書（その1の4）
- ・ 共同教育課程に関する手続の場合：手続規則（改正後）様式の基本計画書（その1の5）

- (4) 校地校舎等の図面（①最寄りの駅からの距離並びに当該大学等の学生が通常使用する当該最寄りの駅からの交通手段及び時間等を示した図面、②校舎及び運動場等の配置図、③校舎の平面図）

③ 提出時期

ア 上記①の届出のうちア

変更しようとする年度の前々年度の3月1日から前年度の12月31日まで。ただし、特別の事情によりこれを過ぎる場合は、変更しようとするとき。

イ 上記①の届出のうちイ及びウ

変更しようとする年度の前年度の4月1日から12月31日まで。ただし、特別の事情によりこれを過ぎる場合は、変更しようとするとき。

④ 提出先

ア 公立大学

上記①のイ 大学教育・入試課大学設置室

上記①のウ 大学教育・入試課公立大学係

イ 私立大学

大学教育・入試課大学設置室

ウ 短期大学

大学教育・入試課短期大学係

エ 高等専門学校

専門教育課高等専門学校第一係

- 3 学校教育法施行規則第2条第1項第3号に基づく、私立の大学の学部、大学院の研究科、短期大学の学科その他の組織の位置を、我が国から外国に、外国から我

が国に、又は一の外国から他の外国に変更するときの届出

① 提出書類

(1) 届出書（別紙様式2）

(2) 変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意）

(3) 基本計画書のうち、以下に記載する様式

【改正前大学設置基準を適用している大学等の場合】

・ 共同学科に関する手続きの場合：手続規則（改正前）様式の基本計画書（その1の2）

・ 共同学科以外に関する手続きの場合：手続規則（改正前）様式の基本計画書（その1の1）

【改正後大学設置基準を適用している大学等の場合】

・ 大学（大学院を除く）、短期大学に関する手続き（共同学科に関する手続きを除く）の場合：手続規則（改正後）様式の基本計画書（その1の1）

・ 大学院に関する手続き（共同教育課程に関する手続きを除く）の場合：手続規則（改正後）様式の基本計画書（その1の2）

・ 共同学科に関する手続きの場合：手続規則（改正後）様式の基本計画書（その1の4）

・ 共同教育課程に関する手続きの場合：手続規則（改正後）様式の基本計画書（その1の5）

(4) 校地校舎等の図面（①当該組織が設置される国及び行政区画等の位置を示した図面、②校舎及び運動場等の配置図、③校舎の平面図（当該届出に係る学部等が使用する部分を明確に示したもの））

(5) 学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）

② 提出時期

変更しようとする年度の前年度の4月1日から12月31日まで。ただし、特別の事情によりこれを過ぎる場合は、変更しようとするとき。

③ 提出先

ア 大学

大学教育・入試課大学設置室

イ 短期大学

大学教育・入試課短期大学係

4 学校教育法施行規則第2条第1項第6号に基づく、私立の大学等の校地、校舎その他直接教育の用に供する土地及び建物に関する権利（土地の賃借権等及び建物の賃貸借の契約に係るものを含む。）を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更、改築等によりこれらの土地及び建物の現状に重要な変更（以下「校地・校舎等の変更等」という。）を加えようとするときの届出

① 提出書類

(1) 届出書（別紙様式2）

(2) 変更の事由及び時期等を記載した書類（別紙様式3）

(3) 校地校舎等の図面 (①最寄り駅からの距離並びに当該大学等の学生が通常使用する当該最寄り駅からの交通手段及び時間等を示した図面、②校舎及び運動場等の配置図、③校舎の平面図 (当該届出に係る学部等が使用する部分を明確に示したもの) )

② 提出時期

変更しようとする年度の前年度の4月1日から12月31日まで。ただし、特別の事情によりこれを過ぎる場合は、変更しようとするとき。

③ 提出先

ア 大学

大学教育・入試課大学設置室

イ 短期大学

大学教育・入試課短期大学係

ウ 高等専門学校

専門教育課高等専門学校第一係

※本件は、変更後の校地・校舎等が、大学設置基準等の各種基準に適合しているか否かを確認するための手続であり、従来より、高等教育局私学部参事官室に届け出ることとされている「校地・校舎の変更の届出」とは別のものとなりますので、御留意ください (引き続き、高等教育局私学部参事官室に、別途、届け出る必要があります。)

※この通知における「校地・校舎等の変更等」とは、校舎面積の変更を伴う建物に関する権利の取得、処分若しくは用途の変更又は校地面積の変更を伴う土地に関する権利の取得、処分若しくは用途の変更その他これらに準ずる変更を指します。

5 公立大学等の場合は学校教育法施行令第26条第1項第3号、私立大学等の場合は学校教育法施行規則第2条第1項第1号に基づく、学則の変更の届出

① 届出の種類

(組織の設置に係るもの)

ア 公立大学の学部の学科の設置に伴うもの (国際連携学科に関するものを除く。)

※「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」(平成13年文部科学省告示第45号)第1条第1項第5号に定める分野については、同告示に定める事項に該当しない限り、定員変更はできません。

イ 公立大学の学部の国際連携学科等の設置に伴うもの

ウ 公私立短期大学の学科の専攻課程の設置に伴うもの (私立短期大学の学科の収容定員の変更を伴うものを除く。)

エ 公私立大学等の専攻科及び公私立の大学又は短期大学の別科の設置に伴うもの

(収容定員の変更に係るもの)

オ 公立大学の学部の学科又は公立短期大学の学科、公立高等専門学校の学科の収容定員の変更に伴うもの

※「大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準」（平成13年文部科学省告示第45号）第1条第1項第5号に定める分野については、同告示に定める事項に該当しない限り、定員変更はできません。

カ 公立大学の大学院の研究科の専攻の収容定員の変更に伴うもの

(組織の廃止に係るもの)

キ 公私立大学の学部の学科、大学院の研究科の専攻、短期大学の学科の専攻課程、高等専門学校の学科、専攻科、別科並びに大学又は短期大学の通信教育の廃止に伴うもの

(地域医療連携推進法人の参加法人等による附属病院の開設に係るもの)

ク 医学又は歯学に関する学部に置かれる附属病院の開設者を変更し、医療法（昭和23年法律第205号）第70条の5第1項に規定する地域医療連携推進法人の参加法人等（同法第70条第1項に規定する参加法人等をいう。ただし、同項第1号に掲げる法人に限る。）が開設する病院を附属病院とするもの

(その他)

ケ 上記及び手続規則第1条に掲げる事項以外の学則変更

## ② 提出書類

ア 上記①の届出のうちア、ウ及びエ

- (1) 届出書（別紙様式2）
- (2) 変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意）
- (3) 基本計画書のうち、以下に記載する様式

【改正前大学設置基準を適用している大学等の場合】

- ・ 共同学科に関する手続きの場合：手続規則（改正前）様式の基本計画書（その1の2）
- ・ 共同学科以外に関する手続きの場合：手続規則（改正前）様式の基本計画書（その1の1）

【改正後大学設置基準を適用している大学等の場合】

- ・ 大学（大学院を除く）、短期大学に関する手続き（共同学科に関する手続きを除く）の場合：手続規則（改正後）様式の基本計画書（その1の1）
- ・ 大学院に関する手続き（共同教育課程に関する手続きを除く）の場合：手続規則（改正後）様式の基本計画書（その1の2）
- ・ 高等専門学校に関する手続きの場合：手続規則（改正後）様式の基本計画書（その1の3）
- ・ 共同学科に関する手続きの場合：手続規則（改正後）様式の基本計画書（その1の4）
- ・ 共同教育課程に関する手続きの場合：手続規則（改正後）様式の基本計画書（その1の5）

- (4) 学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）

イ 上記①の届出のうちイ

- (1) 届出書（別紙様式2）
- (2) 変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意）
- (3) 基本計画書のうち、以下に記載する様式

- 【改正前大学設置基準を適用している大学等の場合】
  - ・ 手続規則（改正前）様式の基本計画書（その1の1）、（その2の3）及び（その3の3）
- 【改正後大学設置基準を適用している大学等の場合】
  - ・ 手続規則（改正後）様式の基本計画書（その1の1）、（その2の3）及び（その3の3）
- （4）校地校舎等の図面（①最寄り駅からの距離並びに当該大学等の学生が通常使用する当該最寄り駅からの交通手段及び時間等を示した図面、②校舎及び運動場等の配置図、③校舎の平面図（当該届出に係る学科が使用する部分を明確に示したもの））
- （5）学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）
- （6）当該届出についての意思の決定を証する書類（「協定書を説明する資料」を含む。）
- （7）設置の趣旨及び学生の確保の見通し等を記載した書類（様式任意）
- （8）教員名簿（手続規則別記様式第3号をいう。以下同じ。）のうち、以下に記載する様式
  - 【改正前大学設置基準を適用している大学等の場合】
    - ・ 手続規則（改正前）様式の教員名簿（その1）、（その2の1）及び（その3の1）
  - 【改正後大学設置基準を適用している大学等の場合】
    - ・ 手続規則（改正後）様式の教員名簿（その1）、（その2の1）及び（その3の1）

ウ 上記①の届出のうちオ及びカ

- （1）届出書（別紙様式2）
- （2）変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意）
- （3）基本計画書のうち、以下に記載する様式
  - 【改正前大学設置基準を適用している大学等の場合】
    - ・ 共同学科に関する手続きの場合：手続規則（改正前）様式の基本計画書（その1の2）
    - ・ 共同学科以外に関する手続きの場合：手続規則（改正前）様式の基本計画書（その1の1）
  - 【改正後大学設置基準を適用している大学等の場合】
    - ・ 大学（大学院を除く）、短期大学に関する手続き（共同学科に関する手続きを除く）の場合：手続規則（改正後）様式の基本計画書（その1の1）
    - ・ 大学院に関する手続き（共同教育課程に関する手続きを除く）の場合：手続規則（改正後）様式の基本計画書（その1の2）
    - ・ 高等専門学校に関する手続きの場合：手続規則（改正後）様式の基本計画書（その1の3）
    - ・ 共同学科に関する手続きの場合：手続規則（改正後）様式の基本計画書（その1の4）
    - ・ 共同教育課程に関する手続きの場合：手続規則（改正後）様式の基本計画書（その1の5）
- （4）学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）

エ 上記①の届出のうちキ

- （1）届出書（別紙様式2）
- （2）廃止の事由及び時期並びに学生の処置方法を記載した書類（様式任

意)

(3) 学則及び変更部分の新旧の比較対照表 (様式任意)

オ 上記①の届出のうちク

(1) 届出書 (別紙様式 2)

(2) 変更の事由及び時期等を記載した書類 (別紙様式 3)

(3) 学則及び変更部分の新旧の比較対照表 (様式任意)

(4) 当該届出についての意思の決定を証する書類 (協定書を含む。)

(5) 設置の趣旨等を記載した書類 (様式任意)

(6) 附属病院所在地域の概況説明書 (手続規則別記様式第 6 号)

(7) 附属病院の医師、歯科医師、看護師等の配置計画書 (手続規則別記様式第 7 号)

カ 上記①の届出のうちケ

(1) 届出書 (別紙様式 2)

(2) 変更の事由及び時期を記載した書類 (様式任意)

(3) 学則及び変更部分の新旧の比較対照表 (様式任意)

### ③ 提出時期

ア 上記①の届出のうちアからエ

設置又は変更しようとする年度の前年度の 4 月 1 日から 12 月 31 日まで。ただしエについては、免許状授与の所要資格を得させるための課程認定等が 12 月末までにされない可能性があり、その課程認定等をされることが当該専攻科又は別科の設置の前提になっている場合には、別紙様式 2 を「専攻科 (又は別科) の設置に係る学則変更予定書」として、②アの書類を 12 月 31 日までに提出をした上で、課程認定等がされた後、速やかに課程認定等を証する書類を添えて改めて②アの書類を提出してください。

イ 上記①の届出のうちオ及びカ

変更しようとする年度の前々年度の 3 月 1 日から前年度の 12 月 31 日まで。

ウ 上記①のキ

在学生がいなくなることが確定したとき。(廃止の日以前)

エ 上記①のク及びケ

公立にあっては変更したとき、私立にあっては変更しようとするとき。

### ④ 提出先

ア 公立大学 (上記①のケのみに係る届出の場合)

大学教育・入試課公立大学係

イ 公私立大学 (上記アに基づき大学教育・入試課公立大学係に提出するものを除く。)

大学教育・入試課大学設置室

ウ 短期大学

大学教育・入試課短期大学係

エ 高等専門学校

専門教育課高等専門学校第一係

6 公立の大学又は短期大学の場合は学校教育法施行令第 27 条、私立の大学又は短期大学の場合は学校教育法施行規則第 2 条第 1 項第 4 号に基づく、通信教育に関する規程の変更

- ① 提出書類
  - ア 届出書（別紙様式 2）
  - イ 変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意）
  - ウ 学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）

② 提出時期 変更しようとするとき。

- ③ 提出先
  - ア 公立大学
    - 大学教育・入試課公立大学係
  - イ 私立大学
    - 大学教育・入試課大学設置室
  - ウ 短期大学
    - 大学教育・入試課短期大学係

## 7 学生募集の停止の報告

学生募集の停止については、従前より文部科学省への報告をお願いしていましたが、引き続き、学内における意思決定後速やかに報告を行っていただくようお願いいたします。

- ① 提出書類 報告書（別紙様式 4）
- ② 提出時期 募集停止を決定したとき。

- ③ 提出先
  - ア 大学（法科大学院を除く。）
    - 大学教育・入試課大学設置室
  - イ 短期大学
    - 大学教育・入試課短期大学係
  - ウ 高等専門学校
    - 専門教育課高等専門学校第一係
  - エ 法科大学院
    - 専門教育課法科大学院係

## 8 学則等の公開とこれに伴う措置

「大学による情報の積極的な提供について」（16 文科高第 958 号、平成 17 年 3 月 14 日付け高等教育局長通知）の趣旨を踏まえ、学則及び上記 1～7 により文部科学省に対し提出した書類について、広く一般に周知を図るため、それらをインターネットのホームページにおいて掲載する等の情報提供を行っていただくようお願いいたします。

なお、改正後の学則全文をホームページにおいて掲載する場合、届出に当たって、学則を添付することは要しません。（別紙様式 2 注 3 参照）

## 9 提出方法について

以下の文部科学省ホームページに示す URL から、必要な情報を入力の上、提出してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/ninka/1366768.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/1366768.htm)

提出に際しては、届出書類は全て一つの PDF ファイルとするようお願いします。（複数の種類の届出がある場合は、複数回手続を行う必要があるため、あらかじめ御了承ください。）また、提出に当たっては、以下に記載する注意事項を確認の上、提出していただくようお願いします。なお、入力内容については、別紙「入力イメージ」を御確認ください。

### 【注意事項】

- ① 一つの手続については全ての書類を一つの PDF にまとめて提出してください。複数のファイルに分割して提出された場合、他の大学等の提出書類と混交し、手続に必要な書類が揃っているかの確認が困難になります。そのため、複数のファイルに分割されている場合は届出を受け付けたものとは扱いません。なお、パスワードは設定しないようお願いします。（※複数の手続を行う場合は、一つの手続ごとに PDF を作成してください。）
- ② 上記 URL で必要事項を入力しないで提出した場合、届出を受け付けたものとはしませんので、必ず必要な情報を入力してください。
- ③ ファイル名については、以下の記載例を参考に、誤りの無いよう入力してください。ファイル名に誤りがある場合、入力いただいた連絡先に担当者から連絡を取り、当該ファイル名による届出提出をしたことの確認をもって受け付けたものとさせていただきますが、ファイル名に誤りがないか等について提出前に改めて確認を行っていただきますようお願いします。

### <ファイル名例>

届出年月日（届出書に記載の日付） + 【学校コード】 + 大学・大学院名 + （届出区分） + 【差替】（※差替え提出の場合のみ）

（例・1）私立大学の学長の決定の場合：20250301【000】虎ノ門大学（1）

（例・2）その他の学則変更の場合：20250301【000】虎ノ門大学（5・ケ）

※1 【学校コード】については、以下 URL を確認の上、該当番号を入力してください。なお、該当の無い場合は、本番号は学校基本調査での「学校コード」と同様の番号ですので、当該番号を入力してください。

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/mext\\_01087.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/mext_01087.html)

※2 （届出区分）には、上記1～7に挙げた届出等の区分を記載してください。

※3 届出年月日には、届出書の日付を記載してください。

※4 大学名欄には、大学院の場合は大学院名を記載してください。

※5 届出の再提出、または同じ届出を複数回アップロードされる際の理由を、フォームの備考欄に記載してください。ファイルの差替えの場合はファイル名の末尾に【差替】と記載してください。

【本件担当：提出先に応じて下記のとおり】

大学教育・入試課大学設置室

電話：03-5253-4111（内線 2048、3377）

E-mail：d-todokede@mext.go.jp

大学教育・入試課公立大学係

電話：03-5253-4111（内線 3370）

E-mail：daigakuc@mext.go.jp

大学教育・入試課短期大学係

電話：03-5253-4111（内線 3340）

E-mail：daigakuc@mext.go.jp

専門教育課高等専門学校第一係

電話：03-5253-4111（内線 3347）

E-mail：senmon@mext.go.jp

専門教育課法科大学院係

電話：03-5253-4111（内線 3349）

E-mail：sen-ps@mext.go.jp

〇〇大学長の決定について (届出)

年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

届出者の職名及び氏名

このたび、〇〇大学長を決定しましたので、学校教育法第 10 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 新旧学長名  
(新学長)  
(旧学長)
- 2 決定の時期 年 月 日
- 3 就任の時期 年 月 日 (任期 年)
- 4 決定の事由

(注)

- 1 短期大学、高等専門学校为学校種に応じ、「大学」、「学長」とある箇所については適切に表記を変更すること。
- 2 「就任の時期」の「任期」については、任期制を用いない場合は「(任期の定めなし)」と記入すること。
- 3 「決定の事由」は、「任期満了」、「辞任」、「再任」等の理由を簡潔に記入すること。

〇〇大学の〇〇の変更について (届出)

年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

届出者の職名及び氏名

このたび、下記の事項について、〇〇の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。

記

(記載例)

- ・ 大学の目的の変更
- ・ 〇〇学部の名称の変更 (〇〇学部)
- ・ 大学の位置の変更
- ・ 〇〇学部の通信教育に関する規程の変更
- ・ 専攻科、別科、〇〇学部〇〇学科の設置 (廃止) に係る学則変更
- ・ 専攻科、別科の設置に係る学則変更 (予定)
- ・ 〇〇学科の専攻課程間 (〇〇専攻、〇〇専攻) の収容定員の変更に係る学則変更
- ・ 〇〇研究科の収容定員の変更に係る学則変更
- ・ 〇〇学部の〇〇の変更に係る学則変更
- ・ 地域医療連携推進法人の参加法人等による附属病院の開設に係る学則変更

(注)

- 1 表題については、必要に応じ、①「目的の変更」、②「名称の変更」、③「位置の変更」、④「校地・校舎等の変更」、⑤「学則の変更」(①～④及び⑥に該当するものを除く。)、⑥「通信教育に関する規程の変更」のいずれかとし、これらの表題ごとにそれぞれ作成すること。
- 2 表題及び記載例の部分については、短期大学、高等専門学校の学校種に応じ、「大学」とある箇所について適切に表記を変更すること。
- 3 通知本文「8 学則の公開とこれに伴う措置」に基づき学則の添付を省略する場合、「なお、学則については、全文をホームページ上で公表しており、添付を省略します。」と付記すること。
- 4 本通知の他、学校教育法施行令第26条第1項、第27条、同法施行規則第2条を参照し、届け出る事項につき正確に遺漏無く記載すること。
- 5 専攻科 (又は別科) の設置に係る学則変更予定書を提出する場合には、表題を「専攻科 (又は別科) の設置に係る学則変更予定書」とし、本文を「このたび、下記の事項について、〇〇の課程認定を受け次第、今年度中に速やかに届け出る予定ですので報告します。」としてください。

変更の事由及び時期等を記載した書類

事 項		記 入 欄				備考				
フリガナ設置者										
フリガナ大学の名称										
大学の位置										
変更の内容										
変更の事由										
変更の時期										
取得・処分等する土地・建物	取得する土地	土地の位置								
		用途								
		土地の面積(うち校地面積)	専用	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	共用	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )				
	処分する土地	土地の位置								
		用途								
		土地の面積(うち校地面積)	専用	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	共用	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )				
	重要な変更をする土地	土地の位置								
		用途								
		土地の面積	専用	m <sup>2</sup> (変更前 m <sup>2</sup> )	共用	m <sup>2</sup> (変更前 m <sup>2</sup> )				
	取得する建物	建物の位置								
		用途								
		建物の面積(うち校舎面積)	専用	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	共用	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )				
	処分する建物	建物の位置								
		用途								
		建物の面積(うち校舎面積)	専用	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	共用	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )				
	重要な変更をする建物	建物の位置								
用途										
建物の面積		専用	m <sup>2</sup> (変更前 m <sup>2</sup> )	共用	m <sup>2</sup> (変更前 m <sup>2</sup> )					
建物のうち校舎に係る面積		専用	m <sup>2</sup> (変更前 m <sup>2</sup> )	共用	m <sup>2</sup> (変更前 m <sup>2</sup> )					
校地等		専 用	共 用	共用する他の学校等の専用	計					
		m <sup>2</sup> (変更前 m <sup>2</sup> )								
校舎		専 用	共 用	共用する他の学校等の専用	計					
		m <sup>2</sup> (変更前 m <sup>2</sup> )								
教室等	室 数		教員研究室	室 数						
	室 (変更前 室)			室 (変更前 室)						
状況 既設 大学等 の	大学の名称									
	学部等の名称		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地
			年	人	年次 人	人		倍		

※「取得・処分等する土地・建物」の欄については、土地や建物の位置ごとにまとめて記入してください。  
 (ただし、まとめて記入し難い場合又は位置が2カ所以上にわたっている場合には、適宜欄を増やして記入してください。)

## 〇〇大学〇〇学部〇〇学科の学生募集停止について（報告）

年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

報告者の職名及び氏名

このたび、〇〇大学〇〇学部〇〇学科の学生募集を停止することとしたので、下記のとおり報告します。

## 記

## 1 募集停止する学部、学科及び定員

入学定員 収容定員

〇〇学部

〇〇学科 〇〇人 〇〇人

## 2 募集停止により入学する者がいなくなる最初の年度又は時期

〇〇年度（又は 年 月 日）

## 3 募集停止する理由

（例 1）募集停止する〇〇学部〇〇学科を改組転換して、新たに〇〇学部を設置するため。

（改組転換の全体図は別紙のとおり）

（例 2）△△大学を廃止するため。

## 4 今後の取扱い

（例 1）在校生が卒業するのを待って〇〇学部〇〇学科を廃止する予定。なお、廃止するまでの間の在校生への教育条件の維持には万全を尽くすこととしたい。所属教職員並びに施設・設備については、すべて新設される〇〇学部に移管する。

（例 2）在校生が卒業するのを待って△△大学を廃止する予定。なお、廃止するまでの間の在校生への教育条件の維持には万全を尽くすこととしたい。

△△大学の廃止認可申請については、在校生がいなくなった後速やかに提出する。

## 5 募集停止に係る決議等を行った年月日

（例）理事会 年 月 日

## 6 募集停止を開始する時期（一般に公表する時期）

年 月 日

## （注）

- ① 学生募集停止の報告を求める対象は、大学、大学の学部、学部の学科、短期大学、短期大学の学科、短期大学の学科の専攻課程、大学の大学院、大学院の研究科、研究科の専攻及び専攻に係る課程、高等専門学校及び高等専門学校の学科とし、改組転換などの理由を問わず学内における意思決定後速やかに報告を行うこと。
- ② 「3 募集停止する理由」欄には、改組転換や入学定員の減少等、募集停止に至った理由を詳細に記述すること。また、既存の学部等を廃止し、新設する学部等に改組転換する等の場合には、全体がわかる資料を添付すること。
- ③ 「4 今後の取扱い」欄には、在校生への教育条件の確保や教職員の身分保障、施設設備の取扱い等について詳細に記述すること。
- ④ 本件における学則の変更にあたっては、附則等において当該学生募集停止学部等の名称、教育課程等が引き続き記載されるよう留意すること。
- ⑤ 「5 募集停止に係る決議等を行った年月日」欄には、「設置者側」（理事会等）の最高意思決定機関の議決日を記入すること。
- ⑥ 「6 募集停止を開始する時期（一般に公表する時期）」欄には、理事会等の後、学外の受験生、マスコミ等一般に正式に公表する時期を記入すること。

## 入カイメージ～①共通基本情報の入力～

## 私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等の提出フォーム（令和6年度～）

○「私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について（通知）」（令和6年3月29日高等教育局長通知）に規定する各種届出事項等について、当フォームで登録し、届出の種類ごとに当該届出の資料を案内されるURLにアップロードしてください。

○パスワード等は付さずアップロードください。各組織の規程によりパスワードが必要な場合はアップロードの上、別途メールでパスワードをご連絡ください。

○システムの都合上、URLからのアップロードができない場合は、メールに添付の上、届出の種類に応じて下記宛先までお送りください。

大学教育・入試課大学設置室：「[d-todokede@mext.go.jp](mailto:d-todokede@mext.go.jp)」

大学教育・入試課公立大学係、短期大学係：「[daigakuc@mext.go.jp](mailto:daigakuc@mext.go.jp)」

専門教育課高等専門学校第一係：「[senmon@mext.go.jp](mailto:senmon@mext.go.jp)」

専門教育課法科大学院係：「[sen-ps@mext.go.jp](mailto:sen-ps@mext.go.jp)」

○提出ファイルの差し替えを行う場合、ファイル名の末尾に【差替】と記載の上、アップロードください。なお、内容によっては虚偽の届出と判断せざるを得ない場合もありますので、届出を行う前には内容について十分な確認作業を行ってください。

※**最終頁に「送信」ボタンがありますので、必要事項の選択・入力、届出書類をアップロード後、忘れずに押してください。**

\* 必須

1

届出書に記載の日付を入力ください。（提出ファイル（PDF）のファイル名の日付と同じです。）\*

日付を入力してください(yyyy/MM/dd)



2

学校コード

【参考】文部科学省HP：学校コード

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/mext\\_01087.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/mext_01087.html) \*

3

学校名 \*

※大学院に関する届出の場合は大学院名を入力してください。

回答を入力してください

4

設置者（法人名） \*

回答を入力してください

5

設置者区分 \*

- 私立
- 公立
- 株立

6

担当部署・担当者名 \*

回答を入力してください

7

担当部署電話番号（内線） \*

回答を入力してください

8

メールアドレス \*

回答を入力してください

# 入カイメージ～②届出種類の選択～

## 令和6年度私立大学等の学長決定及び公立大学等の学則変更等の届出等の提出フォーム

\* 必須

### 届出事項等

- 1 学校教育法第10条に基づく、私立（構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条に基づき学校教育法第2条の特例として学校設置会社により設置される場合を含む。以下同じ。）の大学（短期大学を除く。以下同じ。）、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）の学長（高等専門学校にあっては校長。以下同じ。）の決定（再任の場合を含む。）の届出
- 2 公立大学等の場合は学校教育法施行令第26条第1項第1号又は第2号、私立大学等の場合は学校教育法施行規則第2条第1項第1号に基づく、大学等の目的（公立大学等を除く。）、名称、位置の変更（単なる住居表示の変更のみに係るものを除く。）の届出
- 3 学校教育法施行規則第2条第1項第3号に基づく、私立の大学の学部、大学院の研究科、短期大学の学科その他の組織の位置を、我が国から外国に、外国から我が国に、又は一の外国から他の外国に変更するときの届出
- 4 学校教育法施行規則第2条第1項第6号に基づく、私立の大学等の校地、校舎その他直接教育の用に供する土地及び建物に関する権利（土地の賃借権等及び建物の賃借権の契約に係るものを含む。）を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更、改築等によりこれらの土地及び建物の現状に重要な変更（以下「校地・校舎等の変更等」という。）を加えようとするときの届出
- 5 公立大学等の場合は学校教育法施行令第26条第1項第3号、私立大学等の場合は学校教育法施行規則第2条第1項第1号に基づく、学則の変更の届出  
 (組織の設置に係るもの)  
 ア 公立大学の学部の学科の設置に伴うもの（国際連携学科に関するものを除く。）  
 イ 公立大学の学部の国際連携学科等の設置に伴うもの  
 ウ 公立短期大学の学科の専攻課程の設置に伴うもの（私立短期大学の学科の収容定員の変更に伴うものを除く。）  
 エ 公立大学等の専攻科及び公立の大学又は短期大学の別科の設置に伴うもの  
  
 (収容定員の変更に係るもの)  
 オ 公立大学の学部の学科又は公立短期大学の学科、公立高等専門学校の学科の収容定員の変更に伴うもの  
 カ 公立大学の大学院の研究科の専攻の収容定員の変更に伴うもの  
  
 (組織の廃止に係るもの)  
 キ 公立大学の学部の学科、大学院の研究科の専攻、短期大学の学科の専攻課程、高等専門学校の学科、専攻科、別科並びに大学又は短期大学の通信教育の廃止に伴うもの

(地域医療連携推進法人の参加法人等による附属病院の開設に係るもの)

ク 医学又は歯学に関する学部に限られる附属病院の開設者を変更し、医療法（昭和23年法律第205号）第70条の5第1項に規定する地域医療連携推進法人の参加法人等（同法第70条第1項に規定する参加法人等をいう。ただし、同項第1号に掲げる法人に限る。）が開設する病院を附属病院とするもの

(その他)

ケ 上記及び手続規則第1条に掲げる事項以外の学則変更

6 公立の大学又は短期大学の場合は学校教育法施行令第27条、私立の大学又は短期大学の場合は学校教育法施行規則第2条第1項第4号に基づく、通信教育に関する規程の変更

7 学生募集の停止の報告

10

上記のうち届出等の種類を選択してください。\*

- 1\_学長の変更
- 2\_ア\_目的の変更
- 2\_イ\_名称の変更
- 2\_ウ\_位置の変更
- 3\_学部等の位置の変更（外国から我が国に、我が国から外国に、一の外国から他の外国に）
- 4\_校地・校舎等の変更等
- 5\_ア\_公立大学の学部の学科の設置
- 5\_イ\_公立大学の学部の国際連携学科の設置
- 5\_ウ\_公立短期大学の学科の専攻課程の設置
- 5\_エ\_専攻科及び別科の設置
- 5\_オ\_公立大学の学部の学科又は公立短期大学の学科、公立高等専門学校の学科の収容定員変更
- 5\_カ\_公立大学の大学院の収容定員変更

# 入カイメージ～③届出情報の入力～

## （例1）学長の変更

## （例2）目的の変更

### 令和6年度私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等の提出フォーム

\* 必須

#### 1\_学長の変更

学校教育法第10条に基づく、私立（構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条に基づき学校教育法第2条の特例として学校設置会社により設置される場合を含む。以下同じ。）の大学（短期大学を除く。以下同じ。）、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）の学長（高等専門学校にあっては校長。以下同じ。）の決定（再任の場合を含む。）の届出

11

備考

○月○日に提出した届出の「差替」などの補足を記入してください。（補足がない場合は、記入不要です。）

回答を入力してください

12

\*

- 届出書類をアップロードします。
- （※下記URLでのアップロードができない場合に限る）届出書類をメールに添付の上、提出します。

### 令和6年度私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等の提出フォーム

\* 必須

#### 2\_ア\_目的の変更

私立大学等の場合は学校教育法施行規則第2条第1項第1号に基づく、大学等の目的（公立大学等を除く。）の変更の届出

11

備考

○月○日に提出した届出の「差替」などの補足を記入してください。（補足がない場合は、記入不要です。）

回答を入力してください

12

\*

- 届出書類をアップロードします。
- （※下記URLでのアップロードができない場合に限る）届出書類をメールに添付の上、提出します。

# 入カイメージ～④届出のアップロード～

352

13

※（私立大学の場合）  
大学教育・入試課**大学設置室**への届出についてはこちらのURLからアップロードください。  
「URL :  
<https://mext.ent.box.com/f/8cab022a4dac4ebb8b8afcc2aee7042f>」

※（短期大学の場合）  
大学教育・入試課**短期大学係**への届出についてはこちらのURLからアップロードください。  
「URL :  
<https://mext.ent.box.com/f/f557a738245b4b3c85466028a987a5f4>」

※（高等専門学校の場合）  
専門教育課**高等専門学校第一係**への届出についてはこちらのURLからアップロードください。  
「URL :  
<https://mext.ent.box.com/f/098a0b3c5db04b3f9ff6233063dee27d>」

送信後に回答のコピーを印刷することができます

## ファイルの送信

ファイルのアップロード\*

ファイルをドラッグアンドドロップ

ファイルをアップロードしました。



# 入カイメージ～⑤完了画面～

353

13

※（私立大学の場合）  
大学教育・入試課**大学設置室**への届出についてはこちらのURLからアップロードください。  
「URL :  
<https://mext.ent.box.com/f/8cab022a4dac4ebb8b8afcc2aee7042f>」

※（短期大学の場合）  
大学教育・入試課**短期大学係**への届出についてはこちらのURLからアップロードください。  
「URL :  
<https://mext.ent.box.com/f/f557a738245b4b3c85466028a987a5f4>」

※（高等専門学校の場合）  
専門教育課**高等専門学校第一係**への届出についてはこちらのURLからアップロードください。  
「URL :  
<https://mext.ent.box.com/f/098a0b3c5db04b3f9ff6233063dee27d>」

送信後に回答のコピーを印刷することができます

戻る **送信**





回答が送信されました。

別の回答を送信

## ○ 設置認可申請書類等の HP への公表について

認可申請書又は届出書（以下、「申請書等」という。）は「社会に対する約束」（平成 17 年 1 月中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」）という役割があり、従来より、申請中及び認可後の申請書や届出書の内容について、HP 等で公表するなど、積極的な情報公開を促してきました。さらに、平成 21 年度から、大学、学部、研究科等の設置等の認可又は届出があった場合において、文部科学大臣が、その趣旨、名称、位置、留意事項その他必要な事項を公表する際に、より積極的な情報公開の観点から、あわせて、当該認可等に係る基本計画書、校地校舎等の図面、学則、設置の趣旨等を記載した書類、教員名簿（ただし、年齢及び月額基本給を除く。）を公表することを明確にしました（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則第 12 条）。

上記の趣旨に基づき、大学設置室では、各申請者又は届出者に申請書等の電子ファイルの提出を求め、大学設置室のホームページ（<http://www.dsecchi.mext.go.jp>）への掲載を行っています。

また、申請者又は届出者においても自らの Web ページにて公表するようお願いいたします。

提出していただく電子ファイルの作成については、平成 21 年 8 月 20 日付けの事務連絡（大学設置室のホームページ＞書類の提出方法）を参照していただくとともに、以下の点に留意してください。なお、提出された電子ファイルが原則としてそのまま掲載されることにも留意してください。

### 1 総論

#### (1) 対象の提出書類等

各申請者又は届出者に提出していただく電子ファイルは、以下に係る申請書等です。

p.331 以降の通知関係の申請書等については不要です。

- ①大学又は高等専門学校の設置
- ②大学の学部、短期大学の学科又は私立の大学の学部の学科の設置
- ③大学院の設置、大学院の研究科若しくは研究科の専攻の設置又は大学院の研究科の専攻に係る課程の変更
- ④専門職大学の課程の設置及び変更
- ⑤高等専門学校の学科の設置
- ⑥大学又は短期大学における通信教育の開設
- ⑦私立の大学、大学院、短期大学又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更
- ⑧大学、短期大学又は高等専門学校の設置者の変更

#### (2) 提出書類

申請書等のうち、電子ファイルで提出していただく書類は、以下のとおりです。各書類における具体的な留意点については、「2 各提出書類に関する留意点」を参照してください。

- ① 基本計画書（別記様式第 2 号）
  - ア 基本計画書
  - イ 教育課程等の概要

- ウ 授業科目の概要
- ② 校地校舎等の図面
- ③ 学則
- ④ 大学の設置等の趣旨等を記載した書類（設置者の変更にあつては、変更の事由及び時期を記載した書類）
- ⑤ 学生の確保の見通し等を記載した書類
- ⑥ 教員名簿（別記様式第 3 号）
  - ア 学長又は校長の氏名等
  - イ 教員の氏名等
  - ウ 基幹教員の年齢構成・学位保有状況
- ⑦ 審査意見への対応を記載した書類（〇月）

(3) 電子ファイル

提出していただく電子ファイルは、設置又は課程変更の認可・届出の場合、(2)①～⑦ごとに作成することとし、電子ファイルの形式は PDF 形式としてください。なお、収容定員に係る学則の変更の認可・届出又は設置者変更の認可については、(2)①～⑦を 1 つのファイルに統合して作成してください。Word、一太郎等で作成した書類の場合は、元の電子ファイル（DOC 形式、JTD 形式等）を PDF 形式に変換して作成してください。手書き等により作成し、電子ファイルが存在しない書類の電子ファイルについては、スキャナ等で読み取る等の方法により作成しても構いませんが、電子ファイルに留意してください。その他 PDF 形式の電子ファイルの結合方法やしおりの作成方法等については、平成 21 年 8 月 20 日付け事務連絡別紙 2 等を参照してください。

電子ファイルは、特別の指示があるものを除き、申請書類と同等のものを提出してください。申請書類との不整合が判明した場合は、しかるべき対応を取ります。

(4) 著作権者の許諾

提出された電子ファイルについては、大学設置・学校法人審議会における審査の目的を超えて、ホームページ上に公表するものであることから、著作権法上保護されている資料については、事前に著作権者の許諾を得てから送付してください。なお、著作権者からの許諾が得られない場合等については、以下のとおり出典等を明示し、当該資料が容易に分かるように説明した資料を作成し、基の資料と差し替える形で添付してください。著作権者の許諾が得られない場合以外の事情で、差し替えが必要な場合にも同様の様式で資料を添付してください。

○著作権者の許諾が得られない書類等について

以下のように、当該書類が容易に分かる書類を作成すること。

- ① 書類等の題名（該当部分について記入）
  - 例）本文 23 ページ・図 3 ， 【資料 1】 2 ページ
- ② 出典（著者名等の著作権者）
- ③ 書類等の利用範囲（ホームページで閲覧が可能な場合には、閲覧元のアドレスを含む）
- ④ その他、著作物等について加工している場合には、その加工に関する説明。

(作成例)

1 (書類等の題名)

〇〇〇〇〇について (【資料 10】5 ページ)  
△△大学の都道府県内における位置関係の図面 (23 ページ) 等

2 (出典)

△△ △△ 著  
株式会社□□□□ 等

3 (引用範囲)

「(著作名)」(出版社) (〇ページから□ページ)  
<http://www. . . . .jp> 等

4 (その他の説明)

- ・ ●ページの図表の▲▲の部分については、赤枠で囲んで横に注釈(本文 p.〇〇参照)を付けた。
- ・ 霞ヶ関校舎と丸の内校舎の位置関係を示すため、地図上に所要の事項を記入した。

(5) 電子ファイルの名称

電子ファイルの名称については、大学名(同時期に複数の学部等が認可された場合又は届出をした場合には、学部等まで記入すること)、認可又は届出の別(年月、認可(n)又は届出(t)+学部等の設置(課程の変更や通信教育の開設を含む)(secchi)、収容定員に係る学則の変更(syutei)、設置者変更(secchisya)、廃止(haishi) 例:2026年9月設置認可の場合(2609nsecchi)、26年4月届出設置の場合(2604tsecchi)、26年6月収容定員認可の場合(2606nsyutei))としてください。

ファイル名については、全て半角英数字としてください。また、大学名等のつづり間違いにはくれぐれも御注意ください。

例) ① 文部大学(法学部)、2026年9月設置認可、基本計画書の場合

monbu\_2609nsecchi\_kihon

② 科学大学理学部、工学部、届出設置(2026年4月)、学則の場合

kagaku\_rigaku\_2604tsecchi\_gakusoku

kagaku\_kogaku\_2604tsecchi\_gakusoku

大学名については、一般的に分かる範囲で略しても構いませんが、少なくとも頭文字については、大学の名称の頭文字に合わせてください(ローマ字にした場合、他大学と区別が付きにくい略し方は御遠慮ください)。また、学部等まで記載の際には、区別が付く限りで、学部等の名称の一部を省略して構いません。

例) ①文部科学大学

○ monbukagaku\_2609nsecchi\_kihon

○ monka\_2609nsecchi\_kihon

× kagaku\_2609nsecchi\_kihon

②文部大学 総合政策学部 monbu\_sogo\_2606tsecchi\_gakusoku

医療保健学部 monbu\_iryō\_2606tsecchi\_syushi

(6) 提出方法, 提出期限について

提出については, 認可又は届出時に文部科学省が指定する方法により, 申請書類の電子ファイル (PDF 形式) を御提出ください。

提出期限については, 原則として, 認可申請については, 認可された日から 2 週間後まで, 届出については, 届出受付期間があるものは, 最終日から数えて概ね 75 日を経過した日まで, その他の届出は届出をした日から 2 週間後までとします。なお, 期限までに送付していただけない場合には, 文部科学省 HP においてその旨を公表することもあります。提出の際には各大学において, 提出する電子ファイルのコピーを記録しておいてください。

(7) 認可申請書の電子ファイルにおける留意点

電子ファイルの内容については, 補正申請書等の内容を全て反映し, 最初に申請した書類と同様の様式にて提出してください。例えば, 補正申請の際に修正した箇所を示すものとして赤字や青字で記入したものは, 全て黒字に反映することや, 教員の判定結果を便宜的に示した教員名簿の判定欄等は不要であること等に留意してください。

(8) 差し替えがある場合について

文部科学省への提出後に内容物の不備等で電子ファイルを差し替える場合(認可後の事後的な変更を除く)には, 速やかに修正したファイルを提出してください。その際, ファイルの名称に「\_syusei1」等, 修正の回数を示す数字等を入力してください(なお, 修正がある場合には, (6)の方法に準じて提出してください)。

## 2 各提出書類に関する留意点

(1) 基本計画書 (別記様式第 2 号)

・ファイルの名称例 monbu\_2609nsecchi\_kihon.pdf

認可又は届出に係る当該学部等の申請書類のうち, 認可又は届出の対象となる学部等の別記様式第 2 号に係る書類 (基本計画書 (別記様式第 2 号 (その 1 の 1) 又は別記様式第 2 号 (その 1 の 2) ), 教育課程等の概要 (別記様式第 2 号 (その 2 の 1) 又は別記様式第 2 号 (その 2 の 2) ), 授業科目の概要 (別記様式第 2 号 (その 3 の 1) 又は別記様式第 2 号 (その 3 の 2) ) ), 補足資料 (組織の移行表) を一つの PDF ファイルにまとめ, 基本計画書 (別記様式第 2 号 (その 1 の 1) 又は別記様式第 2 号 (その 1 の 2) ), 教育課程等の概要 (別記様式第 2 号 (その 2 の 1) 又は別記様式第 2 号 (その 2 の 2) ), 授業科目の概要 (別記様式第 2 号 (その 3 の 1) 又は別記様式第 2 号 (その 3 の 2) ), 補足資料 (組織の移行表) ごとにしおり (例: 「基本計画書」, 「教育課程等の概要」, 「授業科目の概要」, 「補足資料 (組織の移行表)」) を付けてください。

(2) 校地校舎等の図面

- ・ファイルの名称例 monbu\_2609nsecchi\_zumen.pdf

申請時に提出した図面のうち、都道府県内における位置関係に関する図面、最寄り駅からの距離や交通機関が分かる図面及び校舎、運動場等の配置図を一つの PDF ファイルにまとめ、それぞれにしおり（例：「都道府県内における位置関係に関する図面」、「最寄り駅からの距離や交通機関が分かる図面」、・・・）を付けてください。なお、各大学の校舎内等の図面については、安全上の観点もあり、必ずしも提出は求めません。

(3) 学則

- ・ファイルの名称例 monbu\_2609nsecchi\_gakusoku.pdf

申請学部等が関係する学則、教授会規程等を一つの PDF ファイルにまとめ、学則等ごとにそれぞれにしおり（例：「〇〇大学学則」、「〇〇学部教授会規程」、・・・）を付けてください。

学則については、申請書類に全文を添付していた場合であっても、他学部等、当該申請に関係のない部分は省略することや、当該申請に該当する部分だけ抜粋することも可能です。

例) 第〇条～第△条（略）、別表第□（略）等

(4) 趣旨等を記載した書類(設置者の変更については「変更の事由及び時期」を記載した書類、学部等の廃止については「廃止の事由及び時期並びに学生の処置方法」を記載した書類)

- ・ファイルの名称例 monbu\_2509nsecchi\_syushi.pdf
- ・ファイルの名称例 (別添資料など、ファイルが 2 つ以上ある場合)

monbu\_2509nsecchi\_syushi1.pdf, monbu\_2609nsecchi\_syushi2.pdf, …

申請時に提出した書類を PDF ファイルにまとめ、本文については小見出しごとにしおり（例：「ア 設置の趣旨及び必要性」、「イ 学部、学科の特色」、・・・）を付けてください。また、資料については資料ごとにしおり（例：「資料 1」、「資料 2」、・・・）を付けてください。

実習先の承諾書については、各承諾書に代えて承諾書の内容が一覧できる表に差し替えて提出してください（申請時に当該内容を含んだ一覧表を作成していれば、その一覧表のみで構いません）。また、校舎内の図面や著作権者の許諾が得られない資料、HP を引用してきた資料等については、適宜 1(4)の様式に準じて、元の資料と差し替える形で添付してください。

(5) 学生の確保の見通し等を記載した書類

- ・ファイルの名称例 monbu\_2609nsecchi\_gakusei.pdf
- ・ファイルの名称例 (別添資料など、ファイルが 2 つ以上ある場合)

monbu\_2509nsecchi\_gakusei1.pdf, monbu\_2609nsecchi\_gakusei2.pdf, …

(4)「趣旨等を記載した書類」に準じて作成すること。著作権者の許諾が得られない資料等についても同様の取扱いとしてください。

(6) 教員名簿

- ・ファイルの名称 `monbu_2609nsecchi_meibo.pdf`

教員名簿については、①学長の氏名等（別記様式第3号（その1））、②教員の氏名等（別記様式第3号（その2））、③基幹教員の年齢構成・学位保有状況（別記様式第3号（その3））を一つのPDFファイルにまとめ、それぞれの様式ごとにしおり（例：「学長又は校長の氏名等」、「教員の氏名等」、「基幹教員の年齢構成・学位保有状況」）を付けてください。

なお、①学長又は校長の氏名等、②教員の氏名等に関して、年齢及び月額基本給の欄については、各教員の年齢、月額基本給欄の数字を削除し、空欄としてください。その他の部分については、変更しないでください。

(7) 審査意見への対応を記載した書類（○月）※○は[再]補正申請の提出月ごとに記載ください。

- ・ファイルの名称例 `monbu_2609nsecchi_taiou3gatu.pdf` ,  
`monbu_2609nsecchi_taiou7gatu.pdf`

- ・ファイルの名称例（別添資料など、ファイルが2つ以上ある場合）

`monbu_2609nsecchi_taiou○gatu1.pdf`, `monbu_2609nsecchi_taiou○gatu2.pdf`, …

申請時に提出した書類をPDFファイルにまとめ、審査意見への対応ごとにしおり（例：審査意見1への対応、審査意見2への対応・・・）を付けてください。また、資料については資料ごとにしおり（例：「資料1」、「資料2」、・・・）を付けてください。

## ○ 大学等の設置者変更について

大学等の設置者の変更に係る申請書類の作成に当たっては、以下の点に留意して作成してください。なお、私立学校法第126条第3項の学校法人の合併の認可を受けることによる設置者の変更については、本設置者の変更に係る申請は不要です。

### 1 提出書類の種類及び提出部数

正本 1部

※ 認可書送付先住所及び担当者の連絡先（電話番号及びメールアドレス）を記載した書類を別途添付してください（様式自由）。

### 2 提出書類作成上の共通留意事項

- (1) 提出書類のページは、必要に応じて目次の項目ごとに入れてください。  
(ページは、「1, 2…」とし、「1-1, 1-2…」のように枝番号を付す必要はありません)
- (2) 提出書類の作成について、下記3に特段の説明のない事項については、設置認可申請書類の作成要領と同じですので、設置者変更の認可申請書の作成に当たっては、設置認可申請書類の作成要領を適宜参照してください。

### 3 提出書類の作成

申請書については、電子ファイル（PDF形式）での提出が必要となります。

(1)~(12)の各書類を一つのPDFとして書類ごとにしおりを付けて作成してください。申請の準備ができましたら、次のメールアドレス宛（[d-yoyaku@mext.go.jp](mailto:d-yoyaku@mext.go.jp)）に御連絡ください。文部科学省の指定する方法により御提出いただきます。なお、学部等の設置者変更に伴い、設置者変更後の私立大学等の収容定員が増加する場合、当該学部等の設置者変更の認可申請と併せて私立大学等の収容定員に係る学則変更の認可申請を行ってください。私立大学等の収容定員に係る学則変更の認可申請については、申請時期が「Ⅲ 1（1）受付期間」に記載のとおりとなります。

○ 提出書類一覧

番号	書 類 名	要否
(1)	認可申請書（別記様式第1号の1）	○
(2)	目次	○
(3)	基本計画書（別記様式第2号（その1の1））	○
(4)	教育課程等の概要（別記様式第2号（その2の1））	△
(5)	2以上の校地において教育を行う場合のそれぞれの校地ごとの状況 （別記様式第2号・別添3）	△
(6)	2以上の校地において教育研究を行う場合のそれぞれの校地ごとの教員の勤務状況 （別記様式第2号・別添4）	△
(7)	校地校舎等の図面	○
(8)	学則	○
(9)	当該申請についての意思の決定を証する書類	○
(10)	変更の事由及び時期を記載した書類	○
(11)	教員名簿〔学長又は校長の氏名等〕（別記様式第3号（その1））	○
(12)	教員名簿〔教員の氏名等〕（別記様式第3号（その2の1））	△

※・申請書類はこの表の番号の順番にとじること。

- ・「○」＝提出が必要、「△」＝条件により提出が必要、
- ・上記の書類以外に、関連する補足資料を添付することも可能。

1 認可申請書（別記様式第1号の1）

認可申請の内容により以下の作成例に従って作成してください。

【大学等の設置者変更の場合】

別記様式第1号の1

（用紙 日本産業規格 A4 縦型）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">○○大学設置者変更認可申請書</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">令和    年    月    日</p> <p style="margin: 0;">文部科学大臣 殿</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">(旧) 申請者の職名及び氏名</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">(新) 申請者の職名及び氏名</p> <p style="margin: 20px 0;">このたび、○○大学の設置者を変更したいので、学校教育法第4条第1項の規定により認可されるよう、別紙書類を添えて申請します。なお、認可の上は、確実に申請に係る計画を履行します。</p>
--

- (注) 1 「申請者の職名及び氏名」の欄は、当該設置者の変更に係る地方公共団体、公立大学法人又は学校法人の連名としてください。
- 2 地方公共団体の設置する大学の設置者を当該地方公共団体が新たに設置する公立大学法人に変更する場合は、当該地方公共団体により申請してください。
- 3 設立前の公立大学法人等へ設置者変更する場合は、設置者変更前の設置者と公立大学法人等を設置する地方公共団体の連名により申請してください。

【学部等の設置者変更の場合】

別記様式第1号の1

(用紙 日本産業規格 A4 縦型)

〇〇大学〇〇学部設置者変更認可申請書

令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

設置者変更前に当該学部等を設置していた大学の名称を記載します。

(旧) 申請者の職名及び氏名

(新) 申請者の職名及び氏名

このたび、〇〇大学〇〇学部の設置者を変更したいので、学校教育法第4条第1項の規定により認可されるよう、別紙書類を添えて申請します。なお、認可の上は、確実に申請に係る計画を履行します。

- (注) 「申請者の職名及び氏名」の欄は、当該設置者の変更に係る地方公共団体、公立大学法人又は学校法人の連名としてください。

2 目次

目次は、前ページの「提出書類一覧」の表を参照し、該当書類名（別記様式第1号の1及び目次を除く。）を列挙して作成してください。

3 基本計画書（別記様式第2号（その1の1））（「大学院の設置者変更」、「研究科の設置者変更」の場合は、基本計画書（別記様式2号（その1の2））、「高等専門学校の設置者変更」の場合は、基本計画書（別記様式2号（その1の3））により作成してください。）

【大学等の設置者変更の場合】

本書「IV 設置認可申請及び設置届出に係る提出書類の作成・記入例」を参照の上、作成してください。なお、その際以下の点に留意してください。

- ① 「設置者」の欄には、変更後の新しい設置者の名称を記入してください。
- ② 「新設学部等の目的」の欄には、設置者を変更する事由を簡潔に記入してください。
- ③ 「新設学部等の概要」の欄には、大学全体の設置者を変更する場合は当該大学の全ての学部等（大学院を含む）について記入してください。募集停止中の学部等がある場合は、設置者変

更時に残存する入学定員及び編入学定員の合計を「収容定員」の項に（ ）書きで記入し、「備考」の欄に学生募集を停止した時期と廃止予定時期を記載してください。

- ④ 「同一設置者内における変更状況」の欄には、以下の事項を記入してください。
- ア 設置者変更後に定員や名称の変更を行う場合、別途予定する認可申請又は変更の内容
  - イ 同時に設置者を変更する学校がほかにある場合、その内容
  - ウ 新旧の設置者（学校法人等）の沿革（別添資料とすることも可）
- ⑤ 「教員組織の概要」の欄について
- ア 「新設学部等の概要」の欄に記載した学部等について「新設分」の項に記入してください。ただし、募集停止中の学部等については記入不要です。
  - イ 教員等の人数は、設置者変更時の人数のみを記入してください。下段の（ ）書きは不要です。
- ⑥ 「事務職員」、「技術職員」、「図書館職員」、「その他の職員」、「指導補助者」、「校舎」、「図書・設備」の各欄は、設置者変更時の状況のみを記入してください。下段の（ ）書きは不要です。

#### 【学部等の設置者変更の場合】

設置者変更後に当該学部等を設置する大学（以下「変更先大学」という。）のものと、設置者変更前に当該学部等を設置していた大学（以下「変更元大学」という。）のものをそれぞれ作成し、右上に「変更先大学」又は「変更元大学」と記入してください。なお、作成に当たっては、いずれについても「設置者変更後」の状況について記入してください。

「新設学部等」について記入が求められている欄は、設置者変更をする学部等について、それ以外の欄は、大学全体について記入してください。

※ ただし、学部等の設置者変更により変更元大学が廃止される場合には、変更元大学の基本計画書の添付は不要です。

- (1) 数字を記入する欄において該当する項目がない場合は、「－」を記入し、数字以外を記入する欄において該当する項目がない場合は、「該当なし」と記入してください（空欄は記入漏れと判断されますので、注意してください）。
- (2) 「計画の区分」の欄について  
当該申請の内容に応じて、「学部の設置者変更」、「大学院の設置者変更」、「研究科の設置者変更」、「短期大学の学科の設置者変更」、「高等専門学校設置者変更」と、適切に記入してください。
- (3) 「設置者」の欄について  
変更先大学の基本計画書においては、変更後の設置者名を記入し、備考欄に、変更前の旧設置者名を記入してください。変更元大学の基本計画書においては、「設置者」の欄に旧設置者名を記入してください。
- (4) 「大学の名称」の欄について  
記入した大学名称の後には、（ ）書きで英訳名称も記入してください。大学院に係る申請の

場合は「〇〇大学大学院」と大学院名を記入してください（英訳名称も大学院の英訳名称を記入してください）。備考欄には、変更元大学の名称を記入してください。

なお、設置者変更を行う年度に大学の名称変更を予定している場合、この欄には名称変更前の大学名を記載し、次の「同一設置者内における変更状況」の欄に、その旨を記入してください。

(5) 「大学本部の位置」、「大学の目的」、「同一設置者内における変更状況」の欄について

※学部等の設置の認可申請に準じて作成してください。

(6) 「新設学部等の目的」の欄について

設置者変更の目的を簡潔に記載してください。

(7) 「新設学部等の概要」の欄について

変更先大学については、設置者変更をする学部等について、学部等の設置の認可申請に準じて作成してください。変更元大学については、「新設学部等の名称」の項に「該当なし」と記入した上で、その他の項は全て「－」としてください。

(8) 「教育課程」の欄について

変更先大学については、設置者変更をする学部等において（設置者変更後に）開設する教育課程について、学部等の設置の認可申請に準じて作成してください。変更元大学については、全て「－」としてください。

(9) 「教員組織の概要」の欄について

① 変更先大学の基本計画書

「新設分」には設置者を変更する学部等について、「既設分」には同一大学の既設の学部等について、それぞれ学部の学科、短期大学の学科又は研究科の専攻ごとに、学部等の設置の認可申請に準じて記入してください。なお、大学の学部又は短期大学の学科の設置者変更の場合は、大学院の組織の記入は不要です。また、大学院又は大学院の研究科の設置者変更の場合は、大学の学部の組織の記入は不要です。

② 変更元大学の基本計画書

「新設分」には「該当なし」と記入し、「既設分」には設置者変更後における同一大学の学部等について、学部等の設置の認可申請に準じて記入してください。

(10) 「事務職員」、「技術職員」、「図書館職員」、「その他の職員」、「指導補助者」、「校地等」、「校舎」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」「スポーツ施設等」「経費の見積り及び維持方法の概要」「附属施設の概要」の欄について

※ 学部等の設置の認可申請に準じて記入してください。

(11) 「既設大学等の状況」について

それぞれの設置者が既に設置している全ての大学（大学院を含む）、短期大学及び高等専門学校について、（設置者変更後の状況を）学部等の設置の認可申請に準じて記入してください。

#### (12) 「組織の移行表」について

それぞれの設置者について、学部等の設置者変更により、法人全体としてどのように組織が移行するのかを示した表を学部等の設置の認可申請に準じて作成し「基本計画書」の後に補足資料として添付してください。

### 4 教育課程等の概要（別記様式第2号（その2の1））

#### 【学部等の設置者変更の場合のみ】

大学は学部の学科ごと、短期大学は学科（専攻課程を置く場合は、専攻課程）ごと、大学院は研究科の専攻ごとに学部等の設置の認可申請に準じて作成してください。

設置者変更をする学部等の教育課程の概要について、変更先大学のものと、変更元大学のものをそれぞれ作成し、右上に「変更先大学」又は「変更元大学」と記入してください。なお、変更先大学のものについては「設置者変更後」の状況を、変更元大学のものについては「申請時点（＝設置者変更前）」の状況を、それぞれ記入し、変更の生じた個所がある場合にはそれぞれ下線を付してください。

### 5 2以上の校地において教育を行う場合のそれぞれの校地ごとの状況（別記様式第2号・別添3）

設置者変更をする大学の学部等の教育課程が2以上の校地で行われる場合（サテライトキャンパスなど当該学部等における教育を校地以外の場所で行う場合を含む。）に、当該学部等の状況について、学部等の設置の認可申請に準じて作成してください。

### 6 2以上の校地において教育研究を行う場合のそれぞれの校地ごとの教員の勤務状況（別記様式第2号・別添4）

上記同様、当該学部等の教員の勤務状況について、学部等の設置の認可申請に準じて作成してください。

### 7 校地・校舎等の図面

設置者変更をする大学の学部等の校地・校舎等について、学部等の設置の認可申請に準じて作成してください。

#### 【学部等の設置者変更の場合】

変更先大学の図面と、変更元大学の図面をそれぞれ作成し、右上に「変更先大学」又は「変更元大学」と記入した上で、それぞれ「変更先大学」又は「変更元大学」とインデックスを付けてください。なお、変更先大学のものについては「設置者変更後」の状況を、変更元大学のものについては「申請時点（＝設置者変更前）」の状況を、それぞれ記入し、変更の生じた個所がある場合にはその旨が分かるように記載してください。

### 8 学則

設置者変更後の変更先大学及び変更元大学のそれぞれについて、次の3点を添付してください。

- (1) 学則案全文
- (2) 変更事項を記載した書類（変更の事由及び変更点を簡潔にまとめたもの）
- (3) 変更部分の新旧対照表

※ ただし、学部等の設置者変更により変更元大学が廃止される場合には、変更元大学のものは不要です。

## 9 当該申請についての意思の決定を証する書類

変更先大学及び変更元大学のそれぞれの設置者における当該申請に係る最終的な意思決定を証する書類（理事会等の議事録又は決議録等）添付してください。

設立前の公立大学法人等へ設置者変更する場合は、公立大学法人等を設置する地方公共団体における決議録等を必ず提出してください。

## 10 設置者変更の事由及び時期を記載した書類

### ① 設置者変更の事由

新旧の設置者名、設置者変更をする事由及び設置者変更の前後で、大学等の組織（組織の構成・名称、学位の分野・種類及び名称、教育課程、教員組織等）の同一性が保持されていることについて、具体的に記載してください。

### ② 変更の時期

設置者変更をしようとする年月日を記載してください。

### ③ この書類に、学校法人の場合は寄附行為（案）、公立大学法人の場合は、定款（案）等の変更先大学の設置根拠に係る資料を添付してください。

## 11 教員名簿〔学長又は校長の氏名等〕（別記様式第3号（その1））

※ 変更先大学のみについて、学部等の設置の認可申請に準じて作成してください。

## 12 教員名簿〔教員の氏名等〕（別記様式第3号（その2の1））

【学部の設置者変更の場合のみ】

※ 変更先大学のみについて、学部等の設置の認可申請に準じて作成してください。

### 【日本私立学校振興・共済事業団 経営相談（合併等紹介業務）の御案内】

日本私立学校振興・共済事業団（以下、「私学事業団」と言う。）では、私立大学等の合併等（学校法人の合併、学校や学部等の譲受もしくは譲渡など）を希望する学校法人に対する経営相談を行っています。合併等を希望している学校法人同士の顔合わせをする機会を提供しているほか、合併等を検討している学校法人に対応した相談業務も実施しておりますので、私立大学等の設置者変更に伴う合併等を希望・検討されている場合は、以下 HP の記載事項を参考に、私学事業団経営支援室までご連絡ください。

（参考）

<https://www.shigaku.go.jp/files/gappeitousyoukaigyomu.pdf>

※この経営相談に関して費用はかかりません。



設		政治学科	人	人	人	人	人	人	人	
	a.	基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	3	2	1	0	6	0	2	
	b.	基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	2	2	1	0	5			
	小計（a～b）		5	4	2	0	11			
	c.	基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	1	0	1	0	2			
	d.	基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	1	1	0	1	3			
	計（a～d）		7	5	3	1	16			
分	計		15	10	6	2	33	0	6	
既	該当なし									
設	a.	基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの						0	0	
	b.	基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）								
	小計（a～b）									
	c.	基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）								
	d.	基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）								
	計（a～d）									
分	計									
合 計										
職 種			専 属			そ の 他			計	
事 務 職 員			25			10			35	
技 術 職 員			2			0			2	
図 書 館 職 員			5			3			8	
そ の 他 の 職 員			1			0			1	
指 導 補 助 者			5			0			5	
			38			13			51	
校 地 等	区 分		専 用	共 用		共用する他の学校等の専用			計	
	校 舎 敷 地		70,000㎡	15,000㎡		40,000㎡			125,000㎡	
	そ の 他		5,000㎡	5,000㎡		0㎡			10,000㎡	
	合 計		75,000㎡	20,000㎡		40,000㎡			135,000㎡	
校 舎			専 用	共 用		共用する他の学校等の専用			計	
			20,000㎡	-		-			20,000㎡	
教 室 ・ 教 員 研 究 室			教 室		21室		教 員 研 究 室		60室	
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称		図書 〔うち外国書〕		学術雑誌 〔うち外国書〕		電子ジャーナル 〔うち外国書〕		機械・器具 点	標本 点
	大学全体		10,000〔2,000〕	3,000〔500〕	2,000〔300〕	500〔50〕	9,000		50	
	計		10,000〔2,000〕	3,000〔500〕	2,000〔300〕	500〔50〕	9,000		50	
ス ポ ー ツ 施 設 等			ス ポ ー ツ 施 設		講 堂		厚 生 補 導 施 設		大学全体	
			2,500 ㎡		210㎡		80㎡			

大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数9人

設置者変更後の数のみを記載、( )書きは不要

設置者変更後の数のみを記載、( )書きは不要

経費の見積り及び維持方法の概要	区分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	大学全体
	教員1人当り研究費等		400千円	500千円	500千円	500千円	-千円	-千円	
	共同研究費等		3,000千円	3,000千円	3,000千円	3,000千円	-千円	-千円	
	図書購入費	30,000千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円	-千円	-千円	
	設備購入費	90,000千円	90,000千円	55,000千円	55,000千円	55,000千円	-千円	-千円	
	学生1人当り納付金		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	
学生納付金以外の維持方法の概要									
既設大学の状況	大学等の名称	文部科学大学							
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地
	理学部	年	人	年次	人		倍		
	理学科	4	120	-	480	学士(理学)	1.00	平成10年度	東京都港区虎ノ門 〇丁目〇番〇号
	数理学科	4	100	-	400	学士(理学)	1.00	平成10年度	
計		220	-	880					
附属施設の概要	該当なし								

(注)

- 1 共同学科の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基準別表第一イ」については、専門職大学にあっては「専門職大学設置基準別表第一イ」、短期大学にあっては「短期大学設置基準別表第一イ」、専門職短期大学にあっては「専門職短期大学設置基準別表第一イ」にそれぞれ読み替えて作成すること。
- 3 「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 4 私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」及び「スポーツ施設等」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舍」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」、「スポーツ施設等」及び「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 6 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 7 空欄には、「-」又は「該当なし」と記入すること。



設 分	法学部 政治学科		人	人	人	人	人	人	人	人	0	2	大学設置基準別表第一イに定める 基幹教員数の 四分の三の数 9人	
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの		3	2	1	0	6	/	/	/	/	/		/
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）		2	2	1	0	5							
	小計（a～b）		5	4	2	0	11							
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）		1	0	1	0	2							
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当する者（a、b又はcに該当する者を除く）		1	1	0	1	3							
計（a～d）		7	5	3	1	16								
計		15	10	6	2	33	1	6						
既 設 分	該当なし													
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの							/	/	/	/	/	/	
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）													
	小計（a～b）													
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）													
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当する者（a、b又はcに該当する者を除く）													
計（a～d）														
計														
合計														
職 種		専 属		そ の 他		計								
事 務 職 員		25 人		10 人		35 人								
技 術 職 員		2		0		2								
図 書 館 員		5		3		8								
指 導 補 助 者		1		0		1								
計		38		13		51								
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用		計								
	校 舎 敷 地	70,000㎡	15,000㎡	40,000㎡		125,000㎡								
	そ の 他	5,000㎡	5,000㎡	0㎡		10,000㎡								
	合 計	75,000㎡	20,000㎡	40,000㎡		135,000㎡								
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用		計								
		20,000㎡	—	—		20,000㎡								
教 室 ・ 教 員 研 究 室		教 室		21室	教 員 研 究 室		60室							
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕		学術雑誌 〔うち外国書〕		機械・器具	標本							
		冊	電子図書 〔うち外国書〕	種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	点	点							
	大学全体	10,000 [2,000]	3,000 [500]	2,000 [300]	500 [50]	9,000	50							
計		10,000 [2,000]	3,000 [500]	2,000 [300]	500 [50]	9,000	50							
スポーツ施設等		スポーツ施設		講堂		厚生補導施設								
		2,500 ㎡		210㎡		80㎡								

経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次
		教員1人当り研究費等		400千円	500千円	500千円	500千円	-千円	-千円
		共同研究費等		3,000千円	3,000千円	3,000千円	3,000千円	-千円	-千円
		図書購入費	30,000千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円	-千円	-千円
	設備購入費	90,000千円	90,000千円	55,000千円	55,000千円	55,000千円	-千円	-千円	
	学生1人当り納付金			第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次
				1,400千円	1,000千円	1,000千円	1,000千円	-千円	-千円
	学生納付金以外の維持方法の概要								
既設大学の状況	大学等の名称	文部科学大学							
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地
	理学部	年	人	年次	人		倍		
	理学科	4	120	-	480	学士(理学)	1.00	平成10年度	東京都港区虎ノ門 〇丁目〇番〇号
数理学科	4	100	-	400	学士(理学)	1.00	平成10年度		
計		220	-	880					
	附属施設の概要	該当なし							

(注)

- 1 共同学科の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「新設分」の欄に記せず、斜線を引くこと。
- 2 「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基準別表第一イ」については、専門職大学にあっては「専門職大学設置基準別表第一イ」、短期大にあっては「短期大学設置基準別表第一イ」、専門職短期大学にあっては「専門職短期大学設置基準別表第一イ」にそれぞれ読み替えて作成すること。
- 3 「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 4 私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」及び「スポーツ施設等」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」、「スポーツ施設等」及び「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 6 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 7 空欄には、「-」又は「該当なし」と記入すること。



既設	教養学部教養学科						2	13	大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 ○○人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	5	4	3	1	13			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	1	0	1	1	3			
	小計（a～b）	7	4	4	2	16			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	1	1	2	0	4			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当する者（a、b又はcに該当する者を除く）	2	3	1	1	7			
分	計（a～d）					27			
	計	9	8	7	3	27	2	13	
合計		9	8	7	3	27	2	13	
職種		専属			その他		計		
事務職員		12人			13人		25人		
技術職員		0			0		0		
図書館職員		0			2		3		
指導補助者		0			0		0		
計		13			15		28		
校地等	区分	専用	共用	共用する他の学校等の専用		計			
	校舎敷地	40,000㎡	—	—		40,000㎡			
	その他	0㎡	—	—		0㎡			
	合計	40,000㎡	—	—		40,000㎡			
校舎	専用	20,000㎡	—	—		20,000㎡			
	共用	—	—	—		—			
教室・教員研究室		教室	21室	教員研究室		60室			
図書・設備	新設学部等の名称	図書〔うち外国書〕冊	電子図書〔うち外国書〕	学術雑誌〔うち外国書〕種	電子ジャーナル〔うち外国書〕	機械・器具点	標本点		
	大学全体	10,000〔2,000〕	3,000〔500〕	2,000〔300〕	500〔50〕	9,000	50		
	計	10,000〔2,000〕	3,000〔500〕	2,000〔300〕	500〔50〕	9,000	50		
	スポーツ施設等	スポーツ施設		講堂		厚生補導施設			
	2,500㎡		0㎡		45㎡				
経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次
		教員1人当り研究費等	—	400千円	500千円	500千円	500千円	—千円	—千円
		共同研究費等	—	3,000千円	3,000千円	3,000千円	3,000千円	—千円	—千円
		図書購入費	30,000千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円	—千円	—千円
	設備購入費	90,000千円	90,000千円	55,000千円	55,000千円	55,000千円	—千円	—千円	
	学生1人当り納付金	—	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	
	—	1,400千円	1,000千円	1,000千円	1,000千円	—千円	—千円		
学生納付金以外の維持方法の概要		—							

既設大学等の状況	大学等の名称	文部科学大学							
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地
	教育学部	年	人	年次	人				
	教育学科	4	180	—	720	学士（教育学）	1.04	平成5年度	東京都〇〇区〇〇1丁目1番1号
	計		180	—	720				
	附属施設の概要	該当なし							

(注)

- 1 共同学科の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基準別表第一イ」については、専門職大学にあつては「専門職大学設置基準別表第一イ」、短期大学にあつては「短期大学設置基準別表第一イ」、専門職短期大学にあつては「専門職短期大学設置基準別表第一イ」にそれぞれ読み替えて作成すること。
- 3 「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 4 私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」及び「スポーツ施設等」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」、「スポーツ施設等」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 6 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 7 空欄には、「—」又は「該当なし」と記入すること。

## ○大学，短期大学，大学院等の廃止について

学校教育法第4条第1項又は第2項に規定される大学等の廃止に係る申請又は届出の書類の作成に当たっては，以下の点に留意して作成してください。

※ 本手続きは，以下の項目の手続を対象にしております。以下の項目に該当がない場合は，令和6年3月29日付け高等教育局長通知を参照してください。

- ・ 大学，短期大学，大学院，高等専門学校の廃止・・・認可申請（学校教育法第4条第1項）
- ・ 大学の学部（学部等連係課程実施基本組織を含む），短期大学の学科（学科連係課程実施学科を含む），大学院の研究科の廃止（研究科等連係課程実施基本組織を含む）・・・届出（学校教育法第4条第2項）

### 1 提出書類の種類，提出部数，提出時期及び提出先

#### (1) 提出書類の種類及び提出部数

正本 1部

※ 認可書送付先住所及び担当者の連絡先（電話番号及びメールアドレス）を記載した書類を別途添付してください（様式自由）。

#### (2) 提出時期

廃止認可申請は，廃止する大学等の在学生在がいなくなってから提出してください。ただし，学部等の設置者変更に伴う大学等の廃止認可申請を行う場合には，当該学部等の設置者変更の認可申請と併せて大学等の廃止認可申請を行ってください。学部等の廃止届出は在学生在がいなくなることが確定した時に提出してください。

#### (3) 提出先

申請書については，電子ファイル（PDF形式）での提出が必要となります。申請の準備ができましたら，次のメールアドレス宛（[d-yoyaku@mext.go.jp](mailto:d-yoyaku@mext.go.jp)）に御連絡ください。なお，短期大学の学科の廃止の場合は，（[daigakuc@mext.go.jp](mailto:daigakuc@mext.go.jp)）に御連絡ください。文部科学省の指定する方法により御提出いただきます。

### 2 提出書類作成上の共通留意事項

(1) 提出書類のページは，必要に応じて目次の項目ごとに入れてください。

（ページは，「1，2・・・」とし，「1-1，1-2・・・」のように枝番号を付す必要はありません）

(2) 提出書類の作成について，下記3に特段の説明のない事項については，設置認可申請書類の作成要領と同じです。

### 3 提出書類の作成

次の(1)～(5)の書類を一つのPDFとして書類ごとにしおりを付けて作成してください。(5)の書類は届出の場合のみ提出)

- (1) 認可申請書・届出書（公文書）
- (2) 基本計画書
- (3) 意思を決定する書類
- (4) 廃止の事由及び時期並びに学生の処置方法を記載した書類
- (5) 学則案及び変更事項を記載した書類（変更点を簡潔にまとめたもの）及び変更部分の新旧対照表

#### (1) 認可申請書・届出書（公文書）

認可申請の場合は別記様式第1号の1, 届出の場合は別記様式第1号の2により作成してください。（下記の作成例を参照）

（作成例：認可申請の場合）

別記様式第1号の1

（用紙 日本産業規格 A4 縦型）

<p>〇〇大学廃止認可申請書</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>文部科学大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者の職名及び氏名</p> <p>このたび、〇〇大学を廃止したいので、学校教育法第4条第1項の規定により認可されるよう、別紙書類を添えて申請します。なお、認可の上は、確実に申請に係る計画を履行します。</p>
---

※ 届出の場合の根拠条文については、「学校教育法第4条第2項」としてください。

#### (2) 基本計画書

別記様式第2号（その1の1）又は別記様式第2号（その1の2）により作成してください。

なお、作成に当たっては次の点に留意してください。

- ① 「新設学部等の目的」の欄は、廃止の事由について記載してください。なお、ここでいう「廃止の事由」とは、単に学生募集停止に伴い学生がいなくなったことではなく、廃止を決定した具体的な事由を記載してください。
- ② 「新設学部等の概要」の欄の「入学定員」「編入学定員」及び「収容定員」の各項は、学生募集停止時の各定員を（ ）内に記入してください。また、「開設時期及び開設年次」の各項についても、学生募集停止の時期及び年次を記入してください。
- ③ 「同一設置者内における変更状況」の欄は、法人の沿革について記載してください。なお、別添資料にて記載していただいても構いません。
- ④ 「教員組織の概要」の欄は、認可申請の場合は当該申請に係る大学の全ての学部等の名称を「新設分」に記入してください（「既設分」には「なし」と記入してください）。届出の場合は、当該届出において廃止する学部等の名称を「新設分」に記入し、その他の学部等の名称を「既設分」に記入してください。なお、いずれの場合も、廃止認可申請時又は廃止届出時の教員数を（ ）内に記入してください。

### (3) 意思を決定する書類

当該申請等に係る理事会等の最終決定時の議事録又は決議録を添付してください。公立大学の場合は、議会において議決された予算書や廃止を決定した定款、りん議書等でも可能です。

### (4) 廃止の事由及び時期並びに学生の処置方法を記載した書類

この書類には、次の項目については必ず盛り込んでください。

- ① 廃止する大学等の概要
  - ・廃止する大学名、学部、学科名、研究科、専攻名
  - ・入学定員及び収容定員
  - ・当該大学等の所在地（正確な住所を記載してください。）
  - ・学生募集の停止の時期
- ② 廃止の事由（志願者の減少を理由とする廃止の場合は、最後に学生を受け入れた年以前4年分の志願者数と入学者数を記載してください。）
- ③ 学生の処遇（学部等の設置者変更に伴い大学等を廃止する場合には、当該学部等に所属する学生に対し、設置者変更後の処遇等について適切に説明がなされ、全学生からの同意を得ていることについて具体的かつ明確に説明してください。）
- ④ 教職員の処置（教員のみでなく、事務職員等の処遇も記載してください。学部等の設置者変更に伴い大学等を廃止する場合には、設置者変更後の大学に異動する教職員に対し、異動後の処遇等について適切に説明がなされ、全教職員からの同意を得ていることについて具体的かつ明確に説明してください。）
- ⑤ 施設設備の処置
- ⑥ 学籍関係書類の保存方法
- ⑦ 廃止の時期（認可申請の場合は、「文部科学大臣の認可した日」と記載してください。）



設		( )	( )	( )	( )	( )	(3)	(5)	大学設置基準別表第一イに定める 基幹教員数の 四分の三の数 〇〇人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	— (6)	— (3)	— (4)	— (1)	— (14)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	— (4)	— (2)	— (2)	— (1)	— (9)			
	小計（a～b）	— (10)	— (5)	— (6)	— (2)	— (23)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	— (3)	— (1)	— (2)	— (1)	— (7)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	— (2)	— (0)	— (1)	— (1)	— (4)			
	計（a～d）	— (15)	— (6)	— (9)	— (4)	— (34)			
分	計	— (27)	— (15)	— (17)	— (11)	— (70)	— (7)	— (11)	
既	なし	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	大学設置基準別表第一イに定める 基幹教員数の 四分の三の数 〇〇人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	— (0)	— (0)	— (0)	— (0)	— (0)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	— (0)	— (0)	— (0)	— (0)	— (0)			
	小計（a～b）	— (0)	— (0)	— (0)	— (0)	— (0)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	— (0)	— (0)	— (0)	— (0)	— (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	— (0)	— (0)	— (0)	— (0)	— (0)			
	計（a～d）	— (0)	— (0)	— (0)	— (0)	— (0)			
分	計	— (0)	— (0)	— (0)	— (0)	— (0)	— (0)	— (0)	
合 計		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
職 種		専 属			そ の 他		計		
事 務 職 員		— (23)			— (9)		— (32)		— 一人
技 術 職 員		— (2)			— (0)		— (2)		
図 書 館 職 員		— (1)			— (2)		— (3)		
そ の 他 の 職 員		— (1)			— (0)		— (1)		
指 導 補 助 者		— (2)			— (0)		— (2)		
計		— (29)			— (11)		— (40)		
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用		計			
	校 舎 敷 地	<del>㎡</del>	<del>㎡</del>	<del>㎡</del>		<del>㎡</del>			
	そ の 他	<del>㎡</del>	<del>㎡</del>	<del>㎡</del>		<del>㎡</del>			
	合 計	<del>㎡</del>	<del>㎡</del>	<del>㎡</del>		<del>㎡</del>			
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用		計			
		<del>㎡</del> ( )	<del>㎡</del> ( )	<del>㎡</del> ( )		<del>㎡</del> ( )			
教 室 ・ 教 員 研 究 室		教 室	室	教 員 研 究 室		室			

図書・設備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	電子図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	機械・器具 点	標本 点		
	法学部	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
	計	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
スポーツ施設等		スポーツ施設 ㎡		講堂 ㎡		厚生補導施設 ㎡			
経費の見積り及び維持方法の概要	区分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	
	経費の見積り								
	教員1人当り研究費等								
	共同研究費等								
	図書購入費								
	設備購入費								
学生1人当り納付金			第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	
学生納付金以外の維持方法の概要									
既設大学等の状況	大学等の名称	霞が関短期大学							
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地
	地域総合学科	年	人	年次	人	短期大学士 (地域総合学)	1.00	平成15年度	東京都千代田区霞が関3丁目2番2号
	食物栄養学科 食物栄養専攻	2	30	—	60	短期大学士 (食物栄養)	1.00	平成5年度	
	管理栄養専攻	2	20	—	40	短期大学士 (管理栄養)	1.00	平成5年度	
秘書科	2	40	—	40	短期大学士 (秘書)	—	昭和63年度		
附属施設の概要	名称：霞が関大学附属学術総合研究所 目的：学位分野の研究 所在地：東京都港区虎ノ門〇丁目〇番〇号 設置年月：平成15年10月 規模等：土地8,000㎡、建物5,000㎡								

(注)

- 1 共同学科の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基準別表第一イ」については、専門職大学にあっては「専門職大学設置基準別表第一イ」、短期大学にあっては「短期大学設置基準別表第一イ」、専門職短期大学にあっては「専門職短期大学設置基準別表第一イ」にそれぞれ読み替えて作成すること。
- 3 「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 4 私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」及び「スポーツ施設等」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」、「スポーツ施設等」及び「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 6 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 7 空欄には、「—」又は「該当なし」と記入すること。

## 参考人制度について

### 1 制度の要旨

大学等の設置認可申請に対し、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会の審査を幅広い観点から一層深められるようにするため、分科会長が特に必要と判断した案件につき、産業界等の見識を有する者を参考人として委嘱し、その所見を書面により求め、審査の参考とする制度です。

参考人の選定は文部科学省において行い、申請者は参考人の属性(活躍する分野、業績の種類等)の希望を提示できますが、特定の個人を指名することはできません。また、参考人の所見はあくまで審査の参考資料であり、参考人が審議会の判定に参画するものではありません。

### 2 対象案件の範囲

専門職大学院、又は、職業人養成に重点・特色を置くことを認可申請書上に明記する大学等の設置に係る認可申請

### 3 委嘱手続

- ① 設置認可申請書の提出時に、対象案件の範囲に該当する申請の申請者に対して制度の説明を行い、参考人の委嘱の希望の有無の決定期限を確認します。
- ② 上記 2 に該当し、参考人の委嘱を希望する申請者は、指定された期限までに、希望する旨及び希望する参考人の属性を文部科学省に示します。
- ③ 大学設置分科会長が、大学設置分科会の議を経て、当該案件につき参考人の委嘱が必要か否かを決定します(申請者が希望していなくても、必要と判断されることがあります)。
- ④ 参考人の委嘱が必要と判断された案件につき、申請者の希望を踏まえ、具体的な人選を行い、候補者の承諾を得て、参考人として委嘱します。一つの案件につき複数の参考人が委嘱される場合や、同一の参考人が複数の案件に所見を作成する場合があります。
- ⑤ 参考人に対して、担当する案件の申請書類一式及び同申請に対する当該時点での大学設置分科会の意見を送付します。これに対する参考人の所見を書面により提出してもらい、審査の参考とします。
- ⑥ 参考人に関する情報(参考人の名前・役職、審議会に示した所見など)のうち、当該参考人が特定される情報については、参考人が氏名公表に同意している場合を除き、審査の過程及び終了後を通じて非公表となります。なお、参考人の委嘱の有無や参考人の所見の概要については、申請者の希望に応じて回答・開示します。

また、参考人には守秘義務が課されます。

## 大学の設置手続等に関してよくある質問

### 1 大学等の設置認可申請又は学部等の届出について

#### (1) 教育課程、履修指導について

Q1-1. 1単位の授業時間を講義ごとに個別に定めることはできますか。

A. 各授業科目について、「大学設置基準」第21条第2項に基づき、1単位当たり標準45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを前提とし、同項で規定された時間の範囲内（おおむね15時間から45時間）であれば個別に定めることが可能です。

Q1-2. 複数の学科間で異なる卒業要件単位数を定めることは可能ですか。

A. 可能です。学科ごとの教育研究上の目的等を実現するために必要な卒業要件を適切に定めることが必要です。

Q1-3. 1学科（又は1専攻）において、複数の名称の学位を授与することは可能ですか。

A. 制度上は可能ですが、大学の学位授与について定める「学位規則」では、「学位を授与するに当たっては、適切な専攻分野の名称を付記する」（第10条）とされていることから、複数の名称の学位を授与する場合、教育課程や教員組織がそれぞれの名称の学位を授与するに適切なものとなっていることが必要です。

Q1-4. 履修科目の登録の上限（いわゆる「CAP制」）は、必ず定めなければならないのでしょうか。

A. 履修科目の登録の上限は、法令上「定めるよう努めなければならない」（「大学設置基準」第27条の2、「短期大学設置基準」第13条の2）とされており、その趣旨を踏まえて適切に定めることが望ましいです。仮に上限を定めない場合は、申請書又は届出書の「設置の趣旨等を記載した書類」において、上限を定めない理由又は趣旨及び学生の適切な学修時間の確保の観点から妥当であることを具体的に説明していただく必要があります。

Q1-5. 履修科目の登録の上限を定める場合、申請書又は届出書においてどのような説明をする必要がありますか。

A. 履修科目の登録の上限を定める場合は、学生の適切な学修時間の確保の観点から、上限となる単位数の設定の趣旨について説明していただく必要があります。なお、上限とすべき単位数は、学科等の目的や教育課程の内容等によって異なるものと考えられますので、一般的な目安等についてはお答えできません。

Q1-6. 一部の授業科目について、学生の利便を考慮して、遠隔配信や講義を収録したビデオの視聴によることとすることは可能ですか。

A. その学科が「通学課程」か「通信教育課程」かにより異なります。

#### ① 「通学課程」の場合

卒業要件単位中60単位まで、多様なメディアを高度に利用して行う授業（「メディアを

利用して行う授業」)を履修させることが可能です(「大学設置基準」第25条第2項、第32条第5項)。「通学」ですので、単なる印刷教材等による授業や放送授業は認められません。「メディアを利用して行う授業」の要件は、「大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について定める件」(平成13年文部科学省告示第51号)に規定されています。通信技術や学習支援体制がこの要件を満たさない場合、遠隔授業やインターネットを利用した授業により履修させることはできません。

② 「通信教育課程」の場合

「面接授業」「メディアを利用して行う授業」に加え、「印刷教材等による授業」「放送授業」の計4種類の履修形態が認められています(「大学通信教育設置基準」第3条第1項)。卒業要件中「20単位以上」を「面接授業」又は「メディアを利用して行う授業」により修得する必要があります(「大学通信教育設置基準」第6条第2項)。通信技術や学習支援体制が告示の要件を満たす場合、124単位全てを「メディアを利用して行う授業」により修得することも可能である一方、告示の要件を満たすとは認められない場合、その履修形態は104単位(124単位マイナス20単位)分までしか認められないこととなります。

Q1-7. 通学制の学部において、一部の授業科目についてメディアを利用して授業を行う場合、学則に明記する必要があるでしょうか。

- A. 卒業要件において、「大学設置基準」第32条第5項の制限がかかりますので、学則やその他の履修規程で明示してください。学生の身分に関わることなので、学則に記載なくメディアを利用して授業を行うことはできません。学則の記載例は以下のとおりです。

(メディアを利用して行う授業)

第〇条 メディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行う。

2 前項の授業を実施する授業科目については、〇〇規程において定める。

Q1-8. 学部の通信教育課程において、スクーリングによる面接やメディアを利用して行う授業等の科目を学則や通信教育規程に明記する必要があるでしょうか。

- A. 卒業要件において、「大学通信教育設置基準」第6条第2項の制限がかかりますので、学則等で明示してください。学生の身分に関わることなので、面接やメディアを利用して行う授業について学則に記載のないまま、通信教育を実施することはできません。

Q1-9. 大学院の通信教育課程において、利用できる授業の方法は、学部と同じでしょうか。

- A. 大学院の種類によって異なります。

- ① 修士課程及び博士課程については、学部と同じです。
- ② 専門職大学院については、「メディアを利用して行う授業」しか認められません(「専門職大学院設置基準」第9条)。

Q1-10. 通信教育の開設の認可申請をする際、利用する印刷教材（インターネットで利用するデジタル教材等を含む。）は、申請時点で全て準備している必要がありますか。

A. 審査の過程で教材の提出を求める場合があるため、求めに応じて内容を示せる程度の準備ができておくことが必要です。

Q1-11. 大学通信教育設置基準第8条第2項における「昼間又は夜間において授業を行う学部が通信教育を併せ行う場合」として通信教育の開設の認可申請をする場合、3つのポリシーや教育課程、学位の分野は通学課程と通信教育課程で異なっても良いでしょうか。

A. 大学通信教育設置基準第8条第2項における「併せ行う場合」とは、既設の通学課程を基礎に通信教育課程を開設することを指します。これは、通学課程と通信教育課程では同一の学位を与えるものであり、かつ既設の学部等自体に整備された教育研究資源（教員組織等）を通信教育課程の教育研究に充てることから、以下のように通信教育課程の3つのポリシー（アドミッション・ポリシー（AP）、カリキュラム・ポリシー（CP）、ディプロマ・ポリシー（DP））及び教育課程が既設の通学課程の学部等に相当する又は両者が同一であることを説明する必要があります。また、この場合において、通信教育を併せ行うことにより現に開設されている通学課程の教育の質が低下しないこと及び新設する通信教育の質を担保できるようにする必要があります。以下に十分に留意してください。

① 3つのポリシーについて

通信の3つのポリシー（AP・CP・DP）が通学のものに相当する又は両者が同一であること。「相当するもの」の判断として、通信教育課程の学生（編入学者を含む。以下同じ。）であることを理由とする差異（APにおいて定める社会人等を含む多様な学生像そのものやその能力・評価方法等に違いがある、CPにおいて定める学修方法等に違いがある、多様な学生像や進路等を踏まえたDPを設定するなど）や、それを含めた3つのポリシーの関連性を理由とする差異（APの差に起因してCPにおいて定める教育内容に違いがあるなど）等が許容され得るところです。なお、DPについては、通学課程と通信教育課程で同一の学位を与えるものであることを踏まえ、学位の質保証に十分留意して設定する必要があります。

② 教育課程について

通信教育課程が通学のものに相当する又は両者が同一であること。「相当するもの」の判断として、通信教育の手法を用いることを理由とする差異（面接授業でしか実施できない授業科目を通信課程ではスクーリング科目を除き設定しない、通信教育における対面性を補完するために教育内容の充実を図るなど）や、3つのポリシーの違いを理由とする差異（通信課程のAPで求める学生の属性や能力を踏まえ、リメディアル教育や導入科目を設定するなど）等が許容され得るところです。

③ 学位の分野について

上記の「併せ行う」通信教育課程では、通学課程と同一の学位を与えるものであり、上記の通り、通信教育課程の3つのポリシー及び教育課程が通学課程のものに相当する又は両者が同一である必要がありますが、通学課程の学位の分野が複数にわたる場合において、通信教育の手法を用いることを理由とする科目編成の若干の差異により、通学課程の学位の主たる分野のうち一部の分野の教育課程の体系性に変更が生じ、結果的に当該分野が通信教育課程の学位の主たる分野に含まれなくなったとしても、上記の要件を満たしていれば、「併せ行う」ものと

して取り扱うことは妨げられません。

ただし、「併せ行う」通信教育課程は、通学課程を基礎に開設する場合を指すものであることを踏まえ、通信教育課程の学位の分野について、通学課程の学位の分野に含まれない分野が新たに加わることが認められないことはもちろんのこと、科目編成の差異等により、通学課程の教員組織等に過度な負担を生じさせ、通学課程もしくは通信教育課程の教育の質を低下させることのないよう、留意する必要があります。

Q1-12. 複数の教員が担当する科目のシラバスを作成する際に注意すべき点がありますか。

A. 共同科目やオムニバス科目については、担当する全ての教員を明確にするとともに、各教員の担当する内容がわかるようにしてください。

Q1-13. 大学設置基準第 21 条第 2 項の 1 単位当たり必要な授業時間数に、定期試験を含めてもいいでしょうか。例えば、全 15 回の講義において、15 回目に定期試験を行ってもよいのでしょうか。

A. 大学設置基準第 21 条第 2 項の 1 単位当たり必要な授業時間数に、定期試験を含めることはできません。例の場合、定期試験は 15 回の授業時間外に行ってください。

Q1-14. リメディアル教育（高校以下レベルの学び直し）の授業を単位認定することは可能ですか。

A. 高校以下レベルのいわゆる学び直しのための教育は、大学における教育目的や人材養成の目的とは別途行うべきものですので、単位認定することは不適切です。そのため、大学における教育課程外の取り組みとして位置付けた上で行ってください。

Q1-15. 博士論文や修士論文の担当指導教員が、学位論文審査委員会において主査を務めることは問題ないでしょうか。

A. 論文を直接指導した教員が、学位論文審査体制において主査として審査を行う場合は、当該分野の特殊性と審査の公平性を比較衡量の上、その妥当性を申請書等において説明してください。

Q1-16. 学士課程において、卒業研究を「必修科目」、卒業論文を「選択科目」としてもよいですか。

A. 各授業科目を「必修科目」とするか「選択科目」とするかは、大学においてその科目内容から判断いただいて構いませんが、両科目をそれぞれ「必修科目」と「選択科目」とした理由やその妥当性等を申請書等において説明してください。

Q1-17. 教育課程連携協議会の構成員のうち、専門職大学院設置基準第 6 条の 2 第 2 項第 2 号に該当するのはどのような方でしょうか。

A. 条文のとおり、「当該専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者」による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するものとされており、職能団体や事業者団体、研究団体等の関係者が想定されています。

(2) 学外での実習について

Q1-18. 学外で教育実習や臨床実習等を行う学科等に係る設置認可申請又は設置届出をする際、実習先が未定であっても問題ないでしょうか。

A. 大学等の設置認可申請や学部等の設置届出は、開設から完成年度に至るまでの間の計画を詳細に示していただくものであり、申請又は届出の時点で計画内容の全ての事項が確定していることが必要です。そのため、実習先についても申請又は届出の時点で全て確定していることが必要であり、実習先が確定していない状態で申請又は届出をすることはできません。

### (3) 教員組織について

Q1-19. 大学等の設置認可申請や学部等の設置届出をする際、就任が未定となっている教員がいることや、担当教員が未定となっている授業科目があることは問題ないでしょうか。

A. 上記 Q1-18 に対する回答と同様の理由により、申請又は届出の時点で教員組織等の計画が全て確定していることが必要です。そのため、就任が未定となっている教員（基幹教員以外の教員を含む。）がいたり、担当教員が未定となっている授業科目がある状態で申請又は届出をすることはできません。また、完成年度までの間に定年等の理由で退職する教員がいる場合は、その後任となる教員や担当科目についても申請又は届出の時点で確定していることが必要です。

なお、学部等の届出設置の可否について確認する大学設置分科会運営委員会の「事前相談」においては、基幹教員以外の教員の配置が未定であっても構いません。

Q1-20. 専門学校の教員を大学の教員として就任させることはできますか。

A. 「大学設置基準」等で定めている教員の資格を満たす者であれば、大学の教員として就任することは可能です。

Q1-21. 基幹教員について規定される「教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員」とはどのような教員を指すのでしょうか。

A. 各大学等が設置する教授会や教務委員会等の、教育課程の編成や学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与等についての審議を行う会議に、構成員として直接的かつ実質的に参画する教員を指します。なお、「学位の授与等」の“等”は「教育課程の編成や学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与」に必ずしも限定しないことを示すものですが、その中に、厚生補導等に関する委員会等までをも含むものではありません。

Q1-22. 基幹教員の要件の一つである「主要授業科目を担当する」について、「主要授業科目」であるかどうかはどのように判断すればよいでしょうか。

A. 各授業科目のうちいずれが主要授業科目に当たるかは、当該授業科目と申請学部等の養成人材像やディプロマ・ポリシー等との関係等を踏まえ、各大学等で適切に判断してください。なお、当該判断に当たっては、設置基準上、授業科目は必修科目、選択科目及び自由科目に分けて教育課程を編成することとされていることも踏まえ、各教育課程上のこれらの区分別の科目の位置付けも勘案してください。

Q1-23. 基幹教員の要件の一つである「1年につき8単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目

を担当するもの」について、「1年につき8単位以上」は、設置する学部等の開設初年度から満たしている必要がありますか。

- A. 開設初年度から満たしている必要はなく、完成年度において、「1年につき8単位以上」を満たしていれば問題ありません。

Q1-24. 基幹教員の要件の一つである「専ら当該大学の教育研究に従事する者」とは、どのような教員を指すのでしょうか。

- A. 一の大学でフルタイム雇用されている者（事業主と期間の定めのない労働契約を締結しているフルタイム労働者（当該フルタイム労働者と1週間の所定労働時間が同じ有期雇用労働者を含む。））であって、月額報酬20万円以上かつ当該大学以外の業務の従事日数が週3日未満であること等を満たす者を想定しています。なお、当該要件については、学部等の単位ではなく、大学等の単位で適用する必要があります。例えば、同一の大学等において、一の学部等で「専ら当該大学の教育研究に従事する」基幹教員として取り扱う場合、仮に要件を満たす場合であっても他の学部等で同様に「専ら当該大学の教育研究に従事する」基幹教員として取り扱うことは認められません。

Q1-25. 基幹教員の要件の一つである「1年につき8単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するもの」について、例えば、複数の教員によってオムニバス形式で行う2単位の授業科目の場合、1教員当たりの担当単位数は2単位となるのでしょうか。

- A. 複数の教員が分担するオムニバス方式による場合や複数の教員が共同で担当する場合は、当該授業科目の授業における担当の割合を乗じた数が担当単位数となります。担当単位数の計算方法については、p.163の④「担当単位数」の欄についての算出方法により算出してください。なお、いわゆる「みなし専任教員」に規定される、1年につき担当する単位数についても同様です。

Q1-26. 授業科目を複数名の基幹教員が持ち回りで隔年にて担当する場合、当該基幹教員の担当単位数はどのように計算すればよいのでしょうか。

- A. 複数名の教員が持ち回りで担当することが計画されている場合は、当該授業科目の単位を持ち回りの年数で除することになります。例えば2単位の授業科目を持ち回りで2年に1回担当する場合、1年における1名の教員当たりの単位数は1単位（小数第二位を四捨五入）となります。

Q1-27. 任期付きで契約する教員（いわゆる「特任教員」等）を基幹教員とすることは可能ですか。可能な場合、完成年度までの契約が必要ですか。

- A. 任期を付した契約の教員を基幹教員とすることは可能です。必ずしも完成年度までの契約は必要ありませんが、学年進行中に契約が終了する教員については、担当授業科目を含めてその後任が申請時において確定していることが必要です。

Q1-28. 教職課程の認定申請を行う予定です。学科の一般教育科目の一部に「教職に関する科目」に該当する授業科目があるのですが、その授業科目の担当教員は設置基準上の必要基幹教員数か

ら除かれてしまうのでしょうか。

A. 教職課程の基幹教員であっても、設置基準上の必要基幹教員から除かれることはありません。

Q1-29. 授業を担当しない教員を、設置基準上必要とされる基幹教員数（専門職大学院における専任教員数）に算入することは可能ですか。

A. 授業を担当しない基幹教員（専任教員）は必要教員数の算定から除かれます。

Q1-30. 「大学設置基準」別表第1の「学部の種類」が異なる複数の学科で組織される学部について、各学科の必要基幹教員数は、「二以上の学科で組織する場合の一学科の収容定員並びに基幹教員数」が適用されるのでしょうか。

A. 同じ「学部の種類」となる学科が同一学部内にある場合は、「二以上の学科で組織する場合の一学科の収容定員並びに基幹教員数」が適用されます。同一学部内の学科であっても、「学部の種類」が異なる学科のみで組織される学部の場合、各学科の必要基幹教員数は「一学科で組織する場合の基幹教員数」を適用し、算出してください。

（例1）文学部 英文学科（文学関係）

仏文学科（文学関係）

⇒「二以上の学科で組織する場合の一学科の収容定員並びに基幹教員数」を適用

（例2）政治経済学部 政治学科（法学関係）

経済学科（経済学関係）

⇒「一学科で組織する場合の基幹教員数」を適用

Q1-31. 複数の学問分野が関係する学科を置く場合、当該学科の必要基幹教員数は、主とする分野（学部の種類）が適用されるのでしょうか。

A. 関連する分野（学部の種類）から算出される必要基幹教員数の平均値を当該学科の必要基幹教員数として算出してください。

（例）政治経済学部政治経済学科（法学関係，経済学関係）

入学定員 100人 収容定員 400人

⇒必要基幹教員数： $(14+14) \div 2 = 14$ 人（うち、教授は7人以上）

Q1-32. 学部の学科の中に複数の領域を設けて主専攻・副専攻制にする場合、基幹教員数の基準となる「大学設置基準」別表第1は、下欄の「2以上の学科で組織する場合」が適用されるのでしょうか。

A. 必要基幹教員数は学科単位で算定しますので、1学部1学科という構成であれば、領域にかかわらず、別表第1中欄の「1学科で組織する場合の基幹教員数」が適用されます。なお、領域ごとの必要基幹教員数は法令上は想定されていませんが、認可申請の場合、審査の過程において領域ごとの教育研究を行うのに必要な教員が適切に配置されているか確認する場合があります。

Q1-33. 通信教育開設の認可申請について、通学制の学部・学科を基にして、通学制の教員がそのまま通信教育も併せて担当する計画の場合、教員審査の省略は可能ですか。

A. できません。現在いる基幹教員が通信教育を担当するか通信教育を専ら担当する基幹教員を新規採用するかにかかわらず、通信教育を担当する全ての基幹教員について、教員審査が必要です。

Q1-34. 「大学院の専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件（平成 11 年文部省告示第 175 号）」については、別表第一もしくは別表第二と、別表第三の教員数を足し合わせるということによろしいでしょうか。

A. 別表第一もしくは別表第二と、別表第三を合計した教員数が必要なのではなく、別表第一もしくは別表第二及び別表第三をそれぞれ満たしていることが必要です。

Q1-35. 大学院の教員は教育研究上支障を生じない場合には学部の教員が兼ねることができるとされていますが（「大学院設置基準」第 8 条第 3 項）、当該研究科の基礎となる学部以外の学部に所属する教員も当該研究科の教員になることができますか。

A. 可能です。

Q1-36. 研究指導教員又は研究指導補助教員（以下「研究指導教員等」という。）は、教授又は准教授である必要はありますか。

A. 必ずしも教授又は准教授である必要はありません。専任の講師あるいは助教であっても、研究指導能力を有する者であれば研究指導教員等として認められます。

Q1-37. 研究指導教員等になれる者の一般的な基準や目安（必要となる論文業績等）はありますか。

A. 研究指導教員等にふさわしいかどうかの判断は、研究指導教員等になろうとする者の教育研究業績等から判断されますが、その基準は学問分野ごとに異なるものと思われることから、一般的な基準や目安となるものはありません。

Q1-38. 研究科の専攻（修士課程又は博士課程）の中に複数の研究領域を設ける場合、「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」（平成 11 年文部省告示第 175 号）別表第 1 及び別表第 2 は、研究領域ごとに適用されるのでしょうか。

A. 専攻の中に複数の研究領域を設ける場合であっても、別表第 1 及び別表第 2 は専攻を単位として適用されます。ただし、研究指導教員がいない研究領域は研究指導ができないこととなりますので、研究領域ごとに最低一人以上の研究指導教員が配置される必要があります。どの教員がどの研究領域に属しているかについては、「専任教員一覧」の書類で示してください（届出の場合は提出不要）。

Q1-39. 専門職大学院の教員における「みなし専任」の要件として、年間 4 単位以上を担当することになっていますが、開設 1 年目から 4 単位担当する必要がありますか。

A. 開設 1 年目から 4 単位以上を担当する必要はありません。全ての授業科目が開講される完成年度において年間 4 単位以上という要件を満たしていれば、専任教員としてみなすことができます。

- Q1-40. 専門職大学院の教員における「みなし専任」は、企業等に所属している者でもよいですか。
- A. いわゆる「みなし専任」とは、専任教員ではない者を、法令の基準上「専任教員」とみなすことです。「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」第2条第2項の要件を満たしていれば企業等に所属している者であっても「みなし専任」として教員基準に算入することが可能です。
- Q1-41. 実務家教員については、講師以上の職位に限るなどの職位に関する規定はありますか。
- A. 特に職位に関する規定はありません。
- Q1-42. 薬学系、教員養成系以外の学部や専門職大学院以外の大学院において、実務家教員を基幹教員や専任教員にすることは可能ですか。
- A. 一般の学部や大学院であっても、実務経験を有する者を基幹教員や専任教員とすることは可能です。
- Q1-43. 研究科長になる者は当該研究科に所属する教員のうち研究指導教員として認められた者でなければならない等の要件はありますか。研究科の講義、演習、研究指導を担当しない者であっても研究科長として就任しても問題ないでしょうか。
- A. そのような要件はありません。ただし、大学として研究科長が果たすべき役割を明確にし、その役割を果たせる者であることが必要です。
- Q1-44. 教員は開設時に全員就任する必要はありますか。
- A. 新たに大学等を設置する場合の教員組織については、法令の規定に基づき段階的に整備することが可能です（「大学設置基準」第61条、「短期大学設置基準」第52条、「大学院設置基準」第46条、「高等専門学校設置基準」第29条）。学校ごとの具体的な基準については、以下の各法令を御参照ください。
- ・「大学設置基準第61条の規定に基づき新たに大学等を設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件」（平成15年文部科学省告示第44号）
  - ・「短期大学設置基準第52条の規定に基づき、新たに短期大学等を設置する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件」（平成15年文部科学省告示第52号）
  - ・「大学院設置基準第46条の規定に基づき、新たに大学院等を設置する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件」（平成15年文部科学省告示第50号）
  - ・「高等専門学校設置基準第29条の規定に基づき、新たに高等専門学校等を設置する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件」（平成15年文部科学省告示第48号）
- Q1-45. 請負契約により、英会話教室の講師に英語の授業を担当してもらいたいと考えていますが、当該授業科目の担当教員とすることは可能ですか。

A. 授業担当教員とすることはできません。大学の職員（教員を含む。）とは、学長の指揮命令権の下で大学の校務に従事する者です。請負契約により大学の校務を請け負った事業者に雇用されて当該校務に従事する者については、学長の指揮命令権の下で当該校務に従事する者ではないため、申請書等の教員名簿には記載しないでください。

Q1-46. 学位と教員審査の関係についての質問ですが、申請時は大学院在籍中で学位を未取得でも、就任前に取得予定ならば「修士学位の取得者」と同等の者として教員審査を受けることは可能でしょうか。

（例えば、令和2年4月の学科設置で就任が令和2年4月、修士学位の取得が令和2年3月の場合など）

A. 教員審査については、申請書類である教員個人調書等に基づいて大学設置・学校法人審議会において審査されますので、どのように判断されるかは事務的にはお答えしかねます。なお教員個人調書は申請時点の教員の学歴・職歴・教育研究業績等を記載いただくものであり、「修士の学位を取得予定」など、将来の未定の事項を記載することはできません。

#### (4) 施設・設備について

Q1-47. やむを得ない理由によりキャンパスから離れた場所（別地）に運動場を設置する計画ですが、キャンパスとの距離や移動に要する時間等についての制限はありますか。

A. 運動場について、キャンパスとの距離や移動に要する時間等についての具体的な制限はありませんが、例えば、運動場を校舎から遠く隔たった地に設け、学生がその利用に当たり非常に長時間の移動を強いられるなど、学生に対して著しい不利益を生じさせてはならないことにご留意ください。

Q1-48. 研究室について「基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとする」という規定がありますが、面積等の基準や目安はありますか。また、これらは個室として備えなければならないのでしょうか。例えば、複数人でシェアする共同研究室などを研究室として扱うことはできますか。

A. 研究室の面積等に関する基準や目安はありません。利用形態は、必ずしも個室である必要はありませんが、研究執務に専念できる環境でなければなりません。また、オフィスアワーに適切に対応できること等、学生の教育上の観点からも適切な設備であることが必要です。

Q1-49. 整備すべき図書等の数量について、一般的な基準や目安等がありますか。

A. 整備すべき図書等の数量については、設置する学部等の目的や教育課程の内容等によって異なるものと考えられますので、一般的な基準や目安となるものはありません。設置する学部等の目的や教育課程の内容等に応じて、申請者又は届出者において整備計画の妥当性を説明してください。また、必ずしも紙媒体である必要はなく、電子書籍も図書に含まれます。

Q1-50. 教員免許を取得できる教育課程を考えていますが、附属学校を設置することは必要ですか。

A. 当該学部又は学科が、卒業要件単位数の修得により教員免許状を取得することが可能であるとともに、小学校教員養成の課程及び中学校教員養成の課程の両課程を有する教員養成を目的

とする学部である場合には、「教員養成に関する学部又は学科」（「大学設置基準」第 39 条）として、当該免許種別に対応した附属学校を備える必要があります。教員免許の取得が卒業要件ではなく、教職科目の履修により取得可能である場合には、教員養成に関する学部等とはならないので、附属学校は不要です。

Q1-51. 同一法人が設置する短期大学等と土地や施設を共用することは可能ですか。

A. 同一法人が設置する短期大学等と土地や施設を共用することについては、特段禁止されていません。ただし、共用部分を含めて実際に保有している面積が、各学校種の必要面積の合計を上回っている必要があります。また、共用により双方の教育研究環境に支障が発生しないことに十分な配慮が必要です。校舎を共用する専門学校や各種学校などで、設置基準以外の都道府県による独自の基準が存在する場合は、当該規定を明示していただく必要があります。

Q1-52. 同じ法人の施設（例えば専門学校が所有している施設）を、実技・実習の施設として利用することは可能ですか。

A. 大学と専門学校等では、その目的や内容が異なります。大学の教育の目的や内容に相応の施設・設備は、大学として整備することが必要です。その上で、必要に応じて専門学校等の施設・設備を利用することは差し支えありません。

Q1-53. 校舎等の施設及び設備は開設時に全て完成している必要がありますか。

A. 新たに大学等を設置する場合の校舎等の施設及び設備については、法令の規定に基づき段階的に整備することが可能です（「大学設置基準」第 61 条、「短期大学設置基準」第 52 条、「大学院設置基準」第 46 条、「高等専門学校設置基準」第 29 条）。具体的な基準については、上記 Q1-44 を御参照ください。

Q1-54. 校地や校舎に借用地等が含まれても問題ないでしょうか。

A. 大学等の設置認可や届出においては、校地校舎に借用地を含めることは可能です。ただし、適切な教育研究を行うことができることが前提となります。また、学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可においては、土地や施設の借用等について制限規定が設けられておりますので、御留意ください（寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関することについては、私学部私学行政課法人係にお問い合わせください）。

Q1-55. 学部等を設置するに当たり適用される学部の規模に応じ定める校舎の面積（大学設置基準 37 条の 2）については、学部の学生が使用するスペース以外にも、教員の研究スペース、事務室及び学長室、学部間で共有するスペース（教室）等を含めることができますか。

A. 可能です。ただし、大学設置基準はあくまで最低基準であるため、教育研究環境上支障がないようにする必要があります。

Q1-56. 一つの建物に校地面積算入施設と校地面積不算入施設が混在している場合、（例えば 1 階と 2 階は算入施設、3 階と 4 階は不算入施設）、校地面積はどこまで算入できますか。

A. 校地面積算入施設と校地面積不算入施設が混在していたとしても、当該建物の建築面積は校地面積に算入できます。

Q1-57. 大学院大学を新設する場合、大学設置基準に定める運動場や体育館、図書館等について、全てを設置する必要がありますか。

A. 大学院大学の場合、大学設置基準第 34 条に定める校地、第 35 条に定める運動場の規程については適用されませんが、第 36 条に定める研究室や教室、図書館等の施設や、第 38 条に定める図書の資料等や図書館の専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等については配置する必要があります（大学設置基準第 58 条）。

Q1-58. 大学の各施設は、他の機関との共用ではなく、大学の専用である必要がありますか。

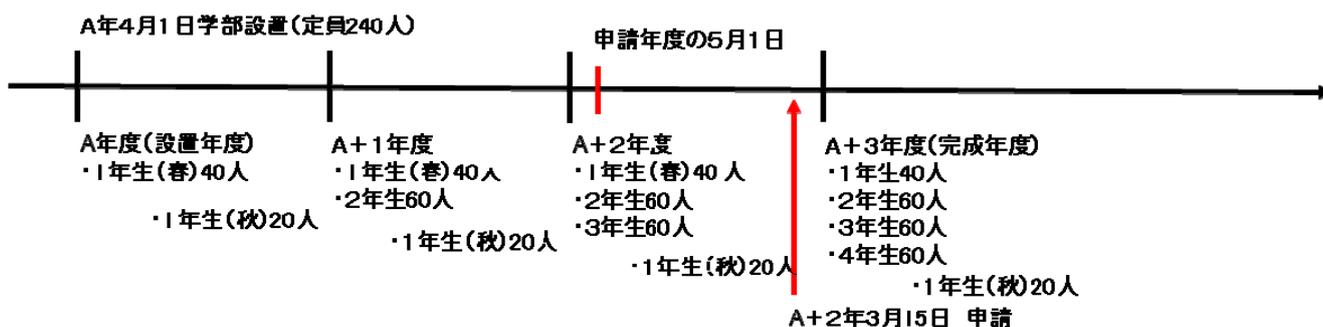
A. 大学（専門職大学を含む）の施設は、当該大学の専用であることが原則ですが、基準校舎面積を超えて校舎を有している場合など、教育研究に支障がないと認められるときは、例えば、図書館などの公共の施設を大学の施設として取り扱うことができます。ただし、大学と当該施設の所有者である自治体等との間で、大学が施設を長期に安定して利用できるよう協定を結び大学の校舎と位置付けることや、定期試験中の利用機会の確保など、学生や教職員の利用に支障がないことを確保することに留意が必要です。

(5) 収容定員充足率について

Q1-59. 完成年度を迎えていない秋入学の学部がある場合の収容定員充足率は、どのように算出するのでしょうか。

A. 収容定員に対応する入学生がいない場合については、その数を収容定員から除いてください。  
 <開設 3 年目の A 学部（入学定員 60 名のうち、20 名は 10 月入学）の場合>

$$A \text{ 学部の収容定員充足率} = 5 \text{ 月 } 1 \text{ 日現在の } A \text{ 学部の学生数} / (40 \text{ 人} + 60 \text{ 人} + 60 \text{ 人})$$



Q1-60. 学部等連係課程実施基本組織等を設置している場合の連係協力学部等の収容定員充足率は、どのように算出するのでしょうか。

A. 学部等連係課程実施基本組織等の学生数を、学部等連係課程実施基本組織等の定員に対する各連係協力学部等の内数の割合で連係協力学部等に割り戻して算定してください。

<連係協力学部 A 学部（収容定員 160 人）の 24 人，連係協力学部 B 学部（収容定員 240 人）56 人の収容定員を使って学部等連係課程実施基本組織 80 人を設置している場合>

$$A \text{ 学部の収容定員充足率} = (A \text{ 学部の学生数} + (\text{学部等連係課程基本実施組織の学生数} \times 24 / 80)) / 160$$

$$B \text{ 学部の収容定員充足率} = (B \text{ 学部の学生数} + (\text{学部等連係課程基本実施組織の学生数} \times 56 / 80)) / 240$$

Q1-61. 学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科単位で算定することになっていますが、レイトスペシャライゼーションを導入しており、1年次・2年次は学科に分かれず、3年次から2学科に分かれる場合の収容定員充足率は、どのように算定するのでしょうか。

A. 1年次生、2年次生の在生人数を案分の上、算定してください。

<4年制のA学科（入学定員：40人）、4年制のB学科（入学定員：40人）、6年制のC学科（入学定員20人）の場合>

$$4 \text{ 年制の A 学科の学生数 (X)} = \text{学部全体の 1 年次生} \cdot 2 \text{ 年次生の学生数} \times 40 / 100 + 4 \text{ 年制学科の 3 年次以上の学生数}$$

$$4 \text{ 年制の B 学科の学生数 (Y)} = \text{学部全体の 1 年次生} \cdot 2 \text{ 年次生の学生数} \times 40 / 100 + 4 \text{ 年制学科の 3 年次以上の学生数}$$

$$6 \text{ 年制の C 学科の学生数 (Z)} = \text{学部全体の 1 年次生} \cdot 2 \text{ 年次生の学生数} \times 20 / 100 + 6 \text{ 年制学科の 3 年次以上の在籍者}$$

$$\Rightarrow 4 \text{ 年制の学科の収容定員充足率} = (X + Y) / (160 + 160)$$

$$\Rightarrow 6 \text{ 年制の学科の収容定員充足率} = Z / 120$$

Q1-62. 学部等に長期履修学生（大学設置基準第30条の2に基づき、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを認めた学生）がいる場合の収容定員充足率は、どのように算定するのでしょうか。

A. 長期履修学生は修業年限在学することが予定される学生よりも1年間又は1学期間に修得する単位数が少ないことを踏まえ、収容定員充足率を算定する場合の長期履修学生の在学者数は、その実際の人数を、当該学生が計画的に教育課程を履修することを認められた一定の期間で除して得た数に、修業年限を乗じて算出してください。

<修業年限が4年間の学部で6年間での履修を認められている長期履修学生がいる場合>

学生数をX、長期履修学生数をY、収容定員をZとすると、

$$\text{収容定員充足率} = (X - Y + (Y \times 4 / 6)) / Z$$

## (6) その他

Q1-63. 令和4年10月1日に施行された改正後の大学設置基準等について、例えば新たに学部を設置する場合に、既存学部については改正前の設置基準を適用し、新設の学部については改正後の設置基準を適用することはできますか。

A. 一つの大学において、学部や学科ごとに改正前の設置基準と改正後の設置基準を選択することはできません。令和7年度以降に行おうとする設置等の認可の申請や届出については、改正後の規定が適用されますので、質問の様に新たに学部を設置する場合等は、大学全体として改正後の設置基準に適合する必要があります。

Q1-64. 新設する大学の学部の学科、短期大学の学科、大学院の研究科の専攻にコース・専攻等を設置したいのですが、どのような手続が必要ですか。

A. 大学・大学院と短期大学で手続が異なります（既設の学科等にコース・専攻を設定する場合の手続については、Q5-1をご覧ください。）。

① 大学の場合

大学に関して法令上規定されている組織上の最小単位は「学科」又は「課程」です（「大学設置基準」第4条・第5条）。その下に設定する「専攻」「コース」「プログラム」等（以下「コース等」という。）は、学科の専攻分野の範囲内で教育上の目的から一部の科目の履修方法を指定するなどにより設定される、学生の「履修上の区分」に過ぎず、独立した組織ではありません。したがって、施設指定申請・免許等の関係でやむを得ず必要な場合を除き、コース等に定員を設定することはできません（「大学設置基準」第18条）。このような履修上の区分であるコース等の設定は、当然のことながら学科の教育研究上の目的や授与する学位の分野の範囲内においてのみ可能であることに十分留意してください。

なお、コース等は履修上の区分であって独立した組織ではありませんので、基本計画書（別記様式第2号（その1の1又はその1の2））への記載は不要ですが（ただし、法令等により明確な定員設定を求められている等、やむを得ず定員を設定する場合は記載してください。）、「設置の趣旨等を記載した書類」において、コース等の詳細（コースごとの人数の目安や転コースの可否、選抜方法等）や設定の趣旨等を説明してください。

② 短期大学の場合

短期大学に関して法令上規定されている組織上の最小単位は、「専攻課程」であり（「短期大学設置基準」第3条第2項）、教育上特に必要があるときは、学科内に専攻課程を設け定員を設定することができます（「短期大学設置基準」第4条第1項）。ただし、学科の教育研究上の目的や授与する学位の分野と異なるものについては、専攻課程として取り扱うことはできません。

新たに設置する学科に専攻課程の置く場合は、基本計画書に専攻課程まで記載し、その他の書類においても専攻課程について明記してください。

教育上の目的によるコース等の履修上の区分の設定については、上記①と同様です。

③ 大学院の場合

大学院の研究科の専攻の下にコース等を設定する場合は、上記①と同様です。

Q1-65. 4年制大学の新たな学部の設置に当たって、同一法人において設置している他の短期大学を廃止し、その入学定員を移行することを検討していますが、その場合の手続を教えてください。

A. 同一設置者内であっても、学校間で定員を振り替えるという手続はありません（私学助成の手続と混同しないように御注意ください）。収容定員は、設置する学校単位で見ますので、私立大学の収容定員の総数の増加を伴うものは、収容定員に係る学則変更の認可申請が必要です。

Q1-66. 通学課程で「修士（文学関係）」の学位を授与している場合、通信教育課程において新たに修士（文学関係）の学位を授与する場合は認可申請ですか。それとも届出による設置が可能でしょうか。

A. 認可申請が必要です。

Q1-67. 複数学科で構成する学部において、学部全体の定員を定め、学科ごとの定員設定をしないということは可能ですか。

A. できません。学科を単位として定めることが必要です（「大学設置基準」第18条第1項）。

Q1-68. 大学の設置に伴い、開設初年度から3年次の編入学生を受け入れることは可能ですか。

A. 開設初年度から編入学生を受け入れることは可能ですが、その場合、編入学生に対する教育の質保証の観点から、開設の時点で編入年次（上記Qの例では3年次）の配当科目を開講できる体制（教員の就任、施設・設備の整備等）が整備されていることや、既修得単位の認定を行う際には、当該基準を明確にしておくことが必要です。また、当該科目については、学年進行が追いつくまでの間（上記Qの例では開設2年目までの間）、履修者は編入学生のみとなることから、そのような形でも適切な履修が可能であることも必要です。

Q1-69. 留学生や社会人については、入学定員外において受け入れることができると聞いたのですが、本当ですか。

A. そのようなことはできません。一般選抜でも特別選抜でも、留学生や社会人について、通常の募集定員と異なる取扱いをするという事実はありません。

Q1-70. 設置届出の時期は年間複数回設けられていますが、実際の届出はどの時期に行ってもよいのでしょうか。

A. どの時期であっても手続上の違いはありませんので、どの時期に届出を行っていただいてもかまいません。ただし、届出を行うまで（大学設置分科会運営委員会の「事前相談」に諮っていない場合は、届出後60日を経過するまで（60日以内に文部科学省ホームページで公表した場合を除く））は学生募集及びそれに類する行為を行うことはできませんので、御留意ください。

Q1-71. 設置届出を行うに当たって、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会の「事前相談」に必ず諮る必要がありますか。

A. 設置届出の場合は、必ずしも「事前相談」に諮る必要はありません。ただし、事前相談の結果、届出による学部等の設置が可能とされたものについては、届出と同時に学生募集を行うことが可能であるため、「事前相談」に諮ることを推奨しています。

Q1-72. 複数の学科を一つの学科に合併する場合、どのような手続が必要ですか。

A. 大学の組織については法令上「合併」という制度や手続はありませんので、新たな学科の設置と既設学科の廃止（学生募集停止）の手続を同時に行うこととなります。

Q1-73. 一つの学科を複数の学科に分割する場合、どのような手続が必要ですか。

A. 大学の組織については法令上「分割」という制度や手続はありません。一般的に考えられる手続は、以下の2点です。

① 複数の新たな学科の設置と既設の学科の廃止（学生募集停止）の手続を同時に行う。

② 一つ又は二つ以上の新たな学科を設置しつつ、既設の学科は廃止せず存続させる（ただし、存続させる既設の学科については、新たな学科の設置に伴って教育課程等を大幅に変更する

と、変更前後に学科としての同一性が認められず、実質的な新たな学科の設置と見なされる可能性がありますので、御留意ください）。

Q1-74. 認可後（又は届出後）に、申請書（又は届出書）に誤記載があったことが判明しました。書類の差し替えや大学設置・評価室ホームページに掲載している電子ファイルの差し替えは可能でしょうか。

A. 認可申請又は届出後の書類の差し替えは一切認められません。また、情報公開の一環として大学設置・評価室ホームページに掲載している電子ファイルは、認可又は届出の内容を原則としてそのまま掲載するものであることから、誤記載による差し替えは認めておりません。なお、内容によっては虚偽の申請又は届出と判断せざるを得ない場合もありますので、申請又は届出を行う前には内容について十分な確認作業を行ってください。また、誤記載が判明した段階で大学設置・評価室まで至急御連絡ください。

Q1-75. 教員免許の取得が可能な学科を設置する場合、学科の設置手順のほかに必要な手順がありますか。

A. 教員免許の取得を可能とするためには、学科の設置手順のほか、教職課程の認定の手続が必要となります。この手続を行わないと、学科の設置が認められても教員免許の取得が可能な学科とはなりませんので、必ず両方の手続を行ってください。なお、教職課程の認定の手続については、総合教育政策局教育人材政策課（教員免許企画室教職課程認定係）が担当窓口となりますので、御留意ください。

Q1-76. 看護師，理学療法士，作業療法士等の国家試験受験資格の取得が可能な学科を設置する場合、学科の設置手順のほかに必要な手順がありますか。

A. 看護師等の資格の取得を可能とするためには、学科の設置手順のほか、看護師等の養成施設としての指定を受ける必要があります。この手続を行わないと、学科の設置が認められても看護師国家試験等の受験資格の取得が可能とはなりませんので、必ず両方の手続を行ってください。指定の手続については、高等教育局医学教育課（管理栄養士のみ専門教育課）が担当窓口となりますので、御不明な点等は各担当課に直接お問合せください。

Q1-77. 大学院の定員超過については、「大学，短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）」の1条1項3項は適用されますか。

A. 大学院については適用されません。ただし、大学院設置基準第10条により学生数は「収容定員に基づき適正に管理する」必要がありますので御留意ください。

Q1-78. 「大学，短期大学及び高等専門学校の設置に係る認可の基準」（平成15年文部科学省告示第45号）は、設置届出にも適用されますか。

A. 設置届出には、適用されません。

Q1-79. 基礎となる学部等を改組した場合、研究科についても連動して改組する必要がありますか。

A. 基礎となる学部等を改組したからといって、必ずしも研究科を改組する必要はありません。

貴学として、当該研究科に学部との継続性があるようにしたいという場合や、改組した学部が基礎となる学部となり得るのであれば当該研究科の基礎となる学部とし、改組した学部が基礎となる学部とはならないようでしたら研究科の改組が必要と思われますので、貴学において御判断ください。

## 2 収容定員に係る学則変更について

Q2-1. 大学の収容定員に係る学則変更について、ある学部の収容定員が増加するが、他の学部の収容定員が減少するため、大学全体の収容定員に変更がない場合、どのような手続が必要ですか。

A. 大学の収容定員に係る学則変更の届出が必要となります。なお、通学課程の収容定員を通信教育課程の収容定員へ振り替えることはできません。

Q2-2. 大学全体の収容定員の変更に伴う手続について、通学課程の収容定員は増加するが、通信教育課程の収容定員が通学課程の増加幅以上に減少する場合、認可申請ですか。それとも届出ですか。

A. 通学課程については認可申請、通信教育課程については届出と、2つの手続が必要になります。

Q2-3. 学位の種類と分野を変更しない学科の設置を届出で行う予定ですが、大学全体の収容定員の増加を伴う場合、学科設置の届出と収容定員に係る学則変更の認可申請の関係はどうなりますか。また、どのようなタイミングで書類を提出すればよいでしょうか。

A. 届出で行う新たな学部等の設置は、大学全体の収容定員の増減にかかわらず、大学設置・学校法人審議会の審査はありません。ただし、私立大学及び私立短期大学については、新たな学部、短期大学の学科又は大学の学部の学科を設置することによって大学全体の収容定員が増加する場合は、収容定員の増加についての学則変更の認可が必要ですので、届出と併せて「収容定員に係る学則変更の認可申請」をしていただく必要があります。この場合の学則変更の認可は、新たな学部等の設置届出が成立する前提となりますので、届出書類を単独で提出しても、学部等の設置が完了したことにはなりません。

収容定員に係る学則変更の認可申請の時期は3月末と6月末の2回設けられています。3月末に認可申請を行った場合は4月末に、6月末に認可申請を行った場合は6月末に学部等の設置届出を行ってください。この場合は、収容定員増加に係る学則変更の認可を待って、設置届出が成立します。

Q2-4. 収容定員に係る学則変更の認可申請の時期は3月末と6月末の2回ありますが、実際の申請はどちらの時期に行ってもよいのですか。

A. 審査の流れ等はどちらも同じですので、どちらの時期に申請していただいても構いません。ただし、認可されるまでは新たな定員で学生募集及びそれに類する行為を行うことはできませんので、御留意ください。また、新たな学部等の設置を届出で行うことにより大学全体の収容定員が増加する場合は、上記 Q2-3 のとおり収容定員に係る認可申請と設置届出をセットで行

う必要がありますので、御留意ください。

Q2-5. 新たな学部等の設置認可申請を計画していますが、同一年度に既設の学部等の収容定員の増加も計画しています。定員を減らす学部等はないため、新たな学部の設置がなくても大学全体の収容定員が増加することとなりますが、この場合、新たな学部等の設置認可申請とは別に収容定員に係る学則変更の認可申請を行う必要がありますか。

A. 新たな学部等の設置認可申請は当該学部等の設置計画のみ審査します。したがって、新たな学部を除いて別途既設学部等の収容定員の増加によって大学全体の収容定員が増加する場合、収容定員に係る学則変更の認可申請を別途行うことが必要です（申請時期は、3月末又は6月末のどちらでも可能です）。

Q2-6. 学位の種類と分野を変更しないA学科の設置を届出で行うことに伴い、大学全体の収容定員が増加する予定です。また、当該学科の設置の同一年度に、既設のB学科の収容定員を200名減らし、同時に既設のC学科の収容定員を200名増やす計画をしていますが、既設のC学科の収容定員の増加は、既設のB学科の収容定員を動かすものであることから、収容定員に係る学則変更の認可申請はA学科の届出設置に伴う収容定員の増加についてのみ行えばいいのでしょうか。

A. A学科及びC学科について、収容定員の増加に係る学則変更の認可申請が必要です。大学全体の収容定員が増加する場合には、どこの定員をどこに動かすかという考え方ではなく、収容定員を増加する全ての学科等について、定員設定の妥当性等の観点から審査を行います。このため、収容定員に係る学則変更の認可申請に当たっては、収容定員を増加する全ての学科等に係る学生の確保の見通し等について、本手引の案内に従い適切に申請書類を作成してください。

Q2-7. 収容定員に係る学則変更について認可された後に、既設の学科の定員を変更することになりました。認可された増加後の収容定員の中で学科ごとの定員を調整するものであり、新たに大学全体の収容定員が増加するものではないため、収容定員に係る学則変更の届出を行えばいいのでしょうか。

A. Q2-6.のとおり、大学全体の収容定員が増加する場合には、収容定員を増加する全ての学科等に関する定員設定の妥当性等の観点からの審査を踏まえ、当該計画を認可するものであるため、収容定員に係る学則変更の認可後に再度学科ごとの収容定員を変更することは、当該計画について虚偽申請の疑いにつながりかねないことから、本来望ましくありません。このため、認可申請を行うに当たっては、当該年度の組織計画等について十分な検討を行った上で、原則として確定した計画として認可申請を行うとともに、認可申請後に計画の変更が生じることのないよう御留意ください。（なお、虚偽の申請が認められた場合には、ペナルティの対象となりますので十分に御留意ください。）

Q2-8. 収容定員に係る学則変更の認可後に計画を変更し、認可された増加分を同一年度に新たに設置する別の学科に振り替えることは可能ですか。

A. 認可を受けた学則の定員で一度も学生募集をしないこととなるため、認められません。

Q2-9. 収容定員変更届出書を提出したのですが、いつから新しい入学定員で学生募集（募集要項の配布，出願受付，入学者選抜）は可能なのですか。

A. 収容定員変更届出に係る学生募集については、文部科学大臣に収容定員変更届出書を提出した日から、当該入学定員で学生募集が可能です。

Q2-10. 学生募集（募集要項の配布，出願受付，入学者選抜）を行った後に、収容定員変更届出書を提出し、その募集定員とは異なる入学定員に変更することは可能ですか。

A. 収容定員変更を行う場合は、必ず、学生募集開始前に収容定員変更届出書を提出してください。学生募集開始後の収容定員変更は、公表された募集要項等を遵守して入学者選抜が行われると信じて準備等を行う入学志願者に対し、不利益を及ぼす場合があることから不適切です。ただし、定員の未充足が継続している等の事由がある場合には、大学入試室にご連絡ください。

Q2-11. 教員免許の取得が可能な学科の収容定員を変更する場合、収容定員変更手続のほかに必要な手続がありますか。

A. 収容定員変更手続のほか、教職課程の入学定員変更の手続が必要となります。なお、教職課程の入学定員変更の手続については、総合教育政策局教育人材政策課（教員免許企画室教職課程認定係）が担当窓口となりますので、御留意ください。

Q2-12. 収容定員の総数を減少させる場合、学年進行による入学定員の減少により、当該減少後の収容定員を完成させるのが通例ですが、変更後直ちに全学年分を対象として、当該減少後の収容定員を適用することも可能でしょうか。

A. 法令上は、入学定員ではなく、収容定員を単位として、その変更に係る認可・届出手続を求めています。その上で、変更後の収容定員を、学年進行により適用するか、一度に全学年分を対象として適用するかは学則の定め方次第であり、大学の判断によります。

Q2-13. 届出可能な増加手続の条件として、減少に係る届出と同時に、増加に関する計画を有する旨を文部科学大臣に届け出ることを求めています。これは、増加に必要な教育環境の確保状況など具体的な計画を減少時点で提出させることを意味しているのでしょうか。

A. 「増加に関する計画を有する旨の届出」については、減少後7年以内に減少前の定員を上限とした増加を行う予定があることの届出を意味しており、具体的な届出方法として、減少に係る届出の際に提出する基本計画書の備考に「令23条の2第4項」と記載することを求めています。このため、増加に対応した教育環境の確保等の具体的な計画は、減少時点において提出する必要はなく、増加に係る届出の際に、当該届出に必要な基本計画書等の提出により示していただくこととなります。なお、減少時点において届け出る当該増加を行う予定については、増加に対応する教育環境の計画的な確保を見通したものであることが期待されることに留意が必要です。

Q2-14. 500人の定員をある年度（N年度）に400人に減少し、翌年度（N+1年度）300人に減らした場合、最初に減らした時点から7年以内であれば、届出により500人に増やすことは可能か。

A. 可能です。今回の改正は、減少後の増加手続の負担による減少自体への忌避感を解消することもねらいの一つとしていることも踏まえると、段階的に減少する場合にも、一定期間内であれば、

元に戻す手続を弾力化することが適当と考えております。

なお、お尋ねのケースについては、最初の減少時点から7年経過した後は、2回目の減少時点から7年以内であれば、2回目の減少前の定員を上限として、戻すことが可能となります。（お尋ねのケースに当てはめると、元に戻す場合の際の上限は400人となります。）

年度	N	N+1	N+2	N+3	N+4	N+5	N+6	N+7	N+8
増加変更上限	100	200	200	200	200	200	200	100	—

Q2-15. 500人の定員をある年度（N年度）に300人に減少した場合、例えばN+3年度において400人に増やした後、最初に減らした時点から7年以内であれば、さらに届出により500人に増やすことは可能か。

A. 今回の改正においては、お尋ねの取り扱いは認めておりません。収容定員を増加する場合には、当該増加に対応した教育環境の確保を慎重に確認する必要があります。今回は、減少後、最初の増加に限り、例外的に届出によることを可能とするものであり、お尋ねのケースについては、認可申請が必要になります。

年度	N	N+1	N+2	N+3 (増加変更)	N+4以降
増加変更上限	200	200	200	—	—

Q2-16. 国際競争力けん引学部等の認定を受けている学部について、収容定員の変更を行うことは可能ですか。

A. 国際競争力けん引学部等の認定を受けている学部等についても収容定員の変更を行うことは可能ですが、当該収容定員の変更が国際競争力けん引学部として文部科学大臣が認定した事実との連続性が失われる程度の重大な変更にあたると判断される場合は、再度文部科学大臣の認定を受ける必要があります。再認定と判断されない場合であっても、文部科学省への届出・申請計画書の再提出等を行っていただく必要がありますので、まずは事前に文部科学省高等教育局参事官(国際担当)付企画係にご相談ください。

### 3 設置計画履行期間中の計画変更等について

Q3-1. 設置認可後（又は届出後）に計画変更が発生した場合、どのような手続が必要ですか。

A. 認可又は届出の翌年度以降に提出する「AC 報告書」にて報告してください。ただし、その変更の内容が、認可時又は届出時の計画より教育研究水準を低下させるものである場合や設置の趣旨と異なるものである場合、結果として実態を反映しない計画書を提出したことによる虚偽申請となることがあり得ますので、早急に大学設置・評価室まで連絡してください。また、変更前の計画に基づいて大学側が学生等に対して民事上の債務、責任等を負っている場合、変更内容の説明や補償等、適切な対応が必要となります。

Q3-2. 認可後（又は届出後），課程認定等の手続の関係で設置計画の変更をする必要が生じましたが，どのように対応すればよいでしょうか。

A. 申請後にこのような事態が生じないよう，課程認定等の関係省庁・部署等への相談を可能な限り早期に進め，基本的に確定した設置計画で申請してください。やむを得ず設置計画を変更する場合は，「AC 報告書」において報告いただくとともに，必要であれば学則変更等の手続を行ってください。

Q3-3. 就任予定の教員が自己都合により就任辞退した場合や，既に就任している教員が自己都合により退職した場合は，どのように対応すればよいでしょうか。

A. 科目担当が不在にならないように早急に新たな教員を選任してください。辞任した教員が基幹教員の場合，必ず基幹教員を補充することが必要です。完成年度以前の場合，基幹教員であれば科目を担当する前に「AC 教員審査」が必要ですので，定められた期間に必要な書類を提出し教員審査を受けてください。

Q3-4. 諸事情により教員が一時休業することとなり，当該教員が復帰するまでの間は別の教員に科目を担当させますが，どのような手続が必要でしょうか。

A. 教員が一時休業する場合も，上記 Q3-3 に準じて対応してください。基幹教員については，科目担当が一時的なものであっても「AC 教員審査」を受ける必要があります。

Q3-5. 「AC 教員審査」において，不可や保留の判定を受けたため，開講時に教員が充当できなかった場合，どのように対応すべきですか。

A. 学生の学修を第一に考えていただき，臨時的に非常勤教員を充てることや開講時期を調整する等により，学生の学修に支障が決してないようにするとともに，速やかに基幹教員の補充を行ってください。

Q3-6. 認可申請時の計画においては，2名の基幹教員がそれぞれクラスを受け持ち，2クラスで実施する予定としていた授業科目が，学生の履修登録数の関係から1クラスで実施することとなった場合，クラスの授業を担当しなくなった基幹教員の担当単位数はその分を減じることとなるのでしょうか。

A. 教育課程編成時にはクラス分けが予定されていた場合で，学生の履修状況の都合により，クラス分けの実施がなくなり授業の予定がなくなった場合においても，授業設計等を通して当該学位プログラムの編成に責任を持っていることが説明できる場合は，基幹教員に係る単位数として算入して差し支えありません。ただし，基幹教員の要件を形式的に充足することのみを目的として，クラス分けの実態がないにもかかわらず，形式的にクラスを設けたり，形式的に当該授業科目の担当教員に加えたりする場合には，基幹教員の要件を満たすことにはなりませんのでご注意ください。

Q3-7. 設置した学部等の完成年度以前（学年進行中）に当該学部等を廃止したり，新たな学科等を追加したり，収容定員を変更することは可能ですか。

A. 設置認可や届出設置は，ある年の4月1日における「設置行為」を認可するというより，一

定の期間を通じた教育研究活動全体を通じて見た「設置計画」を認可するという性質のもので、合理的な理由なく変更することは不適切です。ただし、完成年度以前であっても、教育研究活動をより充実させるためなどの明確で合理的な理由がある場合は可能です。

#### 4 名称変更について

Q4-1. 学部学科等の名称変更は、どのような場合に認められますか。

- A. 名称変更前後で目的や養成する人材像、教育課程、授与する学位の分野等に変更がないことが前提です。なお、「大学設置基準」第40条の4等への適合性に係る専門的判断が必要であることから、名称変更を行う場合は大学設置分科会運営委員会の「事前相談」に諮るようになしてください。

Q4-2. 学科に設定しているコース等の名称を変更する場合、「事前相談」を含む名称変更の手続を行う必要がありますか。

- A. 大学・大学院と短期大学で異なります（コース等の趣旨については、Q1-64を参照してください）。

① 大学・大学院の場合

大学の学科又は大学院の研究科の専攻に設定しているコース等は独立した組織ではありませんので、名称変更の手続は不要です（ただし、学則に明記している場合は学則変更の手続（「私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について（通知）」（以下「通知」という）の5①ケ）を行ってください）。

② 短期大学の場合

短期大学の学科に設置する専攻課程は法令上認められた独立の組織ですので、学則変更の手続が必要です。ただし、手続の区分は、名称変更（通知2①イ）ではなく、その他の学則変更（通知5①ケ）となります。教育上の目的による学生の履修上の区分としてのコース等については、上記①と同様です。

Q4-3. 大学や学部等の英語名称のみを変更する場合、どのような手続を行えばよいでしょうか。

- A. 大学や学部等の英語名称のみを変更する場合は、大学設置・評価室への手続は不要です（「事前相談」も不要）。ただし、英語名称を学則で定めている場合は、学則変更の手続（通知5①ケ）を行ってください。

なお、大学、短期大学又は高等専門学校本体の英語名称は、ユネスコのポータルサイト（下記URL参照）に掲載されていますので、当該ページの修正を希望される場合は、参事官（国際担当）にお問合せください（学部等の英語名称は掲載されていないので、連絡は不要です）。

※ユネスコ「WHED : International Association of Universities' Worldwide Database of Higher Education Institutions, Systems and Credentials」

URL : <https://www.whed.net/home.php>

①上記HPの世界地図又はプルダウンリストより「Japan」を選択する。

②「Higher education institutions (HEIs)」を選択し、「OK」を押下する。

Q4-4. 教員免許の取得が可能な学科の名称を変更する場合、必要な手続がありますか。

A. 教職課程の学科名称変更の手続が必要となります。なお、教職課程の学科名称変更の手続については、総合教育政策局教育人材政策課（教員免許企画室教職課程認定係）が担当窓口となりますので、御留意ください。

## 5 その他の学則変更等について

Q5-1. 既設の学部の学科や短期大学の学科等にコース等を設置する場合は、どのような手続が必要ですか。

A. 大学・大学院と短期大学で手続が異なります（コース等の趣旨については、Q1-64を参照してください）。

### ① 大学・大学院の場合

既設の学科や研究科の専攻に新たにコース等を設定する場合は、設定に際しての文部科学省への手続は原則として不要ですが、コース等の設定を学則に明記する場合は学則変更の手続が必要となります。手続の詳細は、通知5①ケ（その他の学則変更）を参照してください。

### ② 短期大学の場合

既設の学科に新たに専攻課程を置く場合は、学科全体の定員を変更しない場合は、通知5①ウ（公私立短期大学の学科の専攻課程の設置）の手続を行ってください。専攻課程の設置によって学科全体の収容定員を変更する場合は、収容定員に係る学則変更の手続（認可申請又は届出）を行ってください。

教育上の目的によるコース等の履修上の区分の設定については、上記①と同様です。

Q5-2. 社会人学生が多い既設の大学院の研究科の専攻について、昼夜開講制又は夜間大学院としたいのですが、その場合の手続と留意点を教えてください。

A. 夜間に教育を行うに当たっては、個々の分野の特質に応じて、教育研究の水準の確保、大学院を専ら担当する教員の配置、夜間の学生の学習に配慮した施設や事務体制等について、実情に合わせた必要な措置を講じて十分な準備をしてください。

夜間教育を行う専攻については、「大学院設置基準」第2条の2や第14条を参照し、教育方法の特例について学則上に明記した上、通知5①ケ（その他の学則変更）の手続を行ってください。学則の記載例は次のとおりです。

（教育方法の特例）

第〇条 次の研究科又は専攻に、専ら夜間において教育を行う課程を置く。

〇〇研究科〇〇専攻 博士前期課程

Q5-3. 社会人学生が多い既設の大学院の研究科の専攻の修士課程において、昼夜開講制を活用して標準修業年限を短縮することは可能ですか。

- A. 「大学院設置基準」第3条第3項に従って、明確な履修上の区分を設け、特別選抜を実施し、昼夜開講制や集中授業による適切な教育と履修指導を行うことで、標準修業年限を短縮することが可能です。標準修業年限を短縮する専攻を学則上に明記した上、通知5①ケ（その他の学則変更）の手続を行ってください。学則の記載例は次のとおりです。

（標準修業年限）

第〇条 博士前期課程及び修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

3 前項の研究科、専攻又は学生の履修上の区分は、次のとおりとする。

〇〇研究科〇〇専攻 修士課程1年コース

〇〇研究科〇〇専攻 博士前期課程1年半修了〇〇専修プログラム

Q5-4. 既設の大学院の研究科のサテライトキャンパスを開設したいのですが、どのような手続が必要ですか。

- A. 特に手続の必要はありませんが、「大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件」に要件として定められているように、社会人等を対象としてその履修の利便を図るために、本部キャンパスの授業の一部を行うものであり、本部キャンパスに継続的に行うことが可能な者がサテライトキャンパスのみで教育課程の全てを履修することは想定されていないことに十分留意ください。校地・校舎の権利変更が伴う場合は、通知4の手続及び私学部参事官室に必要な届出を行ってください。

Q5-5. 入学者に欠員が生じてしまったので、翌年度に募集定員を増員することは可能ですか。

- A. 当該学年の欠員の範囲内であれば、編入学生や学内の転学部・転学科の受入れが可能ですが、定員を超える募集や既に定員を充たしている学年に更に受け入れることはできません（入学者選抜実施要項を参照）。

Q5-6. 教育課程や学納金に関する学則変更を行いたいのですが、留意すべき点はありますか。

- A. 入学者保護の観点から、教育課程や学納金など学生に直接関わりがある学則変更は、学生募集開始前に行ってください。また、同窓会費等納入が任意のものについては、そのことを明示するなど、入学者に対して適切な情報提供をすることが必要です。

Q5-7. 収容定員に係る学則変更の届出を行うほか、収容定員以外の事項に係る学則変更も予定している場合、両者を併せて一つの届出としてもよいでしょうか。

- A. 両者は別の観点に係る変更ですので、別々に届出を行ってください。ただし、収容定員に係る学則変更の届出において提出した学則案に記載している変更点について、再度学則変更の届出として提出することは要しません。

Q5-8. 学科等の学生募集を停止する場合、学内ではいつまでにどのようなことを行っておく必要がありますか。

A. 在学生や受験生にとって不利益とならないよう（例えば、次年度の学生募集開始後に募集停止を決定することがないよう）、貴学の責任で行っていただくようお願いします。

また、設置者の最高意思決定機関による議決日の記載を求めていますので、少なくとも理事会等の最高意思決定機関による議決は必要となります。

Q5-9. 教員免許の取得が可能な学科の学生募集を停止する場合、学科の廃止手続のほかに必要な手続がありますか。

A. 学科の廃止手続のほか、募集停止の前年度までに教職課程の取下げの手続が必要となります。

なお、教職課程の取下げの手続については、総合教育政策局教育人材政策課（教員免許企画室教職課程認定係）が担当窓口となりますので、御留意ください。

Q5-10. 大学等の設置認可後や収容定員に係る学則変更の認可後から当該大学等の開設までの間に、認可時の設置計画と異なる内容に変更する届出や、増員後の収容定員の範囲内において、各学部等の収容定員を認可された設置計画と異なる定員に変更する届出を行うことはできますか。

A. 大学等の設置認可や収容定員に係る学則変更の認可は、申請時に提出された学則（案）を含めた計画を認可するものであり、認可された計画について、さらなる変更を加える学則変更の届出を行うことは適切ではありません。認可後に届出の手続を行うことのないよう、認可申請時において、十分に計画を熟考の上、申請書を提出してください。なお、このような手続が行われた場合、虚偽申請として「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」に基づき不認可期間を設定するペナルティの対象となる可能性がありますので御留意ください。

Q5-11. 「私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について」に基づく届出を行ったのですが、当該届出が受理されたことの連絡はあるのでしょうか。

A. 届出については、当該届出書が提出された時点で手続は完了となりますので、受理連絡は行っていません。なお、提出された書類に形式的な不備等がある場合には、都度御連絡しますので、あらかじめ御承知おきください。

## 6 Web 相談について

Q6-1. 新たな学部等の設置を検討していますが、正式な手続きの前に Web 相談を行うことは必要でしょうか。

A. Web 相談は義務的なものではありません。Web 相談を行うことの必要性については、各申請者又は届出者にて御判断ください。

Q6-2. Web 相談では申請又は届出前の義務ではないとしても、相談はしたほうがよいのでしょうか。相談を行わないことで認可申請の審査等で不利になることはないのでしょうか。

A. Web 相談は申請又は届出に係る書類作成等に関する事務的な御質問に対して大学設置・評価室の事務官が助言等を行うものですので、書類作成等について不明点等がなければ御相談にい

らしていただく必要はありません。なお、Web相談は「事前審査」や「事前調整」の場ではありませんので、Web相談を行ったことを理由として審査上有利に扱われることはありませんし、Web相談を行わなかったことを理由として審査上不利に扱われることもありません。

Q6-3. Web相談では、どのようなアドバイス等をもたらえるのでしょうか。

- A. 申請又は届出に係る書類作成等に関する事務的な御質問について、助言等を行っています。なお、大学設置・評価室の事務官が対応者となりますので、教育課程や教員組織の妥当性等といった専門的見地に基づく判断を要する事項についてはお答えできません。

Q6-4. 本書の内容に沿って書類を作成しましたが、内容が合っているか不安です。Web相談の場で、不備や誤字・脱字など、全般的にチェックしていただくことはできますか。

- A. Web相談は1回につき最大1時間としておりますが、全般的な確認は多大な時間を要し所定の時間内にはできませんので、「全般的に問題はないか」、「各書類の記載に不備がないか」といった御質問はお断りしております。Web相談を行う際は、具体的にどの箇所を確認したいのかあらかじめ整理してください。

なお、記載の不備については、大学設置・評価室による確認を前提とするのではなく、申請者又は届出者の責任ある体制の下で確認していただくようお願いいたします（書類不備によって審査上不利に取り扱われることになった場合でも、大学設置・評価室は責任を負いかねます）。

Q6-5. 新たな学部等の設置認可申請を検討していますが、Web相談において、認可されるかの見通しについて教えていただくことはできますか。

- A. Web相談は事務官が対応者となりますので、専門的見地に基づく判断を必要とする事項についてはお答えできません。そのため、教育課程や教員組織等の具体的内容を示していただいても、その計画が認可されるかどうかといった御質問にはお答えできません（計画内容の妥当性については、正式な申請後に審議会が判断する事項です）。

Q6-6. 新たな学部等を届出で設置することを検討しています。学位の種類及び分野は変わらないと考えていますので届出設置が可能と思いますが、Web相談の場で認可申請又は届出のどちらの手続になるか教示していただけますか。

- A. 上記Q6-5に対する回答で示したとおり、Web相談においては専門的な判断を必要とする事項についてはお答えできません。そのため、教育課程や教員組織等の具体的内容を示していただいても、認可申請か届出かの確定的な判断はできません。届出設置の可否については、大学設置分科会運営委員会の「事前相談」に諮って確認してください。

Q6-7. 学科の名称変更を検討していますが、計画している内容が名称変更の手続で可能かどうかWeb相談の場で判断していただくことはできますか。

- A. 上記Q6-5・6-6に対する回答と同様に、そのような判断はできません。名称変更の可否については、大学設置分科会運営委員会の「事前相談」に諮って確認してください。

Q6-8. 新たな学部等の設置認可申請を予定しており Web 相談を希望していましたが、予約が取れませんでした。通常の受付枠とは別枠で特別に相談を受けていただくことはできませんか。

A. Web 相談は大学設置・評価室の事務官が対応者となることから、審議会の会議開催日等は相談対応をすることができず、相談日は限られています。そのため、相談希望が特定の時期に集中した場合、予約枠が埋まってしまい予約が取れないことがあります。その場合、上記御質問のような形で特別に相談を受けられたいとの御要望をいただくことがありますが、次年度に申請を予定している等の事情があるとしても、他の申請者等との公平性の観点から、そのような御要望はお断りしております。

簡易な内容の御質問であればメール又は電話でのお問合せも活用していただくようお願いいたします。

Q6-9. Web 相談を行うことができるのは、学校法人や大学を有する地方公共団体や公立大学法人等の担当者・関係者に限られるのでしょうか。これから学校法人を設立しようとする者も Web 相談を行うことはできますか。

A. Web 相談を行うための資格等の制限は設けておりませんので、これから学校法人を設立しようとしている方でも事前に御予約いただければ御相談は可能です。なお、学校法人の設立に関する御相談（寄附行為や設置経費等に関する事）については、私学部私学行政課法人係にお問合せください。

Q6-10. 設置認可等は予定しておりませんが、大学設置基準等の法令の一般的解釈について Web 相談の場で質問することはできますか。

A. 大学設置・評価室の Web 相談は具体的な手続の内容について事務的な御相談に応じているものです。法令の一般的な解釈については大学設置・評価室ではお答えできませんので、各法令所管課に直接お問合せください。

- ・ 大学設置基準，短期大学設置基準，大学院設置基準，大学通信教育設置基準，短期大学通信教育設置基準に関する事・・・大学振興課
- ・ 専門職大学院設置基準，専門職大学設置基準，専門職短期大学設置基準，高等専門学校設置基準に関する事・・・専門教育課

Q6-11 看護師，理学療法士，作業療法士等の養成や教員養成に係る学部等の設置を検討していますが、指定規則や課程認定に関する質問も可能ですか。

A. 看護師，理学療法士，作業療法士等の養成に係る指定規則や教員養成に係る課程認定に関する御質問は、大学設置・評価室ではお答えできませんので、各担当課に直接お問合せください。

- ・ 指定規則に関する事・・・医学教育課（管理栄養士に関する事のみ専門教育課）
- ・ 課程認定に関する事・・・総合教育政策局教育人材政策課（教員免許・研修企画室教職課程認定係）

Q6-12. 入学者選抜の実施方法や大学入学共通テスト利用等，入試制度全般について Web 相談の場で質問することはできますか。

A. 入試制度全般に関する御質問は、大学設置・評価室ではお答えできませんので、大学振興課大学入試室に直接お問合せください。

主な認可・届出事項等一覧(大学)

事項	公立			私立		
	認可／届出の別	関係書類の提出時期	担当窓口	認可／届出の別	関係書類の提出時期	担当窓口
1 大学の開設	認可	開設年度の前々年度の10月31日まで	大学設置室	認可	開設年度の前々年度の10月31日まで	大学設置室
2 大学の廃止	認可	在学生がいなくなった時(※1)	大学設置室	認可	在学生がいなくなった時(※)	大学設置室
3 大学院大学の開設	認可	開設年度の前々年度の10月31日まで	大学設置室	認可	開設年度の前々年度の10月31日まで	大学設置室
4 大学院大学の廃止	認可	在学生がいなくなった時(※)	大学設置室	認可	在学生がいなくなった時(※)	大学設置室
5 学部の設置	認可	開設年度の前々年度の3月31日まで	大学設置室	認可	開設年度の前々年度の3月31日まで	大学設置室
6 学部の設置(当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの)	届出	開設年度の前年度の12月31日まで	大学設置室	届出	開設年度の前年度の12月31日まで	大学設置室
7 学部の廃止	届出	在学生がいなくなることが確定した時	大学設置室	届出	在学生がいなくなることが確定した時	大学設置室
8 学科(課程)の設置	届出	開設年度の前年度の12月31日まで	大学設置室	認可	開設年度の前々年度の3月31日まで	大学設置室
9 学科(課程)の設置(当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの)	届出	開設年度の前年度の12月31日まで	大学設置室	届出	開設年度の前年度の12月31日まで	大学設置室
10 学科(課程)の廃止	届出	在学生がいなくなることが確定した時	大学設置室	届出	在学生がいなくなることが確定した時	大学設置室
11 通信教育の開設	認可	開設年度の前々年度の3月31日まで	大学設置室	認可	開設年度の前々年度の3月31日まで	大学設置室
12 通信教育の開設(当該大学が授与する通信教育に係る学位の種類及び分野の変更を伴わないもの)	届出	開設年度の前年度の12月31日まで	大学設置室	届出	開設年度の前年度の12月31日まで	大学設置室
13 通信教育の廃止	届出	在学生がいなくなることが確定した時	大学設置室	届出	在学生がいなくなることが確定した時	大学設置室
14 専攻科、別科の設置	届出	開設年度の前年度の12月31日まで	大学設置室	届出	開設年度の前年度の12月31日まで	大学設置室
15 専攻科、別科の廃止	届出	在学生がいなくなることが確定した時	大学設置室	届出	在学生がいなくなることが確定した時	大学設置室
16 収容定員の総数の増加	届出	学則変更年度の前年度の12月31日まで	大学設置室	認可	学則変更年度の前々年度の3月31日又は前年度の6月30日まで	大学設置室
17 収容定員の変更(※2)	届出	学則変更年度の前年度の12月31日まで	大学設置室	届出	学則変更年度の前年度の12月31日まで	大学設置室
18 学則の変更	届出	変更した時	大学設置室 (※)公立大学係 ※その他の学則変更のみの場合	届出	変更しようとする時	大学設置室
19 大学の目的の変更	-	-	-	届出	学則変更年度の前年度の12月31日まで	大学設置室
20 名称の変更	届出	学則変更年度の前年度の12月31日まで	大学設置室	届出	学則変更年度の前年度の12月31日まで	大学設置室
21 位置の変更	届出	学則変更年度の前年度の12月31日まで	公立大学係	届出	学則変更年度の前年度の12月31日まで	大学設置室
22 校地・校舎の変更	-	-	-	届出	変更しようとする年度の前年度の12月31日まで	私学部参事官 (※)大学設置室 ※直接教育の用に供する土地、建物等の変更の場合
23 通信教育に関する規程の変更	届出	変更しようとする時	大学設置室	届出	変更しようとする時	大学設置室
24 学長の決定	-	-	-	届出	決定した時	大学設置室
25 学生募集の停止	報告	募集停止を決定した時	大学設置室	報告	募集停止を決定した時	大学設置室
26 設置者の変更	認可	変更しようとするとき	大学設置室	認可	変更しようとする時	大学設置室

※1 学部等の設置者変更に伴う大学等の廃止認可申請を行う場合には、当該学部等の設置者変更の認可申請と同時。

※2 当該大学の収容定員の総数の増加を伴わないもの及び、私立の大学における減少変更後7年以内に減少変更前の収容定員の総数を超えない範囲で総数の増加を行うもの

主な認可・届出事項等一覧(短期大学)

事項	公立			私立			
	認可/ 届出の 別	関係書類の提出時期	担当窓口	認可/ 届出の 別	関係書類の提出時期	担当窓口	備考
1 短期大学の開設	認可	開設年度の前々年度の10月31日まで	大学設置室	認可	開設年度の前々年度の10月31日まで	大学設置室	
2 短期大学の廃止	認可	在学生がいなくなった時(※1)	大学設置室	認可	在学生がいなくなった時(※)	大学設置室	
3 学科の設置	認可	開設年度の前々年度の3月31日まで	大学設置室	認可	開設年度の前々年度の3月31日まで	大学設置室	
4 学科の設置(当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの)	届出	開設年度の前年度の12月31日まで	大学設置室	届出	開設年度の前年度の12月31日まで	大学設置室	
5 学科の廃止	届出	在学生がいなくなることが確定した時	短期大学係	届出	在学生がいなくなることが確定した時	短期大学係	
6 専攻課程の設置	届出	開設年度の前年度の12月31日まで	短期大学係	届出	開設年度の前年度の12月31日まで	短期大学係	当該大学の収容定員の総数が増加しない場合に限る。
7 専攻課程の廃止	届出	在学生がいなくなることが確定した時	短期大学係	届出	在学生がいなくなることが確定した時	短期大学係	
8 通信教育の開設	認可	開設年度の前々年度の3月31日まで	大学設置室	認可	開設年度の前々年度の3月31日まで	大学設置室	
9 通信教育の開設(当該大学が授与する通信教育に係る学位の種類及び分野の変更を伴わないもの)	届出	開設年度の前年度の12月31日まで	大学設置室	届出	開設年度の前年度の12月31日まで	大学設置室	
10 通信教育の廃止	届出	在学生がいなくなることが確定した時	短期大学係	届出	在学生がいなくなることが確定した時	短期大学係	
11 専攻科、別科の設置	届出	開設年度の前年度の12月31日まで	短期大学係	届出	開設年度の前年度の12月31日まで	短期大学係	
12 専攻科、別科の廃止	届出	在学生がいなくなることが確定した時	短期大学係	届出	在学生がいなくなることが確定した時	短期大学係	
13 収容定員の総数の増加	届出	学則変更年度の前年度の12月31日まで	短期大学係	認可	学則変更年度の前々年度の3月31日又は前年度の6月30日まで	大学設置室	
14 収容定員の変更(※2)	届出	学則変更年度の前年度の12月31日まで	短期大学係	届出	学則変更年度の前年度の12月31日まで	短期大学係	
15 専攻課程間の入学定員の変更	届出	変更した時	短期大学係	届出	変更しようとする時	短期大学係	当該大学の収容定員の総数が増加しない場合に限る。
16 学則の変更	届出	変更した時	短期大学係	届出	変更しようとする時	短期大学係	
17 目的の変更	-	-	-	届出	学則変更年度の前年度の12月31日まで	短期大学係	
18 名称の変更	届出	学則変更年度の前年度の12月31日まで	短期大学係	届出	学則変更年度の前年度の12月31日まで	短期大学係	
19 位置の変更	届出	学則変更年度の前年度の12月31日まで	短期大学係	届出	学則変更年度の前年度の12月31日まで	短期大学係	
20 校地・校舎の変更	-	-	-	届出	変更しようとする年度の前年度の12月31日まで	私学部参事官 ※短期大学係	※直接教育の用に供する土地、建物等の変更の場合
21 通信教育に関する規程の変更	届出	変更しようとする時	短期大学係	届出	変更しようとする時	短期大学係	
22 学長の決定	-	-	-	届出	決定した時	短期大学係	
23 学生募集の停止	報告	募集停止を決定した時	短期大学係	報告	募集停止を決定した時	短期大学係	
24 設置者の変更	認可	変更しようとするとき	大学設置室	認可	変更しようとする時	大学設置室	

※1 学科の設置者変更に伴う短期大学等の廃止認可申請を行う場合には、当該学科の設置者変更の認可申請と同時。

※2 当該大学の収容定員の総数の増加を伴わないもの及び、私立の短期大学における減少変更後7年以内に減少変更前の収容定員の総数を超えない範囲で総数の増加を行うもの

主な認可・届出事項等一覧(大学院)

事項	公立			私立		
	認可/ 届出の 別	関係書類の提出時期	担当窓口	認可/ 届出の 別	関係書類の提出時期	担当窓口
1 大学院の新設	認可	開設年度の前々年度の3月31日まで	大学設置室	認可	開設年度の前々年度の3月31日まで	大学設置室
2 大学院の廃止	認可	在学生がいなくなった時(※)	大学設置室	認可	在学生がいなくなった時(※)	大学設置室
3 研究科、専攻及び課程の設置	認可	開設年度の前々年度の3月31日まで	大学設置室	認可	開設年度の前々年度の3月31日まで	大学設置室
4 研究科、専攻及び課程の設置(当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの)	届出	開設年度の前年度の12月31日まで	大学設置室	届出	開設年度の前年度の12月31日まで	大学設置室
5 研究科、専攻の廃止	届出	在学生がいなくなることが確定した時	大学設置室	届出	在学生がいなくなることが確定した時	大学設置室
6 通信教育の開設	認可	開設年度の前々年度の3月31日まで	大学設置室	認可	開設年度の前々年度の3月31日まで	大学設置室
7 通信教育の開設(当該大学が授与する通信教育に係る学位の種類及び分野の変更を伴わないもの)	届出	開設年度の前年度の12月31日まで	大学設置室	届出	開設年度の前年度の12月31日まで	大学設置室
8 収容定員の変更(法科大学院を除く)	届出	学則変更年度の前年度の12月31日まで	大学設置室	届出	学則変更年度の前年度の12月31日まで	大学設置室
9 収容定員の変更(法科大学院)	届出	学則変更年度の前年度の12月31日まで	大学設置室	認可	学則変更年度の前々年度の3月31日又は前年度の6月30日まで	大学設置室
10 学則の変更	届出	変更した時	大学設置室 (※)公立大学係 ※その他の学則変更のみの場合	届出	変更しようとする時	大学設置室
11 名称の変更	届出	学則変更年度の前年度の12月31日まで	大学設置室	届出	学則変更年度の前年度の12月31日まで	大学設置室
12 学生募集の停止(法科大学院を除く)	報告	募集停止を決定した時	大学設置室	報告	募集停止を決定した時	大学設置室
13 学生募集の停止(法科大学院)	報告	募集停止を決定した時	法科大学院係	報告	募集停止を決定した時	法科大学院係

※ 研究科の設置者変更に伴う大学院の廃止認可申請を行う場合には、当該研究科の設置者変更の認可申請と同時。

## ○ 学位の種類及び分野の変更等に関する基準

（平成十五年三月三十一日  
文部科学省告示第三十九号）

最終改正 令四・九・三十文科告百三十

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第五項及び学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条の二第二項の規定に基づき、学位の種類及び分野の変更等に関する基準を次のように定める。

学位の種類及び分野の変更に関する基準

（学位の種類及び分野の変更に関する基準）

**第一条** 大学の学部若しくは学部の学科、大学の大学院の研究科若しくは研究科の専攻若しくは短期大学の学科の設置又は当該専攻に係る課程の変更（以下この項において「設置等」という。）であつて、学校教育法（以下「法」という。）第四条第二項第一号又は学校教育法施行令（以下「令」という。）第二十三条の二第一項第一号に該当するものは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する設置等とする。

一 設置等の前後において、当該大学が授与する別表第一の上欄に掲げる学位の種類の変更を伴わないこと

二 設置等の前後において、別表第一の上欄に掲げる学位の種類に応じ同表の下欄に掲げる学位の分野の変更を伴わないこと

2 前項の規定は、同項に規定する設置等のうち次の各号に掲げる大学の学部若しくは学部の学科又は短期大学の学科の設置については、適用しない。

一 大学又は短期大学が専門職学科（大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第四十二条第一項又は短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第三十五条に規定する専門職学科をいう。以下この号及び次号において同じ。）を設けていない学位の分野について当該大学が行う専門職学部（大学設置基準第四十二条第二項に規定する専門職学部をいう。次号において同じ。）若しくは専門職学科の設置又は当該短期大学が行う専門職学科の設置

二 大学又は短期大学が専門職学科以外の学科を設けていない学位の分野について当該大学が行う専門職学部以外の学部若しくは専門職学科以外の学科の設置又は当該短期大学が行う専門職学科以外の学科の設置

3 大学における通信教育の開設（以下この項において「開設」という。）であつて、

令第二十三条の二第二項第三号に該当するものは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する開設とする。

一 開設の前後において、当該大学が授与する別表第一の上欄に掲げる学位の種類の変更を伴わないこと

二 開設の前後において、別表第一の上欄に掲げる学位の種類に応じ同表の下欄に掲げる学位の分野の変更を伴わないこと

（学位の分野の変更に関する基準）

**第二条** 高等専門学校等の学科の設置であつて、令第二十三条の二第一項第二号に該当するものは、当該設置の前後において、別表第二に掲げる学科の分野の変更を伴わないものとする。

**附則**

この告示は、平成十五年四月一日から施行する。

**附則**（平一七・九・三〇文科告一五〇）

この告示は、平成十七年十月一日から施行する。

**附則**（平一九・三・一文科告三二）

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

**附則**（平二六・二・三文科告一五）

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

**附則**（平二六・一・一四文科告一七二）

この告示は、公布の日から施行する。

**附則**（平三〇・一・二六文科告四）

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

## 別表第一

学位の種類	学 位 の 分 野
学士、修士及び博士	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係、医学関係、歯学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係、保健衛生学関係（リハビリテーション関係））、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）
学士（専門職）	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）
専門職学位（法務博士（専門職）及び教職修士（専門職）を除く。）	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係、医学関係、歯学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）
専門職学位のうち法務博士（専門職）	法曹養成関係
専門職学位のうち教職修士（専門職）	教員養成関係
短期大学士	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）
短期大学士（専門職）	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）

備考 学際領域等右記の区分により難い学位の分野の判定に当たっては、既設の学部等の廃止を伴い、かつ設置等又は開設に係る学部等の教員数（大学設置基準その他の法令の規定に基づき必要とされる教員数をいう。以下同じ。）の半数以上が当該既設の学部等に所属していた教員で占められること等により、設置等又は開設の前後において、当該大学が授与する学位の分野の変更を伴わないと認められる場合に限り、第一条第一項第二号又は第三項第二号の規定に該当するものとして取り扱う。

## 別表第二

学科の種類	学 科 の 分 野
高等専門学校の学科	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）
備考 学際領域等右記の区分により難い学科の分野の判定に当たっては、既設の学科の廃止を伴い、かつ設置等に係る学科の教員数の半数以上が当該既設の学科に所属していた教員で占められること等により、当該設置の前後において、学科の分野の変更を伴わないと認められる場合に限り、第二条の規定に該当するものとして取り扱う。	

○ 学校教育法施行令第二十三条の二第一項第四号の規定による分野を定める件

(令和五年三月二十九日  
文部科学省告示第三十五号)

学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第二十三条の二第一項第四号の規定により、文部科学大臣が定めることとされた分野について次のように定め、令和六年三月一日から施行し、平成十七年文部科学省告示第五十一号(学校教育法施行令第二十三条の二第一項第四号の規定による分野を定める件)は、令和六年二月二十九日限り、廃止する。

医師、歯科医師、薬剤師、獣医師及び船舶職員の養成に係る分野

○ 学校教育法施行令第二十三条の二第一項第六号の規定による分野を定める件

(令和元年十月三十一日  
文部科学省告示第九十六号)

学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第二十三条の二第一項第六号の規定により、文部科学大臣が定めることとされた分野について次のように定め、令和三年四月一日から施行する。

法曹の養成に係る分野

○ 大学、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準

（平成十五年三月三十一日）  
文部科学省告示第四十五号

最終改正 令七・九・二十四文科告一一一

第一条

文部科学大臣は、大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）

に関する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第四条第一項の認可（設置者の変更及び廃止に係るものを除く。次条第一号及び第五条第一項を除き、以下同じ。）の申請の審査に関しては、法、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）、短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）、専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）その他の法令に適合すること及び次に掲げる要件を満たすことを審査の基準とする。

- 一 長期的かつ安定的に学生の確保を図ることができる見通しがあること。
- 二 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的が、人材の需要の動向を考慮して定められている等社会の要請を十分に踏まえたものであること。
- 三 大学等に関する法第四条第一項の認可の申請（学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条の二第一項第四号及び第六号に規定する文部科学大臣の定める分野に係る私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は法第八八条第二項の大学の学科の収容定員に係る学則の変更であつて、当該分野ごとの収容定員の総数の増加を伴わないものを除く。次号において同じ。）に係る大学に置く学部（学部の学科ごと）に修業年限が異なる場合は学科。以下この条において同じ。）（大学設置基準第四十一条に規定する学部等連係課程実施基本組織を除く。以下この条において同じ。）又は短期大学に置く学科（学科の専攻課程ごと）に修業年限が異なる場合は専攻課程。以下この条において同じ。）（短期大学設置基準第三条の二第一項に規定する学科連係課程実施学科を除く。以下この条において同じ。）若しくは高等専門学校に置く学科の収容定員充足率（当該認可の申請をする年度の五月一日現在の収容定員（通信教育に係るものを除く。）の数に対する学生（通信教育に係る課程に在籍する者を除く。）の数の割合（当該割合の小数点以下二位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）をいう。以下この条において

同じ。）が、一・一五倍（当該認可の申請をする年度において、収容定員（通信教育に係るものを除く。）が四千人以上の大学の学部であつて、入学定員が百人以上三百人未満のものにあつては一・一〇倍、入学定員が三百人以上のものにあつては一・〇五倍）未満であること。

- 四 大学等に関する法第四条第一項の認可の申請に係る大学に置く学部又は短期大学若しくは高等専門学校に置く学科の収容定員充足率が、〇・五倍を上回ること。
- 五 歯科医師、薬剤師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置若しくは収容定員増又は医師の養成に係る大学等の設置でないこと。
- 六 専門職大学院設置基準第十八条第一項に規定する法科大学院（第五条及び第六条において単に「法科大学院」という。）の設置でないこと。

- 2 大学等に関する法第四条第一項の認可の申請に係る大学等に置く学部等（学部又は学科（短期大学及び高等専門学校の学科に限る。）をいう。以下この条において同じ。）が次のいずれにも該当する場合における前項第三号の収容定員充足率の算定については、当該学部等に在籍する学生の数から修業年限超過学生（修業年限を超えて在籍している学生をいう。以下この項において同じ。）であつて修業年限を超えて在籍する期間が二年以内のもの（数（海外の大学、短期大学又は高等専門学校に留学した修業年限超過学生にあつては、修業年限を超える在籍期間が三年以内のもの（数）を控除するものとする。）

- 一 毎年度、授業計画書（授業科目、授業の方法及び内容、年間の授業の計画、成績評価の方法及び基準その他の授業の実施に関する事項を記載したものをいう。）を作成し、公表していること。
- 二 GPA等（学生等の履修科目に係る成績の平均を数値で表す客観的な指標又はこれに準ずるものをいう。）及びその算出方法の設定、公表及び適切な運用を行っていること。

- 3 成績不振の学生への個別指導を大学等として主体的に実施していること。

- 3 大学等に関する法第四条第一項の認可の申請に係る大学等に置く学部等であつて当該学部等の設置後当該学部等における修業年限に相当する年数を経過していないもの又は当該学部等の収容定員を変更した後修業年限に相当する年数（編入学定員を変更した学部等にあつては、当該学部等の修業年限に相当する年数と編入学定員を設けている年次の年数との差に相当する年数を加えた年数）を経過していないものに対する第一項第三号及び第四号の規定の適用については、同項第三号中「収容定員（通信教育に係るものを除く。）の数」とあるのは「修業年限における年次に区分した入学定員（大学が編入学定員を設けている場合における編入学定員を設けている年次以上の年次にあつては、入学定員と編入学定員の合計数）に相当する数の合計の数」とする。

4 大学等に関する法第四条第一項の認可の申請に係る大学等に置く学部等（申請の日において当該学部等の設置後当該学部等における修業年限に相当する年数を経過していないもの又は当該学部等の収容定員を変更した後修業年限に相当する年数（編入学定員を変更した学部等にあつては、当該学部等の修業年限に相当する年数と編入学定員を設けている年次の年数との差に相当する年数に一年を加えた年数）を超過していないものを除く。）であつて当該大学等の国際競争力の向上に資するものとして文部科学大臣が別に定めるところにより認定するものに対する第一項第三号の規定の適用については、同号中「一・二五倍」とあるのは「一・二〇倍」と、「一・一〇倍」とあるのは「一・一五倍」と、「一・〇五倍」とあるのは「一・一〇倍」とする。

5 外国に学部又は学科を設ける大学及び外国に学科を設ける短期大学に対する第一項第三号の規定の適用については、収容定員充足率に当該大学が外国に設ける学部（学部のうち一部の学科のみを外国に設ける場合には当該一部の学科）又は当該短期大学が外国に設ける学科（以下この条において「外国に設ける学部等」という。）のうち開設後修業年限に相当する年数が経過していないものに係る収容定員充足率を含まないものとし、同号中「一・〇五倍」とあるのは、「一・〇五倍、第五項に規定する外国に設ける学部等であつて、設置後修業年限に相当する年数が経過したものにあつては一・三〇倍」とする。

6 外国に学部又は学科を設ける大学及び外国に学科を設ける短期大学に対する第一項第四号の規定の適用については、収容定員充足率に外国に設ける学部等であつて設置後当該学部等における修業年限に相当する年数を経過していないものに係る収容定員充足率を含まないものとする。

7 第一項第五号の規定は、法第四条第一項の認可のうち臨床薬学に関する学科（薬学に関する学部の学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものをいう。以下同じ。）の設置及び臨床薬学に関する学科の収容定員増に係る学則の変更（以下「臨床薬学に関する学科の設置等」という。）の認可の申請であつて、地域における薬剤師の数その他の事情を勘案して薬剤師の確保を特に図るべき地区として文部科学大臣が別に定める基準に該当する区域において、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号。以下「医療介護総合確保法」という。）第四条第一項の都道府県計画その他の都道府県が作成する計画に基づき行おうとするもの（臨床薬学に関する学科の収容定員増に係る学則の変更にあつては、当該計画に当該大学の臨床薬学に関する学科に係る入学定員及び編入学定員（以下「入学定員等」という。）の増加として記載された人数の増加を行うことにより算出される収容定員増を行おうとするものに限る。）の審査については、適用しない。

## 第二条

文部科学大臣は、大学等に関する法第四条第一項の認可の申請を審査する場合において、大学等に関する法第四条第一項の認可の申請を行った者（以下「認可申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認可をしないものとする。

一 大学等に関する法第四条第一項の認可の申請又は同条第二項の届出において、偽りその他不正の行為があつたものであつて、当該行為が判明した日から起算して五年以内で相当と認める期間を経過していないもの

二 認可申請者が設置する大学等について、法第四条第三項に規定する命令、法第十五条第一項に規定する勧告又は同条第二項及び第三項に規定する命令（以下この号において「命令等」という。）を受けたにもかかわらず、当該命令等に係る事項の改善が認められない者

三 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第十三条に規定する設置計画の履行の状況が著しく不適当と認められる大学等を設置する者

## 第三条

文部科学大臣は、法第四条第一項の認可の申請のうち医師の養成に係る収容定員増に係る学則の変更の認可の申請については、令和七年度に令和十二年度までの期間を付して医学に関する学部の学科（以下「医学部」という。）に係る収容定員増を行おうとする大学が、当該大学の医学部に係る入学定員等に次の各号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増を行おうとするものである場合に限り認可を行うことができる。

一 医療介護総合確保法第四条第一項の都道府県計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画に当該大学の医学部に係る入学定員等の増加として記載された人数（地域における医師の確保に資するため、医師が不足すると見込まれる地域の病院又は診療所に将来勤務しようとする当該大学の医学部の学生に対する修学資金を都道府県が貸与しようとする人数以内に限る。）の増加又は各都道府県における医療を確保するために特に必要があると認められる場合の自治医科大学における人数の増加

二 当該大学の医学部において、他の大学と協力して教育研究を行い、基礎医学及び社会医学に関する優れた研究者の養成を重点的に担おうとする場合の当該医学部における三人以内の増加

2 文部科学大臣は、前項の学則の変更の認可の申請を審査する場合において、当該学則を変更する年度における全国の大学の医学部に係る入学定員等の合計数の見込みが九千四百三十人を超えない範囲で認可を行うものとする。

3 第一項の認可の申請の審査については、前二条に掲げる基準のほか、当該大学に係る地域における社会的な医師の養成に係る需要に照らした大学の医学部に係る収容

定員の状況に照らして行うものとする。

**第四条** 第一条第七項の規定により同条第一項第五号の規定が適用されない場合における臨床薬学に関する学科の設置等の認可の申請の審査については、当該大学が行おうとする地域における薬剤師の確保のための教育内容及び薬剤師が不足すると見込まれる地域の医療機関又は薬局に将来勤務しようとする当該大学の臨床薬学に関する学科の学生に対する修学資金の貸与その他の支援（第一条第七項の文部科学大臣が別に定める基準に該当する区域の都道府県が行うもの又は当該都道府県の知事が認めたものに限る。）の内容（臨床薬学に関する学科の収容定員増に係る学則の変更にあつては、医療介護総合確保法第四条第一項の都道府県計画その他の都道府県が作成する計画に当該大学の臨床薬学に関する学科の入学定員等の増加として記載された人数の支援に必要な内容を含むものとする。）に照らして行うものとする。

**第五条** 文部科学大臣は、法第四条第一項の認可の申請のうち法科大学院に係る収容定員増に係る学則の変更の認可の申請については、法科大学院に係る収容定員増を行うことにより算出される収容定員増を行うこととするものである場合に限り認可を行うことができる。

一 当該増加後の当該大学の法科大学院に係る入学定員が、令和元年度の当該大学の法科大学院に係る入学定員のうち平成三十一年四月一日に入学する予定の者として募集が行われた数（当該増加を行う年度の前年度までに、当該大学の法科大学院に係る入学定員減について他の大学の法科大学院が次号に規定する増加により算出される収容定員増に係る学則の変更を行った場合にあつては、令和元年度の当該大学の法科大学院に係る入学定員のうち平成三十一年四月一日に入学する予定の者として募集が行われた数から当該他の大学の法科大学院の増加の人数を減じた数）以下となる場合の当該増加

二 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号）第四条第一号から第三号までに規定する学識等を涵養するための教育について優れた実績を有する法科大学院が、令和二年度以降に他の大学の法科大学院が行った入学定員減の人数以内で行う増加

三 文部科学大臣は、前項の認可の申請の審査において、令和元年度における全国の大学の法科大学院に係る入学定員のうち平成三十一年四月一日に入学する予定の者として募集が行われた数の総数を超えない範囲で認可を行うものとする。

3 第一項の認可の申請の審査については、第一条及び第二条に掲げる基準のほか、当該大学の法科大学院に係る地域における法科大学院の収容定員の状況に照らして行うものとする。

**第六条** 文部科学大臣は、法第四条第一項の認可の申請のうち、既設の医師、歯科医師、

薬剤師、獣医師若しくは船舶職員の養成に係る学部若しくは学部の学科（以下この条において「医学部等」という。）又は既設の法科大学院を廃止し、その職員組織等を基に医学部等若しくは法科大学院の設置又は既設の医学部等若しくは法科大学院の収容定員増を行うものとするものについては、当該設置又は収容定員増をした後の当該医学部等又は法科大学院に係る入学定員等が、廃止する既設の医学部等又は法科大学院に係る入学定員等の合計（既設の医学部等又は法科大学院の収容定員増の場合にあつては、廃止する既設の医学部等又は法科大学院及び収容定員増を行う既設の医学部等又は法科大学院に係る入学定員等の合計）を超えない場合には、第一条第一項第五号及び第六号並びに第三条及び前条の規定にかかわらず、認可を行うことができる。ただし、廃止する、又は収容定員増を行う既設の医学部等に係る入学定員等に、第三条に基づく収容定員増を行った人数が含まれる場合については、当該収容定員増の趣旨の変更を伴わない設置又は収容定員増に限り認可を行うことができる。

2 前項における医学部の設置又は収容定員増に係る審査については、第一条第一項第一号から第四号まで及び第二条に掲げる基準のほか、当該医学部に係る地域における社会的な医師の養成に係る需要に照らした大学の医学部に係る収容定員の状況に照らして行うものとする。

## 附則

1 この告示は、平成十五年四月一日から施行する。

2 令和三年度の大学等の入学者のうち、次の各号のいずれかに該当する者の数については、収容定員充足率（第一条第一項第四号に定めるものを除く。附則第四項において同じ。）の算定に当たり学生の数に含まないものとする。

一 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の病原体に感染したこと又は感染したおそれのあることなどにより、当該大学等の入学者を選抜するための試験を予定の日に受験することができず、当該大学等の定めるところにより後日行われた試験を受験して合格し、入学した者

二 令和三年二月十三日に発生した福島県沖を震源とする地震により被害を受けた地域の交通機関が復旧していないことなどにより、当該大学等の入学者を選抜するための試験を予定の日に受験することができず、当該大学等の定めるところにより後日行われた試験を受験して合格し、入学した者

3 令和六年度において、医学部に係る入学定員等に第三条第一項各号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増（令和七年度に令和十二年度までの期間を付して行うものに限る。）に係る学則の変更の認可を受けようとする大学が行う当該認可の申請の審査に関しては、第一条第一項第三号及び第四号の規定は、適用しない。

4 令和四年度及び令和五年度の大学等の入学者のうち、附則第二項第一号に該当する者の数については、収容定員充足率の算定に当たり学生の数に含まないものとする。

**附則**（平一七・三・三二文科告五二）

この告示は、平成十七年四月一日から施行する。

**附則**（平一八・三・三二文科告五一）

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

**附則**（平一九・三・三〇文科告五〇）

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

**附則**（平二〇・九・三〇文科告一五三）

この告示は、公布の日から実施する。

**附則**（平二一・一・一一文科告一七二）

この告示は、公布の日から施行する。

**附則**（平二二・一・一〇文科告一四七）

この告示は、公布の日から施行する。

**附則**（平二三・一・一四文科告一五八）

この告示は、公布の日から施行する。

**附則**（平二四・一・一九文科告一六三）

この告示は、公布の日から施行する。

**附則**（平二五・二・二八文科告二一）

この告示は、平成二十五年三月一日から施行する。

**附則**（平二五・一・一一文科告一五六）

この告示は、公布の日から施行する。

**附則**（平二六・一・〇七文科告一四九）

この告示は、公布の日から施行する。

**附則**（平二七・九・一八文科告一五四）

（施行期日）

1 この告示は、平成二十七年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成二十九年度の大学の開設等（改正後の第一条第三号に規定する大学の開設等をいう。以下この項において同じ。）に係る認可の申請に対する同号の規定の適用については、同号中「一・一五」とあり、及び「一・一〇」とあるのは「一・三〇」と、「一・〇五」とあるのは「一・二五」とし、平成三十年度の大学の開設等に係る認可の申請に対する同号の規定の適用については、同号中「一・一五」とあるのは「一・二五」と、「一・一〇」とあるのは「一・二〇」と、「一・〇五」とあるのは「一・一五」とする。

**附則**（平二七・一・〇一文科告一六二）

この告示は、公布の日から施行する。

**附則**（平二八・一・〇三文科告一三八）

この告示は、公布の日から施行する。

**附則**（平二九・九・二九文科告一二六）

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

**附則**（平三〇・一・〇九文科告八四）

この告示は、公布の日から施行する。

**附則**（令元・一・〇二文科告七四）

この告示は、公布の日から施行する。

**附則**（令元・一・〇三文科告九五）

1 この告示は、公布の日から施行し、令和二年度において認可を行う申請の審査から適用する。

（経過措置）

2 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項の認可の申請のうち、令和元年度に申請が行われるものに対する改正後の第一条第一項第三号の規定の適用については、同号中「当該認可の申請をする年度から」とあるのは「令和元年度又は令和二年度のいずれかの年度（以下この号において「基準年度」という。）から」と、「当該認可の申請をする年度において」とあるのは「当該平均入学定員超過率に係る基準年度において」とする。

**附則**（令元・一・〇三文科告九七）

（施行期日等）

1 この告示は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、令和二年一月一日から施行する。

2 令和三年四月一日前にされた令和三年度以降の法科大学院の設置の認可の申請又は学校教育法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第二百二十八号）附則第二項の規定による令和三年度以降の法科大学院に係る収容定員増に係る学則の変更の認可の申請については、文部科学大臣は、この告示による改正前の第一条及び第二条に掲げる基準のほか、それぞれこの告示による改正後の第一条第一項第五号又は第四条の規定の例により、その審査を行うものとする。

（失効）

3 第一条第一項第六号及び第五条の規定は、令和十三年三月三十一日限り、その効力を失う。

**附則**（令二一・一・〇二九文科告一三五）

この告示は、公布の日から施行する。

**附則**（令三三・二・一二文科告九）

この告示は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年二月十三日）から施行する。

**附則**（令三三・五・二八文科告八八）

この告示は、公布の日から施行する。

**附則**（令三・九・一文科告一五三）

この告示は、公布の日から施行する。

**附則**（令三・十一・十七文科告一九二）

この告示は、公布の日から施行する。

**附則**（令四・八・三文科告一〇六）

この告示は、公布の日から施行する。

**附則**（令四・九・三〇文科告一一九）

（施行期日）

1 この告示は、令和四年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にされている大学の設置等（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第一条に規定する大学の設置等をいう。次項において同じ。）の認可の申請に係る審査に対する改正後の第一条第一項第三号及び第六項の規定は、なお従前の例による。

3 令和五年度に行おうとする国際連携学科等の設置等（大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第五十条第一項、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第四十三条第一項、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第六十二条第一項及び専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第五十九条第一項に規定する国際連携学科の設置、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第三十五条第一項及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第三十五条第一項に規定する国際連携専攻の設置並びに国際連携専攻に係る課程の変更をいう。）及び令和六年度に行おうとする大学の設置等の認可の申請（令和六年三月以後に申請が行われるものを除く。）に係る審査に対する第一条第一項第三号及び第五項並びに附則第二項及び第四項の規定の適用については、同条第一項第三号中「が、」とあるのは「又は平均入学定員超過率（大学、短期大学及び高等専門学校）の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示（令和四年文部科学省令第二百二十九号）による改正前の第一条第一項第三号に規定する平均入学定員超過率をいう。以下同じ。）が、」と、同条第四項中「収容定員充足率」とあるのは「収容定員充足率又は平均入学定員超過率」と、附則第二項及び第四項中「の算定」とあるのは「又は平均入学定員超過率の算定」と、「学生」とあるのは「学生又は入学者」とする。

4 改正後の第一条第一項第四号の規定は、令和五年度又は令和六年度に行おうとする大学の設置等の認可の申請に係る審査については、適用しない。

**附則**（令五・二・二十八文科告八抄）

1 この告示は、公布の日から施行する。

**附則**（令五・三・二十九文科告三四抄）

（施行期日等）

**第一条** この告示は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項及び次条の規定は、令和五年十月一日から施行する。

2 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項の認可の申請のうち、令和七年四月一日前にされた令和七年度以降に行おうとする薬学に関する学部（以下「臨床薬学」という。）の設置及び臨床薬学に関する学部の収容定員増に係る学則変更（次条において「臨床薬学に関する学部の設置等」という。）の認可の申請については、文部科学大臣は、この告示による改正後の大学、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準第一条及び第四条の規定の例により、その審査を行うものとする。

（経過措置）

**第二条** 前条第二項の規定は、令和七年度に行おうとする臨床薬学に関する学部の設置等の認可の申請のうち、令和五年十月一日において現に当該申請についての意思の決定及びその内容の公表（当該意思の決定を証する書類の刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法により行われているものに限る。）並びに当該臨床薬学に関する学部の設置等をするために必要な校舎等の施設又は設備の設置又は整備に関する契約の締結が行われているものに係る審査については、適用しない。

（検討）

**第三条** 文部科学大臣は、この告示の施行後五年を用途として、この告示による改正後の規定の施行の状況並びに地域及び社会における薬剤師の養成に係る需要に照らした臨床薬学に関する学部の収容定員の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附則**（令五・六・二二文科告五二）

この告示は、公布の日から施行する。

**附則**（令五・九・一文科告一〇二）

この告示は、公布の日から施行する。

**附則**（令六・九・二文科告一七八）

この告示は、公布の日から施行する。

**附則**（令六・十一・二十六文科告一五八）

この告示は、公布の日から施行する。

**附則**（令七・九・二四文科告一一一）

この告示は、公布の日から施行する。